

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月24日
【事業年度】	第62期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	株式会社オリエントコーポレーション
【英訳名】	Orient Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯盛 徹夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 中川 博雄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 中川 博雄
【縦覧に供する場所】	株式会社オリエントコーポレーションさいたま支店 (さいたま市浦和高砂1丁目13番4号) 株式会社オリエントコーポレーション千葉支店 (千葉市美浜区中瀬1丁目3番地) 株式会社オリエントコーポレーション横浜支店 (横浜市中区太田町1丁目8番地) 株式会社オリエントコーポレーション名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目1番1号) 株式会社オリエントコーポレーション大阪支店 (大阪市中央区本町3丁目5番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月		2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
営業収益	(百万円)	224,398	233,369	243,135	229,793	229,806
経常利益	(百万円)	30,088	21,964	24,439	22,553	28,994
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	28,021	28,877	20,654	19,695	19,476
包括利益	(百万円)	34,264	23,444	15,965	33,136	15,106
純資産	(百万円)	259,405	256,468	251,569	228,464	216,837
総資産	(百万円)	5,475,341	5,542,940	5,584,777	3,813,957	3,752,049
1株当たり純資産額	(円)	109.25	119.27	125.39	119.90	124.98
1株当たり当期純利益	(円)					
普通株式に係る1株当たり 当期純利益		13.28	15.19	10.85	10.54	10.55
第一回種優先株式に係る 1株当たり当期純利益		64.03	44.80	45.73	54.35	108.45
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	13.27	15.19	10.85	10.54	10.55
自己資本比率	(%)	4.7	4.6	4.5	5.9	5.7
自己資本利益率	(%)	10.0	11.2	8.1	8.9	8.8
株価収益率	(倍)	12.58	7.44	11.15	16.45	11.75
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	77,634	41,723	66,772	54,580	81,757
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	36,614	27,452	12,236	14,002	19,013
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	160,011	148,318	55,830	44,174	40,150
現金及び現金同等物の期末 残高	(百万円)	244,240	323,415	300,279	385,176	408,187
従業員数	(人)	4,627	4,685	4,652	4,966	6,084
[外、平均臨時従業員数]		[4,617]	[4,332]	[4,133]	[4,108]	[2,419]

(注) 1. 1株当たり純資産額は、以下の式にて算出しております。

$$1 \text{株当たり純資産額} = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{新株予約権} - \text{非支配株主持分} - \text{優先株式の発行金額等}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

- 普通株式に係る1株当たり当期純利益は、第一回I種優先株式の消却差額等を親会社株主に帰属する当期純利益から控除し算出しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(1株当たり情報)」に記載のとおりであります。
- 第62期期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用し、また、「信用保証に関する会計方針」「売上割戻の計上区分」の変更を行っております。第61期については、これらを遡及適用した後の数値を記載しております。
- PT Orico Balimor Financeとの企業結合について第61期において暫定的な会計処理を行っていましたが、第62期に確定しております。第61期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。
- 従業員数の第61期以前との主な増減理由は、無期労働契約へ転換した者(無期転換従業員)を臨時従業員から従業員へ区分変更を行ったことによるものであります。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
営業収益 (百万円)	207,473	212,207	225,667	208,939	199,418
経常利益 (百万円)	26,680	18,102	26,269	18,999	20,097
当期純利益 (百万円)	25,258	25,552	23,976	16,165	14,797
資本金 (百万円)	150,040	150,044	150,051	150,067	150,069
発行済株式総数 (千株)					
普通株式	1,718,346	1,718,383	1,718,494	1,718,727	1,718,747
優先株式	70,000	50,000	35,000	20,000	-
純資産 (百万円)	233,520	232,554	235,443	193,878	181,790
総資産 (百万円)	5,383,954	5,452,817	5,492,852	3,675,820	3,592,389
1株当たり純資産額 (円)	94.27	105.45	116.12	100.96	105.90
1株当たり配当額 (円)					
普通株式	2.00	2.00	3.00	3.00	3.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第一回種優先株式	22.71	28.76	28.76	28.81	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)					
普通株式に係る1株当たり当期純利益	11.67	13.25	12.78	8.48	7.83
第一回種優先株式に係る1株当たり当期純利益	64.03	44.80	45.73	54.35	108.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	11.66	13.25	12.78	8.48	7.83
自己資本比率 (%)	4.3	4.3	4.3	5.3	5.1
自己資本利益率 (%)	9.7	11.0	10.2	8.2	7.9
株価収益率 (倍)	14.31	8.53	9.47	20.88	15.84
配当性向 (%)	17.1	15.1	23.5	40.7	38.3
従業員数 (人)	3,634	3,604	3,432	3,333	4,247
[外、平均臨時従業員数]	[3,361]	[3,311]	[3,203]	[3,080]	[1,785]
株主総利回り (%)	84.1	58.2	63.7	81.6	68.2
(比較指標: 日経平均株価) (%)	(113.5)	(112.1)	(100.0)	(154.3)	(147.1)
最高株価 (円)	208	193	183	168	173
最低株価 (円)	166	112	100	101	113

(注) 1. 1株当たり純資産額は、以下の式にて算出しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{新株予約権} - \text{優先株式の発行金額等}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

- 普通株式に係る1株当たり当期純利益は、第一回I種優先株式の消却差額等を当期純利益から控除し算出しております。
- 第62期期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用し、また、「信用保証に関する会計方針」「売上割戻の計上区分」の変更を行っております。第61期については、これらを遡及適用した後の数値を記載しております。
- 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- 従業員数の第61期以前との主な増減理由は、無期労働契約へ転換した者(無期転換従業員)を臨時従業員から従業員へ区分変更を行ったことによるものであります。

## 2【沿革】

### (1) 当社の創立経緯及び商号変更

当社（オリエントコーポレーション）の設立年月日は1951年3月15日ではありますが、当社は広島信販株式会社の株式額面変更（500円から50円に変更）のため、1974年4月1日を合併期日として広島信販株式会社を吸収合併し、同社の資産、負債及び権利・義務の一切を引継ぎ営業活動を全面的に承継いたしましたので、実質上の存続会社である広島信販株式会社の沿革について記載いたします。

1954年12月	協同組合広島クーポンを設立
1961年8月	広島信用販売株式会社を設立
1967年5月	広島信販株式会社に商号変更
1974年4月	株式額面変更のため、株式会社オリエントファイナンス（1951年3月設立）と合併
1989年10月	株式会社オリエントコーポレーションに商号変更

### (2) 当社での事業の主な変遷

1961年8月	協同組合広島クーポンと業務提携し、融資業務を開始
1969年4月	割賦債権買取（個品あっせん）業務を開始
1969年11月	クレジットカード発行業務を開始
1972年10月	キャッシングサービス業務を開始
1972年12月	本社の新社屋を広島市中区鞆町14番8号に建設移転
1974年10月	株式を広島証券取引所に上場
1976年10月	株式を大阪証券取引所市場第二部に上場
1977年10月	株式を東京証券取引所市場第二部に上場
1978年6月	本社機構を東京都豊島区東池袋3丁目1番1号に移転
1979年9月	株式を東京及び大阪証券取引所市場第一部に指定
1983年11月	金融機関の個人向融資を対象とする保証業務を開始
1999年2月	MasterCardのアクワイアリング業務を開始
2000年9月	本社の新社屋を東京都千代田区麹町5丁目2番地1（現所在地）に建設移転
2004年7月	株式会社みずほ銀行とリテール分野における包括業務提携を行うことで合意
2005年2月	伊藤忠商事株式会社と資本・業務提携を行うことで合意
2005年4月	ユーシーカード株式会社のみずほ銀行向け無担保個人ローン保証事業を承継
2006年11月	楽天K C株式会社のクレジット事業部門を承継
2007年8月	株式を東京及び大阪証券取引所市場第二部へ指定替え
2010年9月	株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社となる
2011年3月	株式を東京証券取引所市場第一部に指定（復帰）
2011年5月	大阪証券取引所市場第二部への株式上場を廃止
2022年4月	株式を東京証券取引所の新市場区分「プライム市場」に移行
2022年6月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行

### (3) 主なグループ会社の設立及び業務の変遷

1985年12月	株式会社オリコ商事（現株式会社オリコビジネス&コミュニケーションズ）を設立
1990年3月	株式会社オートリ（大証第二部上場）に資本参加
1998年4月	台湾歐利克（股）有限公司を合併にて設立し、台湾でのオートローン事業を開始
1999年1月	サービサーの日本債権回収株式会社を設立
2003年6月	営業推進専門会社2社設立（株式会社オリコ中部・中四国）
2004年2月	営業推進専門会社5社設立（株式会社オリコ東北・関西・九州・北海道・関東）
2004年3月	サービサーのオリファサービス債権回収株式会社を設立
2006年4月	営業推進専門会社の統括管理を目的として株式会社オリコオートホールディングス（株式会社オリコサポート）を設立
2007年3月	伊藤忠保険サービス株式会社に資本参加し伊藤忠オリコ保険サービス株式会社に商号変更。 オートローン保証会社、株式会社C A L信用保証を設立
2007年5月	営業推進専門会社設立（株式会社オリコ東京）
2008年3月	営業推進専門会社設立（株式会社オリコ西関東） 個人向けオートリース会社、株式会社オリコオートリースを合併にて設立
2012年3月	株式会社オートリへの普通株式の公開買付け等の実施により同社を100%（議決権に対する所有割合）子会社化（大証第二部への株式上場を廃止）

2013年2月	営業推進専門会社9社を株式会社オリコサポートに吸収合併し、営業推進業務を当社に集約 (株式会社オリコサポートは同年10月清算)
2013年12月	台湾歐利克(股)有限公司を清算
2015年4月	小口リース会社、株式会社オリコビジネスリースを合併にて設立
2015年5月	Orico Auto Leasing(Thailand)Ltd.を設立し、タイでのオートローン事業を開始
2017年10月	株式会社リクルートフォレントインシュアの発行済全株式を取得し子会社化。株式会社オリコフォレントインシュアへ商号変更
2019年5月	LINE Credit株式会社に資本参加
2019年9月	Orico Auto Finance Philippines Inc.を設立し、フィリピンでのオートローン事業を開始
2021年3月	PT.Mizuho Balimor Financeの発行済株式の51%を取得し子会社化。PT Orico Balimor Financeへ商号変更しインドネシアでのオートローン事業を開始
2022年3月	株式会社オートリの全株式を譲渡

### 3【事業の内容】

オリコグループは、当社、連結子会社14社及び持分法適用会社5社にて構成され、次のとおり「信販業」を主に営んでおります。

#### (1) カード・融資事業

##### 自社カード

当社が信用調査のうえ承認した顧客（以下“会員”という）にクレジットカード（オリコカード）を発行し、会員は当社の加盟店（百貨店、専門店、その他）で、カードを呈示してサインをすることなどにより、商品の購入又はサービスの提供を受けることができ、その代金は当社が会員に代って加盟店に立替払を行い、会員からは約定の分割回数により立替代金の回収を行います。

##### 提携カード

商店街、量販店、百貨店等と提携し、当社が各々の顧客に対するクレジットカードの発行、信用調査、立替払、回収等の業務を代行しております。

約定の分割回数については、個々の提携内容により異なっております。

##### キャッシングサービス

当社のクレジットカード会員に対する融資であり、会員の信用状況に応じて提携金融機関のATM等により融資を行い、会員からはその融資額をリボルビング払い及び翌月一括払いにより回収します。

##### ローンカード

当社が信用調査のうえ承認した顧客（以下“会員”という）にあらかじめ信用供与限度額（融資限度額）を設定した融資専用カードを発行し、会員の信用状況に応じて提携金融機関のATM等により融資を行い、会員からは融資額をリボルビング払い及び翌月一括払いにより回収します。

##### その他

マイティエール（目的ローン）等の商品名による無担保融資等を行っております。

#### (2) 決済・保証事業

##### 家賃決済保証

アパート・マンション等の賃貸借契約において発生する毎月の賃料を、当社が信用調査のうえ承認した顧客（賃借人）より集金し、不動産管理会社または不動産賃貸管理会社へ支払い及び保証を行っております。

##### 売掛金決済保証

当社加盟店と顧客との企業間取引における売掛金を、当社が信用調査のうえ承認した顧客より集金し、当社加盟店へ支払い及び保証を行っております。

##### 集金代行

当社加盟店からの依頼に基づき顧客から各種費用の徴収・収納代行を行っております。

##### 小口リース保証

事業者等からの提携リース会社に対するリース申込に際し、提携リース会社からの保証依頼に基づく信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社の連帯保証及び集金業務・管理回収により提携リース会社がリース契約を行うものであります。

#### (3) 個品割賦事業

##### 立替払い方式

当社の加盟店が不特定の消費者に割賦販売を行う場合、当社が信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社がその代金を顧客に代って加盟店に立替払を行い、顧客からは約定の分割回数により立替代金回収を行います。

約定の分割回数については、個々の提携内容により異なっております。

##### 信用保証方式(提携ローン)

消費者から提携業者もしくは提携金融機関を通じて当社へ借入申込があった場合、当社が信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社の連帯保証により提携金融機関が融資を行うものであります。

上記の主要商品は次のとおりであります。

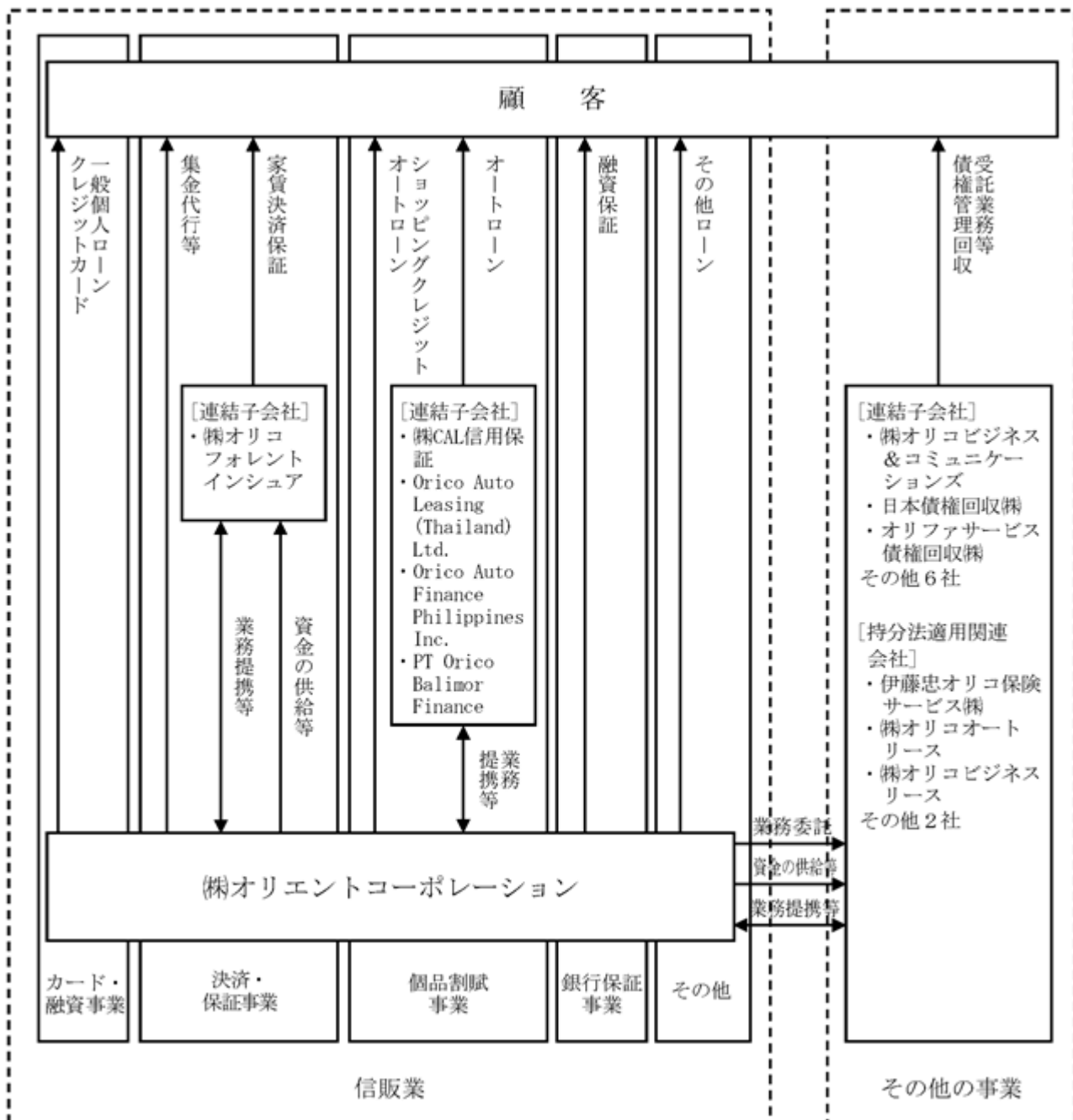
- ・オートローン
- ・ショッピングクレジット（学費・住宅リフォームローンなど）

#### (4) 銀行保証事業

消費者からの提携金融機関に対する借入申込に際し、提携金融機関からの保証依頼に基づく信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社の連帯保証により提携金融機関が融資を行うものであります。

## 〔事業系統図〕

オリコグループの事業系統図は、次のとおりであります。



## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社 14社)				(所有)	
(株)C A L 信用保証	東京都 千代田区	50	信販業 (オートローン)	100.0	業務提携等 役員の兼務等
Orico Auto Leasing (Thailand) Ltd.	タイ バンコク	937百万 タイバーツ	信販業 (オートローン)	100.0 (90.0)	借入金に対する 債務保証等 役員の兼務等
Orico Auto Finance Philippines Inc.	フィリピン マニラ	600百万 フィリピン ペソ	信販業 (オートローン)	100.0	借入金に対する 債務保証等 役員の兼務等
PT Orico Balimor Finance	インドネシア ジャカルタ	149,165百万 インドネシア ルピア	信販業 (オートローン)	51.0	借入金に対する 債務保証等 役員の兼務等
(株)オリコフォレント インシュア	東京都 港区	391	信販業 (家賃決済保証)	100.0	資金の供給 業務提携等 役員の兼務等
(株)オリコビジネス& コミュニケーションズ	東京都 新宿区	100	その他の事業 (商事物販・広告宣 伝)	100.0	業務委託等 役員の兼務等
日本債権回収(株)	東京都 千代田区	700	その他の事業 (債権管理回収業)	100.0	資金の供給 業務提携 役員の兼務等
オリファサービス債権回収(株)	東京都 新宿区	500	その他の事業 (債権管理回収業)	100.0	業務委託 役員の兼務等
その他 6社					
(持分法適用関連会社 5社)					
伊藤忠オリコ保険サービス(株)	東京都 港区	200	その他の事業 (保険代理店業務)	35.0 (35.0)	業務提携等 役員の兼務等
(株)オリコオートリース	東京都 台東区	240	その他の事業 (オートリース業務)	50.0	業務提携 役員の兼務等
(株)オリコビジネスリース	東京都 台東区	240	その他の事業 (リース業務)	50.0	業務提携 役員の兼務等
その他 2社					
(その他の関係会社)				(被所有)	
(株)みずほフィナンシャル グループ (注) 2	東京都 千代田区	2,256,767	金融持株会社	49.0 (49.0)	-
(株)みずほ銀行 (注) 2	東京都 千代田区	1,404,065	銀行業	48.6	資金の借入 業務提携等
伊藤忠商事(株) (注) 2	東京都 港区	253,448	総合商社	16.5	業務提携等

(注) 1. 議決権の所有割合又は被所有割合の( )内は、間接所有割合又は間接被所有割合で内数であります。

2. 有価証券報告書を提出しております。



## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

事業区分	従業員数(人)	臨時従業員数(人)
信販業	5,309	2,023
その他の事業	775	396
計	6,084	2,419

- (注) 1. 信販業において特定のセグメントに区分できないため、信販業とその他の事業に区分して記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は有期労働契約従業員であります。
3. 当連結会計年度において従業員数が1,118人増加、臨時従業員数が1,689人減少しておりますが、その主な理由は、無期労働契約へ転換した者(無期転換従業員)を臨時従業員から従業員へ区分変更を行ったことによるものであります。

## (2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(人)	臨時従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
4,247	1,785	41.9	16.7	5,946,258

- (注) 1. 提出会社において特定のセグメントに区分できないため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は有期契約従業員であります。
3. 当期において従業員数が914人増加、臨時従業員数が1,295人減少しておりますが、その主な理由は、無期労働契約へ転換した者(無期転換従業員)を臨時従業員から従業員へ区分変更を行ったことによるものであります。
4. 平均年齢・平均勤続年数・平均年間給与は当社への出向者および無期転換従業員を除いております。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 従業員数の内訳は、男性1,698人、女性2,549人であります。

## (3) 労働組合の状況

当社においてはオリエントコーポレーション労働組合(組合員数1,943人)があり、上部団体には加入していません。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

##### 〔基本理念〕

わたしたちは信頼関係を大切に、お客様の豊かな人生の実現を通じて社会に貢献する企業をめざします。

##### 〔経営方針〕

1. 常にお客様の立場を考えたサービスを提供する。
2. 創造力豊かで挑戦する勇気のある人を育てる。
3. 人間性を尊重し風通しの良い魅力ある職場をつくる。

##### 〔行動指針〕

1. 情報を大切にし迅速に行動しよう。
2. 親切、丁寧、誠実な対応を心がけよう。
3. 堅実な与信で健全な資産をつくろう。
4. 常に効率性を考えコスト意識を持とう。
5. 社会に貢献する良き市民となろう。

##### 〔サステナビリティ基本方針〕

当社は、ステークホルダーの期待や要請を踏まえ、さまざまな社会課題の中から優先的に取り組む重要テーマを選定し、基本理念に掲げる「社会に貢献する企業」に相応しい金融商品・サービスの提供などの取り組みを通じて、持続可能な社会の実現と企業価値の向上をめざします。

#### (2) 経営戦略、経営環境及び対処すべき課題等

当社はこれまで、2022年3月期を最終年度とする3か年の中期経営方針のもと、「Innovation for Next Orico」を基本方針に掲げ、デジタルイノベーション、プロセスイノベーションを始めとした6つの基本戦略により、強固な収益体質の再構築と新たなビジネスモデルの創出に向けて取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大等により、策定当初は想定していなかった厳しい経営環境が継続いたしました。各種取り組みを進展させ、また、長年の経営課題であった種優先株式につきましても、その償還を完了いたしました。

一方で、世界的な気候変動問題への危機感による脱炭素社会への移行、Web化・デジタル化の浸透など人々の価値観やライフスタイルは大きく変化しております。この流れは今後も加速して行くことが想定され、企業においては過去にとらわれない柔軟な発想でビジネスを変革していくことがこれまで以上に求められております。

当社は、このような環境変化を捉え、長期目線で社会価値と企業価値の両立をめざす「サステナビリティ」を経営の軸として、10年後のめざす社会・めざす姿、その実現に向けた重要課題（マテリアリティ）からバックキャストिंगの考え方のもと、2023年3月期を初年度とする中期経営計画を策定いたしました。

そのスローガンとして「Transformation Now!」“お客様起点で価値を創造する新時代の金融サービスグループへ”を掲げ、従来型の信販モデルから発展的に脱却し、デジタル グリーン オープンイノベーションを切り口として、お客様起点で価値を創造し、社会に貢献し続ける、新時代の金融サービスグループへの変革(=トランスフォーメーション)を通じて、企業価値の向上を実現してまいります。

上記を目指し、以下の重点戦略を実践してまいります。

##### 〔事業戦略〕

- 重点市場（決済・保証事業、海外事業）深耕と新規事業の探索
- 顧客ニーズを起点としたマーケットイン型営業の確立
- 異業種・先端企業との協働による新商品・サービスの創出
- プロセスイノベーションの深掘

##### 〔経営基盤・資本政策〕

- 多様性に富んだ人財集団づくり、新時代のための人事基盤づくり
- 監査等委員会設置会社への移行、プライム市場に適合した体制構築等ガバナンス強化
- 財務健全性・資本効率・株主還元の最適なバランス実現、安定的・継続的な配当実施

事業を通じた社会価値と企業価値を両立する「サステナビリティ」を  
上位概念として経営の中核に据えた事業運営

3年後の到達点(2030年からバックキャスト)

- ✓ 従来型の信販モデルから発展的に脱却し、デジタル、グリーン、オープンイノベーションを切り口に、お客さま起点で価値を創造し、社会への貢献と企業価値向上を実現

マテリアリティ(重要課題)

安全・安心で利便性の高いキャッシュレス社会実現への貢献	持続可能な地域づくりへの貢献
金融ノウハウの活用を通じた新たな顧客体験価値の創造	人材の多様性と育成及び働き方改革
脱炭素・循環型社会実現への貢献	ガバナンスの強化

CX  
Customer Experience  
新たな顧客体験の提供

2030年

目指す社会

誰もが豊かな人生を実現できる  
持続可能な社会

目指す姿

- さまざまな社会課題に貢献し続けるイノベティブな先進企業
- ステークホルダーからこれまで以上に存在意義を認められる企業

DX  
Digital Transformation  
イノベティブな先進テック企業へ

2022年  
4月

新中期経営計画  
Transformation Now!

2025年  
3月

お客さま起点で価値を創造する  
新時代の金融サービスグループへ

EX  
Employee Experience  
新たな働き方  
体験の進化

## 重点戦略

### 事業戦略

リスクリターン、コストリターンをベースとした事業ポートフォリオ運営の下、以下の戦略を遂行

#### 1. 重点市場の深耕と新規事業の探索

- ・ 決済保証事業／海外事業を重点領域と位置づけ深耕
- ・ B2B等、次の柱となり得る新たな事業分野を開拓

#### 2. マーケットイン型営業の確立

- ・ 真に顧客ニーズを起点として、既存の領域に捉われない付加価値の高い商品・サービスやソリューションを提供

#### 3. 異業種・先端企業との協働による新商品・サービス創出

- ・ デジタルマーケティングとオープンイノベーションを根拠に、新たな商品・サービスを創出

#### 4. プロセスイノベーションの深堀

- ・ 先端技術も活用しつつ、顧客利便性と環境負荷軽減に資する業務プロセス改革

### 経営基盤

ガバナンス

新たな人材戦略

### 財務規律・資本政策

健全性と収益性の両立  
I種優先株式償還後の新たな資本政策

## 2025年3月期 経営目標

経常利益

400億円以上

ROE

10%以上

営業収益一般経費率

60%未満

## 資本政策の基本方針

財務健全性、株主還元、資本効率の最適なバランスを実現

財務健全性

安定的かつ効率的な資金調達体制を構築

株主還元

配当性向30%を目標

資本効率

リスク・コスト/リターンに基づく  
事業ポートフォリオ運営

## 2【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクにつきましては、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当社グループは、多様化するリスクを総合的に把握・管理するため、「リスク管理基本方針」を定め、リスク毎の所管部門とその総合管理を行うリスク管理部門を設置するとともに、各リスクの管理状況を総合リスク管理委員会に報告する等、リスク管理体制を構築し、リスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。本項につきましては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

### 1．金融・経済環境に関わるリスク

#### (1) 経済環境等について

当社グループは、お客さま起点で価値を創造し、社会に貢献し続ける、新時代の金融サービスグループを目指し、カード・融資事業、決済・保証事業、個品割賦事業、銀行保証事業、海外事業等幅広く事業を推進しておりますが、個人消費の動向を含めた経済環境に大きく影響を受けます。環境の変化に迅速に対応する態勢整備に努めておりますが、今後競争の激化、新型コロナウイルス感染症の景気に与える影響が深刻化した場合、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 信用リスクについて

##### <貸倒引当金について>

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、正常債権および管理債権（3ヶ月遅延等期限の利益を喪失した債権）については過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、一部特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりますが、将来の景気動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等により貸倒引当金を積み増しせざるを得なくなる可能性があります。

#### (3) 流動性リスクについて

当社グループは、金融機関からの借入れに加え、社債、コマーシャル・ペーパー、債権流動化等により資金調達を行っております。当社グループは、ALM（資産負債の総合管理）を行うことにより資金調達の安定化・効率化を図っておりますが、金融情勢の著しい変化が生じた場合や、格付の大幅な見直しが行われた場合、円滑な資金の確保が困難となる、あるいは、通常よりも著しく不利な金利水準での資金調達を余儀なくされることで、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 調達金利について

当連結会計年度末における借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーの残高は1兆8,049億円であります。当社グループは、ALM（資産負債の総合管理）を実施し、固定長期借入金の導入、金融派生商品の活用等、金利変動リスクへの適切な対応を進めておりますが、将来におきまして想定以上の金利の上昇、格付の大幅な見直しにより、調達金利の上昇が起こった場合は、金融費用が増加する可能性があります。また、調達金利の上昇分を運用金利に転嫁できない場合、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 繰延税金資産の回収可能性について

繰延税金資産は、将来減算一時差異に対して計上しており、その回収可能性は将来3年間の事業計画等に基づく将来課税所得に基づき評価しております。なお、将来課税所得の見積りにおいては一定の不確実性を織り込んでおりますが、将来の景気動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由により影響を受ける可能性があります。

### 2．システム・情報セキュリティに関わるリスク

#### (1) システムリスクについて

当社グループは、大規模なコンピューターシステムを保有しており、国内の拠点や、お客さま、各種決済機構等のシステムとの間を通信ネットワークで結び、情報を処理しております。当社グループは、システムの安定稼働に努めるとともに、重要なシステムについては原則としてバックアップを確保する等、不測の事態に備えた対応手順や連絡体制の整備、訓練等対策も講じておりますが、システムの大規模な誤作動等の事態が発生した場合、お客さまサービスに支障を来し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 情報リスクについて

当社グループは、事業の特性から、大量のお客さまの情報を取得、保有、利用しております。大切なお客さまの情報の漏えいを防ぐため、個人情報の適正な取扱いに関する態勢を整備し、役職員への教育・研修、システム上のセキュリティ対策等様々な対策を講じておりますが、当社グループ及び業務委託先において、外部からの不正アクセス、媒体運送中の事故、内部関係者の関与等によって重要な情報の漏えいが発生した場合、損害賠償責任の発生や法令に基づく処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用力が毀損し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) サイバーセキュリティリスクについて

セキュリティ機器で検知した外部からの攻撃件数やウイルス検知件数が増加傾向にあります。当社グループは、システム上のセキュリティ対策に加え、役職員への教育・研修等様々な対策を講じておりますが、外部からのサイバー攻撃によって、コンピューターシステムの停止、データ改ざん、重要な情報の漏えい等が発生した場合、損害賠償責任の発生や法令に基づく処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用力が毀損し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 外部不正リスクについて

クレジットカードの不正利用被害額は業界全体として増加傾向にあります。当社は、不正監視システムによる検知に加え、会員への本人認証サービス登録促進等の未然防止対策の強化を図っておりますが、不正利用被害額の増加により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 規制・環境変化等に関わるリスク

(1) 規制・法令について

当社グループは、「割賦販売法」、「出資法」、「利息制限法」、「貸金業法」、「犯罪収益移転防止法」、「個人情報保護法」等の法令に従って業務を遂行する一方、当局に登録又は許可が必要な事業を営んでおります。将来における法律、規則、政策、実務慣行等の変更が、当社グループの業務内容や業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、「基本理念」、「経営方針」、「行動指針」および行動規範である「The Orico Group Code」を定めるとともに、関係法令に係る業務の検証を実施し、その内容・結果をコンプライアンス委員会に報告することで、法令遵守にむけて適正な管理・運営を図っておりますが、万一法令に抵触する行為があった場合、当局から法令に基づく処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用力が毀損し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) コンダクトリスクについて

当社グループでは、コンプライアンスを単なる法令遵守にとどまらず、企業倫理や社会規範も遵守することと捉えております。役職員が問題に直面した際に「正しい行動」を取れる様、「The Orico Group Code」を行動規範として定め役職員への浸透・定着を図っておりますが、法令、社内規則、社会規範に反する行為や、顧客保護、市場の健全性、公共の利益および当社グループを取り巻くステークホルダーに悪影響を及ぼす行為があった場合、当社グループの信用力が毀損し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 大規模災害・感染症について

当社グループは、多くの支店、センターを配置しておりますが、大規模な地震・台風等の災害による被害を受ける可能性があります。また感染症の流行により、業務運営に支障が生じる可能性があります。当社グループでは、緊急時を想定したコンティンジェンシープランの策定・訓練等、態勢整備に努めておりますが、想定以上の災害や感染症が発生した場合、当社グループの業務運営に支障が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響が国内外において継続しております。当社グループでは、決済インフラの安定稼働、社員の安全確保、適切なお客さま対応等に努めておりますが、新型コロナウイルス感染症の景気に与える影響が深刻化した場合、信用リスクや流動性リスク等が高まり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 気候変動リスクについて

2016年に発効したパリ協定を契機に、企業に対する気候変動リスクへの対応、すなわち脱炭素経営の要請が急速に高まっております。当社グループでは台風・豪雨等の異常気象事象の激化や脱炭素社会への移行に伴う影響を「気候変動リスク」と認識しております。具体的には、物理的リスクとして、台風や洪水などの極端な気候現象の深刻化による支店・センターの業務運営への影響や加盟店の資産や事業基盤の毀損等を想定しております。また、移行リスクとして、脱炭素を促す技術革新やイノベーションへの対応の遅れ、気候変動への適応を促進する政策・法規制、気候変動への考慮による特定の金融サービスの需給の変化、企業の脱炭素社会への貢献・阻害に対する評判の変化を想定しております。当社グループはこれらのリスクを管理するために戦略やリスク管理体制の見直しを行っておりますが、これらの取組や開示が不十分と見なされた場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人的（人材）リスクについて

当社グループは、幅広い業務を行っており、また、経営戦略を達成するためこれまで以上にDXをはじめとした専門人材を必要としております。そのため、経営を支える経営基盤構築の一環として「多様性に富んだ人材集団づくり」に取り組み、専門人材や第二新卒の中途採用により多様な人材の確保を図るとともに、新たな経験付与プログラムや学習コンテンツの充実により社員の育成を図っておりますが、事業環境変化に合った十分な人材確保・育成ができない場合、業務運営に支障が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. その他のリスク

上記以外に、次のような事項が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・保有する投資有価証券（上場・非上場・関係会社株式等）等について市場価格の下落や投資先の価値の毀損があった場合
- ・保有する有形固定資産（土地・建物等）の時価が著しく下落等した場合
- ・提携先の法令違反等による消費者トラブルが、当社グループの社会的責任に発展した場合
- ・当社グループ及び当業界に関するネガティブな報道があった場合

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」等を適用し、また、「信用保証に関する会計方針」「売上割戻の計上区分」等の変更を行っており、これらを遡及適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)、同(表示方法の変更)、及び同(企業結合等関係)」に記載しております。

#### (1) 経営成績

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により引き続き厳しい状況が続いておりましたが、ワクチン接種拡大等により、新規感染者数が減少したことに伴い、緊急事態宣言が解除され、消費活動の回復による緩やかな持ち直しがみられました。しかしながら、2022年に入り、オミクロン株の出現、感染拡大による複数の地域でのまん延防止等重点措置の適用等もあり、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社におきましては中期経営方針最終年度として、「Innovation for Next Orico～“新時代のオリコ”に向けた大いなる前進～」を基本方針に掲げ、強固な収益体質の再構築と新たなビジネスモデルの創出に向け、6つの基本戦略（デジタルイノベーションの実践、プロセスイノベーションの実践、アジアへの事業展開の拡大、オリコグループのシナジー拡大、コンサルティング営業の強化、サステナビリティ取組み強化）への取組みを着実に進め、持続可能な社会の実現と更なる企業価値の向上をめざしてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、以下のとおりであります。

営業収益につきましては、前年並みの2,298億円となりました。

事業別では、カード・融資事業、銀行保証事業につきましては減収となりましたが、決済・保証事業につきましてはコロナ禍におきましても増収基調を維持しております。

営業費用につきましては、2,008億円(前年比64億円減少)となっております。

一般経費は前年比79億円減少の1,395億円となりました。一過性要因での減少に加え、カード利用明細書のWeb化対象の拡大やITコストの最適化等、プロセスイノベーションによるコスト抑制が奏功しました。

また、貸倒関係費は、過払金返還額の増加に伴い利息返還損失引当金繰入額が増加したものの、延滞発生額が年間を通じて低位で推移したこと等により貸倒引当金繰入額が減少し、前年比4億円減少の490億円となっております。

以上の結果、経常利益は289億円(前年比64億円増加)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては194億円(前年比2億円減少)となりました。

## 当期の業績

営業収益	2,298 億円 ( 0.0%増加 )	営業利益	289 億円 ( 28.6%増加 )
経常利益	289 億円 ( 28.6%増加 )	親会社株主に帰属する当期純利益	194 億円 ( 1.1%減少 )

## 事業収益構成比



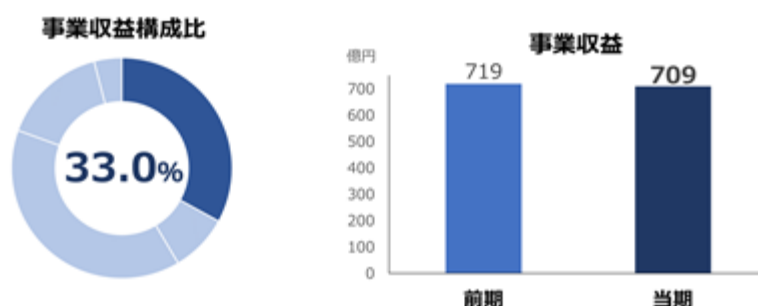
セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

(参考) 事業収益の事業別内訳

(単位 億円:未満切り捨て)

事業	前連結会計年度	当連結会計年度	前年比(%)
カード・融資 (うち、カードショッピング)	719 (501)	709 (518)	1.4 ( 3.4)
決済・保証	161	183	13.5
個人割賦	822	840	2.2
銀行保証	378	331	12.5
その他	80	87	8.5
計	2,161	2,151	0.5

## カード・融資事業

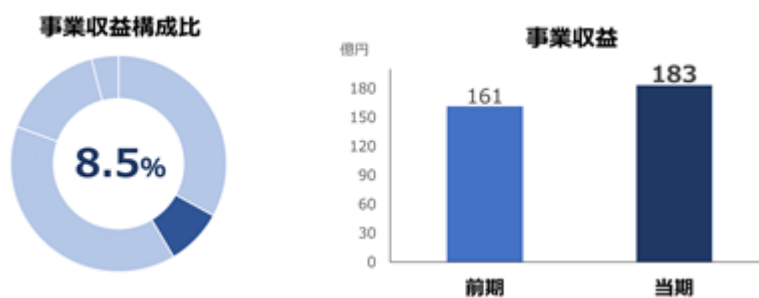


カード・融資事業につきまして、カードショッピングの当期における取扱高は、生活関連消費の取り込みや新商品の拡大等により、前年を上回りました。融資につきましては、前年の個人消費の落ち込みによる資金需要低下の影響により、融資残高が前期末から減少したものの、新規取扱高は前年比増加しており、底打ちがみられております。

これらの結果、カードショッピングの事業収益は518億円(前年比3.4%増加)、融資の事業収益は190億円(前年比12.5%減少)となり、カード・融資事業全体の事業収益といたしましては、709億円(前年比1.4%減少)となりました。



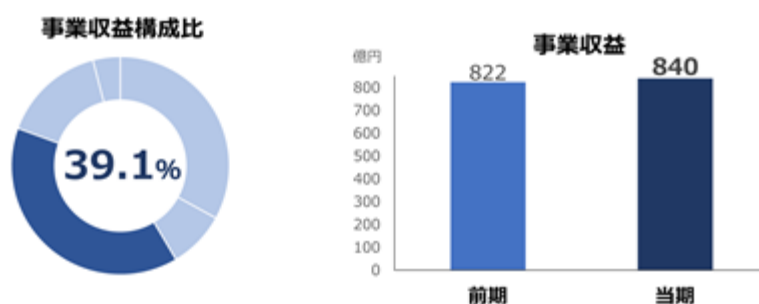
## 決済・保証事業



決済・保証事業につきましては、家賃決済保証は、単身世帯数の増加や民法改正によるニーズの高まりというマーケットの拡大に加え、提携先への営業強化やシェア拡大により取扱高が前年比で増加しております。また、売掛金決済保証につきましても、大手企業における導入拡大や、給油関連を中心とした好調な業績推移を背景に、取扱高が前年比増加しております。

これらの結果、決済・保証事業の事業収益は、183億円(前年比13.5%増加)となりました。

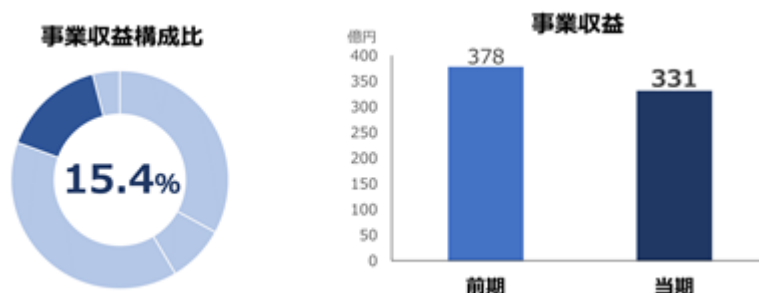
## 個品割賦事業



個品割賦事業につきましては、オートローンの取扱高は、新車部門における半導体不足による流通市場への影響等により、前年比横ばいとなっております。また、ショッピングクレジットの取扱高は、リフォームローンにおける部材不足による工事の遅れ等により、前年比減少しております。今後もWeb商品の推進等により、他社との差別化を強化し、取扱高の伸長を図ってまいります。

なお、個品割賦事業の事業収益は、840億円(前年比2.2%増加)となりました。

## 銀行保証事業



銀行保証事業につきましては、保証残高は前期末から減少しておりますが、大手金融機関との提携や顧客ニーズに合わせた住宅関連商品の提供等により、証貸ローンの新規取扱いは回復傾向にあります。

これらの結果、銀行保証事業の事業収益は、331億円(前年比12.5%減少)となりました。

## その他事業

サービス事業につきましては、効率的な回収手法の推進による大口債権の回収件数の増加や、事業性分野への取組み等により、前年比増収となりました。

これらの結果、その他事業における事業収益は、87億円(前年比8.5%増加)となりました。

## (2) 財政状態

## 資産の部

当連結会計年度末の総資産は前連結会計年度末に比べ619億円減少し、3兆7,520億円となりました。

信販業の営業資産である割賦売掛金と信用保証割賦売掛金の合計額は2兆4,931億円と前連結会計年度末に比べ772億円減少し、これらの営業資産に資産流動化受益債権を加えた合計額につきましては、3兆785億円と前連結会計年度末より644億円減少しており、総資産に対する構成比が82.0%となっております。

割賦売掛金につきましては、1兆2,114億円と前連結会計年度末に比べ487億円減少しました。

信用保証割賦売掛金につきましては、1兆2,816億円と前連結会計年度末に比べ284億円減少しております。

## 負債の部

当連結会計年度末の総負債は前連結会計年度末に比べ502億円減少し、3兆5,352億円となりました。信用保証買掛金につきましては、1兆2,816億円と前連結会計年度末に比べ284億円減少しております。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、社債、長期借入金を含めた有利子負債の合計額につきましては1兆8,049億円(前年度末比129億円減少)となりました。

利息返還損失引当金につきましては、利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当連結会計年度末における利息返還損失引当金の計上額は161億円(前年度末比35億円増加)となりました。

#### 純資産の部

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ116億円減少し、2,168億円となりました。

利益剰余金につきましては、前連結会計年度末に比べ72億円減少し532億円となりました。連結自己資本比率は前連結会計年度末の5.9%より0.2ポイント下降し5.7%となっております。

#### (3) キャッシュ・フロー

(資本の財源及び資金の流動性に係る情報)

当社グループの主な事業内容は「信販業」であり、決済保証事業において取扱高が拡大する状況が継続していることに加え、基幹事業である個品割賦事業における営業資産残高が拡大しております。

主な資金需要としましては、加盟店への立替金や顧客への融資金、また一般管理費等の営業費用並びにソフトウェア等の固定資産への投資等があります。

資金調達においてはマーケット環境の変化にも注視しつつ、手許自己資金のほか、借入金に加えて社債や商業・ペーパー等様々な調達手段を駆使しながら安定的かつ効率的に資金を確保しております。また、保有する営業資産を活用した債権流動化による資金調達も継続的に実施しております。

なお、突発的な資金需要に備え、手許自己資金に加えてコミットメントライン契約や親密金融機関からの当座借越枠等で流動性リスクに備えております。

各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動による資金の増加は817億円(前年比271億円の収入増)となりました。

これは、前期に続き新型コロナウイルス感染症拡大に伴い消費が低迷し、営業債権が増加しなかったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動による資金の減少は190億円(前年比50億円の支出増)となりました。

これは、当社の成長に資する戦略的なシステム投資を行い、無形固定資産(ソフトウェア)を取得したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動による資金の減少は401億円(前年比843億円の支出増)となりました。

これは、主に商業・ペーパーの償還が進んだこと等によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前会計年度末に比べ230億円増加し、4,081億円となりました。

#### (4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

連結営業実績は次のとおりであります。

区分		前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	対前年増減
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
事業 収益	信販業	209,964	208,323	1,641
	カード・融資	71,932	70,932	999
	決済・保証	16,134	18,309	2,175
	個品割賦	82,239	84,018	1,778
	銀行保証	37,834	33,123	4,711
	その他	1,824	1,939	115
	その他の事業	6,226	6,796	570
小計		216,191	215,120	1,071
金融収益		2,199	2,738	539
その他の営業収益		11,403	11,947	544
合計		229,793	229,806	12

(注) 1. 各事業の収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	(前連結会計年度)	(当連結会計年度)
カード・融資	28,809百万円	27,938百万円
個品割賦	48,555	50,657
その他	18	99
計	77,383	78,696

## 2. 信販業の主要事業における取扱高

事業	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	対前年増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
カード・融資	2,530,831	2,772,346	241,515
決済・保証	1,293,542	1,452,816	159,274
個品割賦	1,260,987	1,250,944	10,043
銀行保証	425,007	449,709	24,701
計	5,510,369	5,925,817	415,447

## (連結営業資産残高)

事業	第61期 (2021年3月31日)		第62期 (2022年3月31日)		対前年増減	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	増減率 (%)
カード・融資	308,217	8.3	293,985	8.1	14,232	4.6
(債権を流動化した残高)	(334,111)		(326,628)		(7,483)	(2.2)
(流動化を含む残高)	(642,329)		(620,613)		(21,715)	(3.4)
クレジットカード	164,689	4.4	170,833	4.7	6,144	3.7
(債権を流動化した残高)	(304,820)		(295,899)		(8,920)	(2.9)
(流動化を含む残高)	(469,509)		(466,733)		(2,775)	(0.6)
ショッピング	135,691	3.6	140,899	3.9	5,207	3.8
(債権を流動化した残高)	(259,394)		(257,233)		(2,160)	(0.8)
(流動化を含む残高)	(395,086)		(398,133)		(3,046)	(0.8)
キャッシング	28,997	0.8	29,934	0.8	936	3.2
(債権を流動化した残高)	(45,425)		(38,666)		(6,759)	(14.9)
(流動化を含む残高)	(74,423)		(68,600)		(5,822)	(7.8)
一般個人ローン	143,528	3.9	123,151	3.4	20,376	14.2
(債権を流動化した残高)	(29,291)		(30,728)		(1,436)	(4.9)
(流動化を含む残高)	(172,819)		(153,879)		(18,939)	(11.0)
決済・保証	114,215	3.1	119,803	3.3	5,587	4.9
個品割賦	2,081,759	55.8	2,021,935	56.0	59,823	2.9
(債権を流動化した残高)	(1,366,186)		(1,449,554)		(83,367)	(6.1)
(流動化を含む残高)	(3,447,945)		(3,471,489)		(23,544)	(0.7)
オートローン	1,273,271	34.2	1,278,622	35.4	5,351	0.4
(債権を流動化した残高)	(871,081)		(904,878)		(33,797)	(3.9)
(流動化を含む残高)	(2,144,353)		(2,183,501)		(39,148)	(1.8)
ショッピング	808,487	21.7	743,312	20.6	65,174	8.1
(債権を流動化した残高)	(495,104)		(544,675)		(49,570)	(10.0)
(流動化を含む残高)	(1,303,592)		(1,287,988)		(15,603)	(1.2)
銀行保証	1,156,882	31.0	1,126,142	31.1	30,740	2.7
その他(住宅ローン等)	66,697	1.8	55,418	1.5	11,278	16.9
(債権を流動化した残高)	(4,595)		(3,761)		(833)	(18.1)
(流動化を含む残高)	(71,292)		(59,180)		(12,111)	(17.0)
合計	3,727,771	100.0	3,617,285	100.0	110,486	3.0
(債権を流動化した残高)	(1,704,892)		(1,779,944)		(75,051)	(4.4)
(流動化を含む残高)	(5,432,664)		(5,397,229)		(35,435)	(0.7)

#### 4【経営上の重要な契約等】

当連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約は次のとおりであります。

##### 戦略的ITパートナーシップ契約

契約会社名	相手方の名称	契約締結日	契約内容	契約期間
株式会社 オリエント コーポレー ション (当社)	日本アイ・ ビー・エム 株式会社	2021年 7月30日	1. アプリケーションマネージメントサービス契約 委託内容：既存システムの保守・開発、障害対応等 2. インフラマネージメントサービス契約（注） 委託内容：システム運用業務、運用管理、システム保守、 資産管理等 3. オープン・インフラストラクチャー・オフリング契約 上記1. 2. に関連する個別支援サービス契約、支払計画に 関わる契約等	2021年8月 ～2028年7月 (7年)

(注) インフラマネージメントサービス契約は、2021年9月に日本アイ・ビー・エム株式会社のインフラサービス領域分社化により、キンドリルジャパン合同会社に承継しております。

#### 5【研究開発活動】

記載すべき事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において、当社が実施いたしました設備投資並びに設備の除却及び売却のうち、主なものは以下のとおりであります。なお、連結子会社につきましては、記載すべき事項はありません。

##### (1) 主要な設備投資

中期経営方針に沿って、督促業務の効率化やサービス向上を目的としたシステム等に投資を行いました。この結果、当連結会計年度のシステム投資は89億円となりました。

##### (2) 主要な設備の除却及び売却

記載すべき事項はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は次のとおりであります。なお、連結子会社につきましては、記載すべき事項はありません。

2022年3月31日現在

事業所名	事業区分	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)	
			建物及び構 築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (有形固定 資産) (百万円)	その他有 形固定資 産 (百万円)	ソフトウ エア (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
本社部門 (東京都千 代田区他)	信販業	営業用 設備	13,134	0	36,196 (22)	1,144	1,226	105,199	1,338	158,240	897 [ 211]
支店	信販業	営業用 設備	4,009	-	10,610 (5)	186	155	-	-	14,962	3,350 [1,574]
厚生施設他	信販業	その他の 設備	2,815	-	13,652 (19)	-	13	-	-	16,481	- [ -]

(注) 1. 特定のセグメントに区分できないため、信販業として記載しております。

2. 従業員数の [ ] は、臨時従業員数を外書しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在の当社及び連結子会社における計画中の主なものは次のとおりであります。

##### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業区分	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
(株)オリコ フォレント インシュア	信販業	次期基幹システム	3,654	169	親会社より借入	2020年11月	2023年12月

##### (2) 重要な設備の除却等

記載すべき事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,825,000,000
I種優先株式	140,000,000
計	1,965,000,000

(注) 2022年6月24日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、I種優先株式の発行可能株式総数を削除したため、2022年6月24日付にて、会社の発行可能株式総数は18億2,500万株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,718,747,203	1,718,747,203	東京証券取引所 市場第一部(事業年度末現在) プライム市場(提出日現在)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
計	1,718,747,203	1,718,747,203	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。



## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2017年6月27日(注)1	優先株式 70,000	普通株式 1,718,163 優先株式 70,000	-	150,028	-	863
2017年4月1日～ 2018年3月31日(注)2	普通株式 183	普通株式 1,718,346 優先株式 70,000	12	150,040	12	875
2018年11月14日(注)1	優先株式 20,000	普通株式 1,718,346 優先株式 50,000	-	150,040	-	875
2018年4月1日～ 2019年3月31日(注)2	普通株式 36	普通株式 1,718,383 優先株式 50,000	3	150,044	3	879
2019年11月14日(注)1	優先株式 15,000	普通株式 1,718,383 優先株式 35,000	-	150,044	-	879
2019年4月1日～ 2020年3月31日(注)2	普通株式 111	普通株式 1,718,494 優先株式 35,000	7	150,051	7	886
2020年11月16日(注)1	優先株式 15,000	普通株式 1,718,494 優先株式 20,000	-	150,051	-	886
2020年4月1日～ 2021年3月31日(注)2	普通株式 233	普通株式 1,718,727 優先株式 20,000	15	150,067	15	901
2021年11月15日(注)1	優先株式 20,000	普通株式 1,718,727 優先株式 -	-	150,067	-	901
2021年4月1日～ 2022年3月31日(注)2	普通株式 19	普通株式 1,718,747	2	150,069	2	904

(注)1. 自己株式(優先株式)の消却によるものであります。

2. 新株予約権(ストック・オプション)の行使によるものであります。

## (5) 【所有者別状況】

## 普通株式

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	32	45	325	182	53	29,610	30,247	-
所有株式数(単元)	-	10,686,613	276,028	3,597,273	673,810	1,361	1,951,153	17,186,238	123,403
所有株式数の割合(%)	-	62.18	1.60	20.93	3.92	0.00	11.35	100.00	-

(注)1. 当期末現在の自己株式は7,487株であり、「個人その他」の欄に74単元及び「単元未満株式の状況」の欄に87株を含めて記載しております。

2. 株式会社証券保管振替機構名義の株式は、「その他の法人」の欄に5単元を含めて記載しております。

## (6)【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	836,403	48.66
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	284,049	16.52
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	117,826	6.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	77,413	4.50
中央日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	19,175	1.11
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	15,362	0.89
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A (東京都港区港南二丁目15番1号 品川イン ターシティA棟)	9,367	0.54
森本 博義	大阪府河内長野市	7,646	0.44
J P MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号 品川イン ターシティA棟)	7,567	0.44
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	6,824	0.39
計	-	1,381,636	80.38

(注) 1. 2019年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、銀行等保有株式取得機構が2019年10月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、「大株主の状況」欄は当社の株主名簿に基づいて記載しております。その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	銀行等保有株式取得機構
住所	東京都中央区新川2丁目28番1号
保有株券等の数	普通株式 114,820千株
株券等保有割合	6.49%

2. 2019年11月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行の共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2019年11月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、「大株主の状況」欄は当社の株主名簿に基づいて記載しております。その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

共同保有者	アセットマネジメントOne株式会社
住所	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
保有株券等の数	普通株式 17,568千株
株券等保有割合	1.00%

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 57,400	-	(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,718,566,400	17,185,664	(注)1, 2, 3
単元未満株式	普通株式 123,403	-	(注)1, 4
発行済株式総数	1,718,747,203	-	-
総株主の議決権	-	17,185,664	-

- (注)1. 株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。
2. 株式数は、株式会社証券保管振替機構名義の株式500株を含めて記載しております。また、議決権の数は同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個を含めて記載しております。
3. 株式数は、当社の株式給付信託(BBT)において株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式2,279,700株が含まれております。また、議決権の数は同行が所有する議決権の数22,797個が含まれております。
4. 1単元(100株)未満の株式であります。

## 【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) (注)1
株式会社オリエントコーポレーション	東京都千代田区麹町5丁目2番地1	7,400	-	7,400	0.00
株式会社JCM (注)2	東京都千代田区神田錦町3丁目13番	50,000	-	50,000	0.00
計	-	57,400	-	57,400	0.00

- (注)1. 発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。
2. 当社の持分法適用関連会社であります。
3. 当社の株式給付信託(BBT)において株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式2,279,700株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.13%)は、上記の自己株式に含まれておりません。

## (8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

## 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」という。）の導入についてご承認いただき（以下「原決議」という。）、今日に至りますが、当社が監査等委員会設置会社への移行に伴い、2022年5月6日開催の取締役会において、現在の取締役（社外取締役を除く。）等に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「取締役」という。）等に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することを決議し、本制度に関する議案を2022年6月24日開催の第62期定時株主総会に付議し、本株主総会において決議されました。

## (1) 導入の背景、目的及びこれを相当とする理由

今般、取締役及び執行役員（以下、取締役及び取締役を兼務しない執行役員を総称して「取締役等」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（「第4 提出会社の状況 4.コーポレート・ガバナンスの状況等（4）役員の報酬等」に記載しております。）について、当該方針の対象が監査等委員である取締役を除く取締役となるよう変更し、また、金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針に関して、固定報酬と業績連動報酬の割合を役割期待に応じて7：3～6：4、業績連動報酬のうち現金報酬及び株式報酬の割合を1：1～2：1を目安とするよう変更しております。

本制度は上記の目的によるものであり、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針とも合致していることから、本制度の内容は相当であると考えております。なお、本制度の内容は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の審議を経ております。

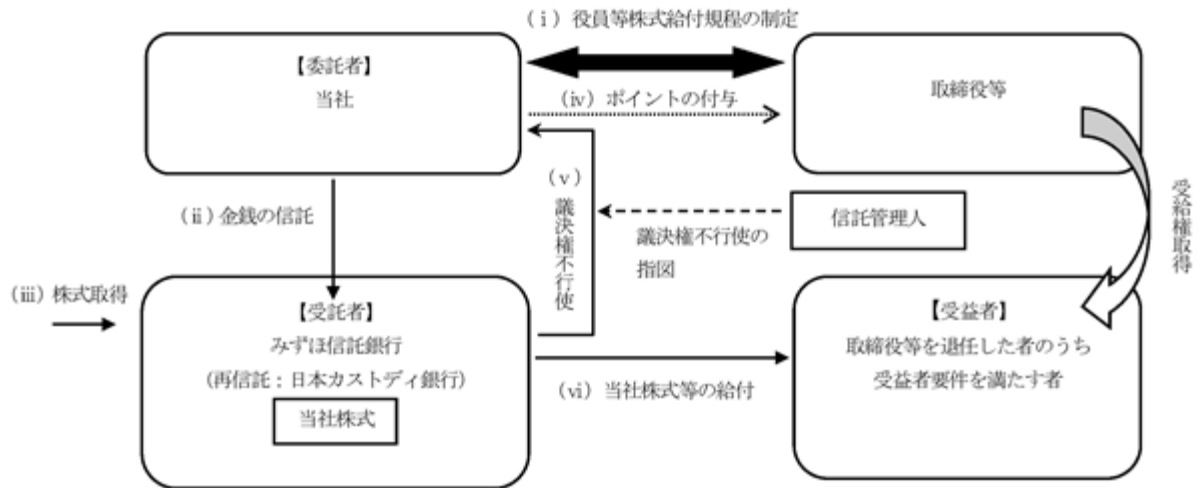
本制度は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するものであり、本制度の詳細につきましては、下記(2)の枠内で、取締役会にご一任いただいております。また、現時点において、本制度の対象となる取締役は6名となります。

## (2) 本制度の概要

## 本制度の概要

本制度は当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員等株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

## &lt; 本制度の仕組み &gt;



- ( ) 当社は、本制度について本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員等株式給付規程」を制定します。
- ( ) 当社は、( )の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ( ) 本信託は、( )で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法により取得します。
- ( ) 当社は、「役員等株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ( ) 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ( ) 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員等株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」という。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。但し、取締役等が役員等株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

#### 本制度の対象者

##### 取締役及び執行役員

(なお、監査等委員である取締役及び社外取締役は、本制度の対象外といたします。)

#### 信託期間

2017年9月15日から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。)

#### 信託金額(報酬等の額)

当社は、2018年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度(以下「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、当初対象期間において270百万円の金銭を、2021年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの対象期間において172百万円の金銭をそれぞれ拠出し、本信託を設定しております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託として存続させることとします。

本制度が終了するまでの間、今後の各対象期間(2021年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの対象期間を含む。)において、当社は、原則として対象期間ごとに、860百万円(うち、取締役分として310百万円)を上限として本信託に追加拠出することといたします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格)と追加拠出される金銭の合計額は、860百万円(うち、取締役分として310百万円)を上限といたします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員等株式給付規程に基づき予め定めた役員毎の株式報酬基準額に、業績達成度等を勘案して決定する支給率(0%~150%の範囲)を乗じて算出される株式報酬金額に相当するポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、2,350千ポイント(うち、取締役分として850千ポイント)を上限といたします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記 の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(但し、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行う。 )。

なお、2022年6月24日定時株主総会の決議により、2022年10月1日を効力発生日として、当社株式10株につき1株の比率をもって株式併合が行われますので、当該調整により、同日以後は、上記取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、235千ポイント(うち、取締役分として85千ポイント)が上限となり、また、取締役等に付与されるポイントは、下記 の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

下記 の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。 )。

#### 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記 に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。但し、役員等株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、当社関係諸規程等に対する重大な違反があった場合、在任期間中に一定の非違行為があった場合等には、取締役会の決定により、給付を受ける権利の全部又は一部を喪失させることができるものとします。

#### 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

#### 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、当社及び当社役員と利害関係のない団体へ寄附されるか、又はその時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

#### 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員等株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記 により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

### (3) 本信託の概要

名称	: 株式給付信託 (BBT)
委託者	: 当社
受託者	: みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
受益者	: 取締役等を退任した者のうち役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	: 当社と利害関係のない第三者を選定
信託の種類	: 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
本信託契約の締結日	: 2017年9月15日
金銭を信託する日	: 2017年9月15日
信託の期間	: 2017年9月15日から信託終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号の規定に基づく第一回I種優先株式の取得

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年10月29日)での決議状況 (取得日 2021年11月15日)	20,000,000	21,360,800,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	20,000,000	21,360,800,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

## (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

## (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	20,000,000	21,360,800,000	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ( - )	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

【株式の種類等】 会社法第155条第7号の規定に基づく普通株式の取得

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	449	66,372
当期間における取得自己株式	111	13,763

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。



## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡し)	-	-	-	-
保有自己株式数	7,487	-	7,598	-

(注) 当期間における自己株式の処分株式数及び処分価額の総額には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権(ストック・オプション)の権利行使及び単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

## 3 【配当政策】

当社における株主還元にあたっての基本方針は、強固な経営基盤を築くことにより、適正な自己資本の水準を確保しつつ安定的・継続的な配当を実施することとしており、また優先株式を買入れ償還することも当社の重要な経営課題としております。

上記の基本方針の下での具体的な対処として、「2022年3月期を最終年度とする中期経営方針期間においては、連結普通配当性向20%を目処に配当を実施するとともに、2022年3月期を目処に優先株式の償還完了をめざす」としております。

この方針のもと、当期の普通株式の期末配当金につきましては、期初配当予想のとおり、1株当たり3円といたしました。また、優先株式につきましては、2021年11月15日付で償還が完了いたしております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	5,156	3.00

今般、優先株式の償還完了や2023年3月期を初年度とする新中期経営計画等を踏まえ、次期より「財務健全性、株主還元、資本効率の最適なバランスを実現」することを資本政策の基本方針とし、株主還元につきましては、「安定的かつ継続的な株主還元を基本とし、連結配当性向30%を目処に配当を実施」することといたします。

新たな株主還元方針のもと、次期の普通株式の期末配当金につきましては、当期より1円増配となる1株当たり4円とさせていただきます。

なお、2022年6月に開催予定の当社第62期定時株主総会において承認可決されることを条件に、2022年10月1日をもって、普通株式10株を1株に併合する株式併合を実施する予定としております。当該株式併合を考慮した次期の普通株式の期末配当金予想は40円となります。

また、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当に関する決定機関は中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、今後目指す姿として「常にお客さまに寄り添い、向き合い、ニーズに即した金融サービスを通じて、様々な社会課題解決に貢献し続ける、イノベティブな先進企業」並びに「強固な財務基盤と持続的・安定的な収益力を有し、ステークホルダーからこれまで以上に存在意義を認められる企業」であることを掲げております。このためには、経営の透明性やステークホルダーに対する公正性を確保し、かつ、迅速・果断な意思決定が重要であると考えており、当社の経営環境を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

1. 当社は、株主の権利を尊重し株主が適切に権利の行使ができる環境の整備と株主の平等性を確保するための適切な対応を行う
2. 当社は、社会的責任の重要性を認識し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に向けた取組を行う
3. 当社は、財務情報や非財務情報について法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む
4. 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた役割・責務を適切に果たす
5. 当社は、経営戦略及び財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、IR活動の充実を図り、株主・投資家等からの信頼と評価を得ることを目指す

なお、当社は、取締役会による戦略策定と監督機能を強化するとともに業務執行の機動性を高めることを目的として、2022年6月24日開催の第62期定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。「内部統制システムの基本方針」についても同日開催の取締役会にて改正を決議いたしました。

#### 企業統治の体制の概要およびその体制を採用する理由

##### a. 監査等委員会設置会社を採用している理由

当社は、取締役会による戦略策定と監督機能を強化するとともに業務執行の機動性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社を採用しております。

##### b. 企業統治の体制

###### イ. 取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名と監査等委員である取締役5名の計13名で構成されております。また、取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスを開示する一方、取締役会における独立社外取締役の比率を向上させ3分の1以上とし、取締役会における多角的な検討と意思決定の客観性・透明性を確保しております。

なお、定款の定めに基づき、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除く。)の決定の一部を取締役社長に委任しており、これにより、経営に関する意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における審議事項を重点化し、経営方針・経営戦略の策定等の議論をより充実させております。

取締役会の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会、利益相反管理委員会を設置しています。指名・報酬委員会では、取締役会から諮問を受けた役員の人事や報酬に関する事項について、利益相反管理委員会では、当社の主要株主との重要な取引について審議いたします。

当社の取締役会は、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、2021年度は13回開催され、主な検討事項として、中期経営計画の進捗状況および新中期経営計画の策定、監査等委員会設置会社移行を含めたコーポレート・ガバナンス強化、サステナビリティへの取り組み、コンプライアンスおよびリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況等について議論を行いました。なお取締役の平均出席率は98%となっております。

#### ロ．監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役5名(うち、2名は常勤監査等委員)で構成されており、うち過半数の3名が社外取締役であります。監査等委員会の監査活動等を支援する専任組織(監査等委員会室)を設置する一方、監査等委員会は内部監査グループと連携し、適切な監査を行う体制を整えています。

#### ハ．業務執行体制

当社は、取締役会による戦略策定と監督機能を重視するとともに、業務の執行権限を最大限、取締役社長に委任しています。加えて取締役社長が適切な意思決定を行うため、取締役社長の諮問機関として「経営会議」「業務監査委員会」「サステナビリティ委員会」「総合リスク管理委員会」「コンプライアンス委員会」等を設置し、取締役社長が適切な意思決定を行う体制を構築しています。

##### (経営会議)

取締役会付議事項の事前審議及び取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議を行うことを目的に設置しております。現在の議長は取締役社長(飯盛 徹夫)が務めており、全ての部門長、グループ長等で構成されております。

##### (業務監査委員会)

内部監査における業務執行に関する知見や専門的・客観的意見を取り入れることにより内部監査の充実を図ることを目的として設置しております。現在の委員長は取締役社長(飯盛 徹夫)が務めており、計9名の委員で構成されております。また、委員会活動の状況は定期的に取締役会に報告しております

##### (サステナビリティ委員会)

サステナビリティに関する重要事項の審議を目的に設置しております。現在の委員長は取締役社長(飯盛 徹夫)が務めており、計19名の委員で構成されております。また、委員会活動の状況は定期的に取締役会に報告しております。

##### (総合リスク管理委員会)

各種リスクを総合的に把握・管理することを目的に設置しております。現在の委員長は取締役専務執行役員(水野 哲朗)が務めており、計16名の委員で構成されております。また、委員会活動の状況は定期的に取締役会および経営会議に報告しております。

##### (コンプライアンス委員会)

当社及び子会社等にコンプライアンスの定着を進め、社会に貢献する企業としての企業価値の向上を図ることを目的に設置しております。現在の委員長は常務執行役員(馬場 一晃)が務めており、計18名の委員で構成されております。また、委員会活動の状況は定期的に取締役会および経営会議に報告しております。

##### (ALM委員会)

市場リスクおよび資金流動性リスクを適正にコントロールすることを目的に設置しております。現在の委員長は取締役専務執行役員(水野 哲朗)が務めており、計5名の委員で構成されております。また、委員会活動の状況は定期的に経営会議に報告しております。

## (クレジット対策委員会)

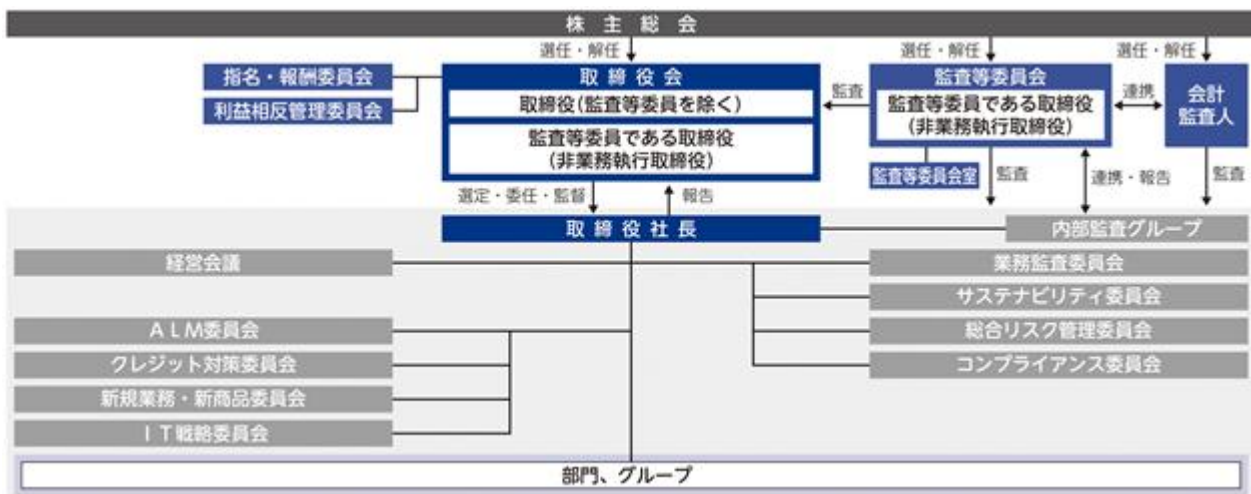
適正な与信管理および加盟店管理強化に関する重要な事項の審議を目的に設置しております。現在の委員長は代表取締役専務執行役員(横山 嘉徳)が務めており、計8名の委員で構成されております。また、委員会活動の状況は定期的に経営会議に報告しております。

## (新規業務・新商品委員会)

重要な新規業務・新商品に関するリスク等の評価と検証を目的に設置しております。現在の委員長は常務執行役員(宇田 真也)が務めており、計9名の委員で構成されております。また、委員会活動の状況は定期的に経営会議に報告しております。

## (IT戦略委員会)

重要なIT戦略、IT投資計画、IT投資案件の審議を目的に設置しております。現在の委員長は代表取締役専務執行役員(渡辺 一郎)が務めており、計12名の委員で構成されております。また、委員会活動の状況は定期的に経営会議に報告しております。



## 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)を次のとおり整備しております。

### 内部統制システムの基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、「基本理念」、「経営方針」、「行動指針」及び「サステナビリティ基本方針」を定めます。また、当社及び子会社等の全役員及び全従業員(以下「役職員」といいます。)を対象として、コンプライアンスに関する行動規範である「The Orico Group Code」を定めその徹底を図ります。
  - (2) 当社は、当社及び子会社等におけるコンプライアンスの定着を進めるため、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議等を行います。
  - (3) 当社は、内部通報制度を設け、当社及び子会社等における違法行為、不正行為等に対する監視体制を構築します。
  - (4) 当社は、個人情報保護法及び関係するガイドライン等との適合性を確保するため、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」を定め、適正な個人情報管理体制を構築します。
  - (5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切の関係遮断を図るため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、専門部署を設置する等、適切な管理体制を構築します。
  - (6) 当社は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を防止するため、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止のための基本方針」を定め、専門部署を設置する等適切な管理体制を構築します。
  - (7) 当社は、財務報告の適正性確保のため、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」及び「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を定め、財務情報及び非財務情報を適切に開示する体制を構築します。
  - (8) 当社は、当社及び子会社等に対する内部監査を独立の立場で実施するため、「内部監査基本方針」及び「内部監査規程」を定め、内部監査グループを設置します。また、「業務監査委員会」を設置し、当社及び子会社等に対する内部監査に業務執行に関する知見や専門的・客観的意見を取り入れることにより、内部監査の充実を図ります。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、業務監査委員会その他委員会の議事録、稟議書、契約書等について、規程等に基づいて、文書又は電磁的媒体に記録し、所定の期間保存します。また、取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができるものとします。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社は、当社及び子会社等の多様化するリスクを総合的に把握・管理するため、「リスク管理基本方針」を定め、リスク毎の所管部門とその総合管理を行うリスク管理部門を設置する等、リスク管理体制を構築します。また、各種リスクを総合的に把握・管理するため、総合リスク管理委員会を設置し、審議・調整を行います。
  - (2) 当社は、緊急事態発生時の対応及び事業継続のため、「事業継続管理基本方針」を定め、影響の極小化及び業務の迅速かつ効率的な復旧を行う体制を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、連結ベースの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するために、各事業年度ごとの経営計画を策定します。
- (2) 当社は、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等を除き、業務執行の決定を取締役会から取締役社長に最大限委任するとともに、取締役会が独立した客観的立場から業務執行状況につき実効性の高い監督を行う体制を構築します。
- (3) 当社は、取締役社長の諮問機関として「経営会議」を設置し、業務執行等の重要な事項の審議を行い、取締役社長が適切な意思決定を行う体制を構築します。
- (4) 当社は、「取締役会規則」、「分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、効率的な業務執行と手続の遵守を図ります。

5. 当社及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社等の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - a. 当社は、子会社等の経営管理全般を所管する専門部署を設置し、また、業務上密接な関係を持つ業務所管部をそれぞれ定め、両部署が連携することにより効率的かつ実効性のある子会社等の管理を行います。さらに、「グループ経営管理規程」等において、事業計画管理、リスク管理、コンプライアンス等の実施基準等を定め、このうち経営上の重要事項については、当社がこれを承認すること又はこれに関して報告を受けることとし、子会社等に対する必要な管理・指導を行うことにより企業集団における業務の適正を確保する体制を構築します。
  - b. 子会社等においても、当社の「グループ経営管理規程」等を踏まえ、経営上の重要事項については、当社へ協議又は報告する体制を構築させるものとします。
- (2) 子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 子会社等においても、当社の管理体制を踏まえ、規模、業態及び各種リスクの重要度に応じた適切なリスク管理体制を構築させるものとします。
- (3) 子会社等の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 子会社等においても、当社の管理体制を踏まえ、規模及び業態に応じ、取締役及び使用人の職務権限の整備を行わせるものとします。
- (4) 子会社等の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 子会社等においても、当社の体制を踏まえ、規模及び業態に応じ、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築させるものとします。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の直属の組織として、専属の使用人で構成される監査等委員会室を設置するものとします。
- (2) 当社は、当該使用人の人事に関する事項等について、あらかじめ監査等委員会が定めた監査等委員の同意を得るものとします。また、当該使用人は、監査等委員会の職務に関して監査等委員である取締役以外の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社及び当社の子会社等の取締役及び使用人等は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査等委員会の職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに監査等委員会に報告を行うものとします。
- (2) 当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人等に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わないものとします。
- (3) 当社は、監査等委員会が、内部監査グループからその監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、又は指示を行うことができる体制を構築します。
- (4) 当社は、監査等委員が「経営会議」等の重要な会議に出席することにより、当社の現況を確認するとともに必要があると認めるときは意見を述べるができる体制を構築します。また、子会社等においても、企業集団における監査の充実を図るため、当社の監査等委員が子会社等の監査役等と定期的に情報交換を行うことができる体制を構築させるものとします。
- (5) 当社は、監査等委員が取締役会長及び取締役社長と定期的に当社の現況や課題等について情報交換を行うことができる体制を構築します。また、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより連携を確保することができる体制を構築します。
- (6) 当社は、監査等委員の職務執行について生ずる費用については、監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当社が負担するものとします。また、当社は、監査等委員会が必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等の助言を受ける機会を保証するものとします。
- (注) 本基本方針において、「子会社等」とは、当社の連結子会社及び当社が指定する持分法適用関連会社を指します。

## 個人情報保護への取り組み状況

当社は、お客様の個人情報保護のため、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」を定め、個人情報保護に取り組んでおります。

## 情報セキュリティ基本方針

株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」という）は、情報セキュリティ（サイバーセキュリティを含む。以下同じ）の取組みを経営上の重要課題と位置づけ、当社が保有する情報資産（以下「情報資産」という）の機密性、完全性、可用性を確保・維持するため、以下のとおり「情報セキュリティ基本方針」を定めます。

1. 当社は、情報資産を取扱うにあたり、法令、ガイドライン等および契約上の要求事項を遵守します。
2. 当社は、情報資産を定められた使用目的の範囲で適切に取扱うものとします。
3. 当社は、情報資産を様々な脅威から保護し安全性を強化するために、定期的に情報資産に係るリスクを評価し、評価結果に基づく情報セキュリティ対策を講じます。
4. 当社は、情報資産の安全性を維持向上させるため、本方針に基づいて社内規程等および必要な管理体制を整備するとともに、情報資産に係る物理的・技術的セキュリティ対策を継続的、体系的に講じます。
5. 当社は、役職員をはじめ情報資産を取扱う者に対し、情報セキュリティにおける役割、責任を明確にするとともに、その重要性を認識し、行動するように、教育および啓発を行います。
6. 当社は、情報セキュリティの対応状況を確認するために、定期的または必要に応じて情報セキュリティ監査および自己点検を行います。また、その結果に基づき情報セキュリティ対策の改善を図ります。
7. 当社は、情報セキュリティに関する緊急事態の発生に備え、体制や手順等を整備し、状況に応じて迅速かつ適切に対応します。
8. 本方針は、情報資産を取り巻く環境の変化を考慮し、年1回定期的に見直しを行うほか、情報セキュリティ監査および自己点検の結果または法令および情報技術の変化等により情報セキュリティに関して新たな対策が必要となった場合、適宜、見直しを行います。

## 個人情報保護方針

株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」といいます）は、信頼関係を大切にし、お客様の豊かな人生の実現を通じて社会に貢献するという基本理念のもと、個人情報取扱事業者として以下の方針に従い、個人情報を取扱います。

1. 法令遵守  
当社は、個人情報の保護に関する法律、各種関係法令、関係省庁の個人情報の保護に関するガイドライン、「個人情報保護指針」その他規範を遵守します。
2. 個人情報の利用・取得  
当社は、個人情報の利用目的をできる限り特定して公表するとともに、利用目的の達成に必要な範囲内で利用し、利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い（目的外利用）を行わないための措置を講じます。また、個人情報をクレジット申込書等で取得する場合は、あらかじめ利用目的を明示したうえで同意をいただきます。



### 3. 個人情報の提供等

当社は、個人情報を第三者へ提供する場合および第三者から個人関連情報を個人情報として取得する場合、原則として、あらかじめ同意をいただきます。また、個人情報を当社の提携企業や関係会社等に提供する場合、当社における取扱いと同様に適切な取扱いを求めます。

### 4. 不適正な利用の禁止

当社は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しません。

### 5. 個人情報の安全管理

当社は、個人情報を適切に管理し、不当なアクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対する予防および是正に関する適切な措置を講じるとともに、個人情報の保護と適切な取扱いに関する社内教育を継続して実施します。

### 6. 業務委託

当社は、個人情報の取扱いを委託する場合、個人情報の保護について適切な水準にある委託先を選定し、個人情報の安全管理が図られるよう適切に管理、監督します。

### 7. 個人情報の開示等

当社の保有する個人情報および第三者提供記録について開示を希望される場合は、当社所定の手続きに基づき開示します。また、個人情報の開示の結果、万一内容に誤りがある場合には、速やかに訂正します。

### 8. 個人情報保護マネジメントシステム

当社は、「個人情報の保護に関するコンプライアンス・プログラム」を継続的に見直し、個人情報の適切な取扱いに努めます。

### 9. 個人情報に関する問い合わせ

当社は、個人情報の取扱いに関するご意見・ご質問については、相談窓口を設けて迅速かつ適切な対応を行います。

## 反社会的勢力排除に向けた取り組み状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、一切の関係遮断に取り組んでおります。

### 反社会的勢力に対する基本方針

株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」という）は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える、暴力団をはじめとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下の基本方針を定めます。

1. 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を一切遮断するため、反社会的勢力との関係遮断に関する役職員の意識の醸成と徹底を図り、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。
2. 当社は、反社会的勢力に対しては、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。
3. 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

4. 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、民事・刑事の両面から法的対応を行います。
5. 当社は、反社会的勢力への資金提供、裏取引には一切応じません。

#### 大規模災害等に際する事業継続に向けた取り組み状況

当社は、重要な社会インフラの一翼を担う企業としての社会的責任を踏まえ、「事業継続管理基本方針」を定め、大規模な「自然災害」「感染症蔓延」「システム障害」等の緊急事態発生時の事業継続に取り組んでおります。

#### 事業継続管理基本方針

株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」という）は、基本理念等を踏まえ、大規模な「自然災害」「感染症蔓延」「システム障害」等、緊急事態発生時の対応を経営上の重要課題の一つとして位置づけ、以下のとおり「事業継続管理基本方針」を定めます。

1. 当社は、緊急事態発生時において、生命・身体に危害が及ぶような場合には、人命を最優先で取り組みます。
2. 当社は、緊急事態発生時の事業継続について、重要な社会インフラの一翼を担う企業としての社会的責任を踏まえ、「決済機能の維持・継続」および「業務の早期復旧」に優先的に取り組みます。
3. 当社は、緊急事態に応じた組織、権限および指示命令系統、緊急時行動計画等、緊急事態発生時において、すみやかに対応する体制を整備します。
4. 当社は、全役職員に対して緊急事態発生時の体制、緊急時行動計画等について教育に努めるとともに、緊急事態を想定した訓練を定期的実施し、緊急事態発生時の対応の実効性向上に取り組みます。
5. 当社は、当社およびグループ会社を取り巻く環境の変化ならびに緊急事態に関する社会の動向等を踏まえ、必要となった場合、適宜本方針に基づいて体制等の見直しを行います。

#### 主要株主との関係

当社は、株式会社みずほ銀行を始めとするみずほフィナンシャルグループ（MHFG）が約49%、伊藤忠商事株式会社が約16%を出資し、両社の持分法適用関連会社です。

当社は、MHFG及び伊藤忠商事株式会社との営業連携、メインバンクである株式会社みずほ銀行を軸にした資金調達も支えに、営業活動を行っております。

一方、主要株主からの独立性と株主共同の利益の保護を重視する観点から、取締役会の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役で構成される利益相反管理委員会を設置し、当社の主要株主との重要な取引を審議いたします。また当社は、毎年1回、当社の主要株主との取引に関する調査を行い、重要な事実を取締役に報告するとともに、法令等の定めに従い適切に開示いたします。

#### 企業統治に関するその他事項

##### a. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

##### b. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

c. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等による自己の株式の取得ができる旨を定款に定めております。

これは、機動的な自己の株式の取得を可能とするためであります。

d. 中間配当

当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主さま又は登録株式質権者さまに対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これは、剰余金の中間配当の権限を取締役会とすることにより、株主さまへの中間期における利益還元を行うことを目的とするものであります。

e. 取締役の責任免除

当社は、職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、以下を定款に定めております。

- ・会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができること
- ・会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができること

上記を踏まえ、当社と非業務執行取締役である社外取締役は、会社法および定款に基づき、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

f. 特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性 12名 女性 1名 ( 役員のうち女性の比率 7.7% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長(兼)会長執行役員	河野 雅明	1957年2月24日生	1979年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2006年3月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 2008年4月 同行常務執行役員 2011年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 2011年4月 同社リスク管理グループ長(兼)人事グループ長(兼)コンプライアンス統括グループ長 2011年6月 同社常務取締役(兼)常務執行役員 2012年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2012年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 2012年4月 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員 2013年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役 2013年4月 株式会社みずほ銀行取締役副頭取(代表取締役)(兼)副頭取執行役員 2013年4月 株式会社みずほコーポレート銀行副頭取執行役員 2013年7月 株式会社みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員 2016年4月 当社顧問 2016年6月 当社代表取締役社長(兼)社長執行役員 2020年4月 当社代表取締役会長(兼)会長執行役員 2020年6月 株式会社神戸製鋼所社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年6月 当社取締役会長(兼)会長執行役員(現任)	注3	普通株式 54,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長(兼)社長 執行役員	飯盛 徹夫	1960年9月12日生	1984年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2009年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ経営企画部長 2011年4月 同社執行役員 2011年6月 株式会社みずほ銀行執行役員 2011年6月 同行経営企画部長 2012年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 2012年4月 同行経営企画部長 2013年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 2013年4月 同社リテールバンキングユニット長 2013年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2013年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 2014年4月 株式会社みずほ銀行営業店業務部門長(兼)証券・信託連携推進部担当役員 2016年4月 同行リテール・事業法人部門共同部門長 2016年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループリテール・事業法人カンパニー特定業務担当役員 2017年4月 みずほ信託銀行株式会社取締役社長(代表取締役)(兼)社長 2020年4月 当社社長執行役員 2020年6月 当社代表取締役社長(兼)社長執行役員(現任)	注3	普通株式 33,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役(兼)専務執行役員 ビジネスプロモーション部門長(兼)ビジネスプロモーション部門ビジネスプロモーション統括部長 (兼)BtoBソリューション部門長	横山 嘉徳	1964年12月14日生	1988年4月 当社入社 2016年6月 当社執行役員 2018年6月 当社経営企画グループ副担当 2019年1月 当社経営企画グループ副担当 (兼)経営企画グループ経営企画部長 2019年4月 当社常務執行役員 2019年4月 当社ビジネスプロモーショングループ副担当(兼)ビジネスプロモーショングループビジネスプロモーション統括部長 2020年4月 当社ビジネスプロモーショングループ副担当(兼)ビジネスプロモーショングループ東日本地域統括担当(兼)ビジネスプロモーショングループビジネスプロモーション統括部長 2020年6月 当社取締役(兼)常務執行役員 2020年6月 当社ビジネスプロモーショングループ担当(兼)ビジネスプロモーショングループ東日本地域統括担当(兼)ビジネスプロモーショングループビジネスプロモーション統括部長 2020年10月 当社ビジネスプロモーショングループ担当(兼)ビジネスプロモーショングループビジネスプロモーション統括部長 2022年4月 当社ビジネスプロモーション部門長(兼)ビジネスプロモーション部門ビジネスプロモーション統括部長(兼)BtoBソリューション部門長(兼)BtoBソリューション部門BtoB決済保証推進部長 2022年6月 当社代表取締役(兼)専務執行役員(現任) 2022年6月 当社ビジネスプロモーション部門長(兼)ビジネスプロモーション部門ビジネスプロモーション統括部長(兼)BtoBソリューション部門長(現任)	注3	普通株式 30,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役(兼)専務執行役員 デジタル・マーケティング グループ管掌(兼)IT・シ ステムグループ管掌	渡辺 一郎	1959年11月23日生	1983年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2003年4月 同社 メディア事業部門企画開発 室長 2007年4月 同社 モバイル&ワイヤレス部長 2008年4月 同社 宇宙・情報・マルチメディ ア経営企画部長 2009年4月 同社 情報通信・航空電子経営企 画部長 2010年4月 台湾伊藤忠股份有限公司董事長 (兼)総経理(台北) 2013年1月 伊藤忠商事株式会社CIO補佐 IT企画部長 2017年4月 同社 審議役CIO補佐IT企画部長 2019年4月 コネクシオ株式会社 執行役員 法人サポート部門長 2020年4月 同社 執行役員 法人スマート サービス部門長 2021年6月 同社 常務執行役員 法人スマートサービス部門長 2022年5月 当社 顧問 2022年6月 当社代表取締役(兼)専務執行役 員(現任) 2022年6月 当社デジタル・マーケティンググ ループ管掌(兼)IT・システム グループ管掌(現任)	注3	-
取締役(兼)専務執行役員 リスク管理グループ長	水野 哲朗	1960年1月24日生	1982年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2008年7月 株式会社みずほコーポレート銀 行 営業第十四部付審議役 2009年4月 当社事業本部顧客営業推進グルー プ副担当 2010年1月 当社執行役員 2010年6月 当社事業本部顧客営業推進グルー プ担当 2011年6月 当社常務執行役員 2011年6月 当社経営企画グループ担当 2016年6月 当社経営企画グループ担当(兼) 経理グループ担当 2017年4月 当社財務グループ担当 2019年6月 当社財務グループ担当(兼)リス ク管理グループ担当 2020年6月 当社専務執行役員 2020年6月 当社リスク管理グループ担当 2022年4月 当社リスク管理グループ長 (現任) 2022年6月 当社取締役(兼)専務執行役員 (現任)	注3	普通株式 134,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(兼)常務執行役員 オペレーショングループ長 (兼)業務統括部担当	樋口 千春	1962年2月22日生	1984年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2006年4月 同社金融事業推進部長 2007年7月 当社市場開発グループアライア ス推進第二部長(兼)経営企画 グループ伊藤忠連携部長 2010年4月 伊藤忠商事株式会社金融事業推進 部長(兼)オリコ関連事業統括 部長 2017年6月 当社顧問 2017年6月 当社取締役(兼)執行役員 2017年6月 当社市場開発グループ副担当 (兼)経営企画グループ海外事 業部担当 2018年4月 当社市場開発グループ副担当 2019年4月 当社ビジネスプロモーショング ループ副担当 2020年6月 当社取締役(兼)常務執行役員 (現任) 2020年6月 当社業務統括グループ担当(兼) 業務統括グループ業務統括部長 2020年10月 当社業務統括グループ担当 2022年4月 当社オペレーショングループ長 (兼)業務統括部担当(現任)	注3	普通株式 12,400
取締役	西野 和美	1968年6月9日生	1992年4月 富士写真フイルム株式会社入社 2001年4月 一橋大学大学院商学研究科 助手 (特別研究生) 2002年4月 東京理科大学経営学部経営学科 専任講師 2004年4月 同大学経営学部経営学科 専任講 師(兼)同大学大学院総合科学 技術経営研究科総合科学技術経 営専攻 専任講師 2006年4月 同大学大学院総合科学技術経営研 究科総合科学技術経営専攻 (現、経営学研究科技術経営専 攻) 准教授 2017年4月 一橋大学大学院商学研究科 准教 授 2018年4月 同大学大学院経営管理研究科 准 教授(兼)同大学保健センター センター長(兼)同大学学生支 援センターキャリア支援室 室 長 2019年4月 同大学大学院経営管理研究科 准 教授(兼)同大学役員補佐(学 生担当) 2019年6月 当社取締役(現任) 2019年6月 古河機械金属株式会社社外取締役 (現任) 2019年12月 株式会社ミルテル社外取締役 2020年9月 一橋大学大学院経営管理研究科 准教授 2022年4月 同大学大学院経営管理研究科 教授(現任) 2022年6月 株式会社牧野フライス製作所 社外取締役(現任)	注3	普通株式 10,900



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	本庄 滋明	1955年2月13日生	1979年4月 富士通株式会社入社 1999年10月 同社システム本部インターネットソリューション推進室担当部長 2000年4月 同社システム本部コンサルティング事業部コンサルティング部長 2003年4月 同社コンサルティング事業本部プロジェクト統括部長(産業担当)(兼)ソフトウェア事業本部プロジェクトA XMLプロジェクト員 2004年6月 同社コンサルティング事業本部副本部長 2005年6月 同社産業・流通ソリューション本部長 2006年6月 同社常務理事(兼)産業・流通ソリューションビジネスグループ副グループ長(兼)ソリューション担当(兼)産業・流通ソリューション本部長 2008年6月 同社顧問 2008年6月 株式会社富士通ビジネスシステム常務取締役 2009年6月 株式会社富士通総研常務取締役 2010年6月 同社取締役(兼)執行役員専務 2012年6月 同社代表取締役社長 2018年4月 同社常任顧問 2019年3月 同社常任顧問退任 2022年6月 当社取締役(現任)	注3	-
取締役(監査等委員)	深澤 雄二	1957年7月23日生	1980年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2007年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 2007年4月 同行コーポレートバンキングユニット統括役員付審議役 2007年4月 当社顧問 2007年6月 当社常務執行役員 2007年6月 当社営業本部顧客営業推進グループ担当 2010年6月 当社コンプライアンスグループ担当(兼)総務グループ担当 2013年12月 当社コンプライアンスグループ担当 2014年5月 当社信用管理グループ担当 2016年6月 当社信用管理グループ担当(兼)総務グループ担当 2017年4月 当社リスク管理グループ担当 2019年6月 当社常勤監査役 2022年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	注4	普通株式 67,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(監査等委員)	長尾 浩	1967年9月20日生	1990年4月 当社入社 2013年10月 当社経営企画グループ経営企画部 財務企画室長(兼)経営企画グ ループ経営企画部副部長 2015年4月 当社経理グループ経理部部長 2015年10月 当社経理グループ経理部長 2019年4月 当社企画グループ経理部長 2019年6月 当社執行役員 2020年8月 当社財務・経理グループ財務企画 部長 2022年6月 当社取締役(監査等委員) (現任)	注4	普通株式 4,300
取締役(監査等委員)	大庫 直樹	1962年4月27日生	1985年4月 マッキンゼー・アンド・カンパ ニー入社 1999年7月 同社パートナー 2005年7月 GEコンシューマー・ファイナン ス株式会社(現、新生フィナン シャル株式会社)執行役員 2008年8月 ルートエフ株式会社代表取締役 (現任) 2013年4月 同志社大学非常勤講師(現任) 2014年6月 当社取締役 2016年4月 広島県特別参与(現任) 2017年6月 株式会社T&Dホールディングス 社外取締役(現任) 2017年11月 ルートエフ・データム株式会社代 表取締役(現任) 2022年6月 当社取締役(監査等委員) (現任)	注4	普通株式 26,800
取締役(監査等委員)	櫻井 祐記	1952年9月11日生	1976年4月 富国生命保険相互会社入社 2003年4月 同社財務企画部長 2007年7月 同社取締役 2009年4月 同社取締役 執行役員 2009年6月 富国生命投資顧問株式会社代表取 締役社長 2014年4月 富国生命保険相互会社常務執行役 員 2014年6月 フコクしんらい生命保険株式会社 社外取締役(現任) 2014年7月 富国生命保険相互会社取締役 常 務執行役員 2016年4月 同社中期経営計画副担当 2016年6月 当社監査役 2019年4月 富国生命保険相互会社取締役 専 務執行役員 2019年4月 同社中期経営計画担当 2022年4月 同社取締役副社長執行役員 (現任) 2022年6月 当社取締役(監査等委員) (現任)	注4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(監査等委員)	松井 巖	1953年12月13日生	1980年4月 検事任官 2003年7月 横浜地方検察庁刑事部長 2005年1月 東京地方検察庁特別公判部長 2006年4月 東京地方検察庁刑事部長 2007年10月 大津地方検察庁検事正 2009年7月 名古屋高等検察庁次席検事 2010年10月 大阪高等検察庁次席検事 2012年6月 最高検察庁刑事部長 2014年1月 横浜地方検察庁検事正 2015年1月 福岡高等検察庁検事長 2016年11月 日本弁護士連合会弁護士登録(東京弁護士会所属) 2016年11月 八重洲総合法律事務所(現任) 2017年6月 当社監査役 2018年6月 長瀬産業株式会社社外監査役(現任) 2018年6月 東鉄工業株式会社社外監査役(現任) 2018年6月 グロープライド株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年3月 株式会社電通グループ社外取締役 2022年4月 同社社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	注4	普通株式 32,900
計					普通株式 408,400

(注) 1. 2022年6月24日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役 西野 和美、本庄 滋明、大庫 直樹、櫻井 祐記、松井 巖の各氏は、社外取締役であります。

3. 2022年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

4. 2022年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

## 5. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
会長執行役員	河野 雅明	
社長執行役員	飯盛 徹夫	
専務執行役員	横山 嘉徳	ビジネスプロモーション部門長(兼)ビジネスプロモーション部門ビジネスプロモーション統括部長(兼)B to Bソリューション部門長
専務執行役員	渡辺 一郎	デジタル・マーケティンググループ管掌 (兼)IT・システムグループ管掌
専務執行役員	水野 哲朗	リスク管理グループ長
常務執行役員	樋口 千春	オペレーショングループ長(兼)業務統括部担当
常務執行役員	笠間 仁志	金融法人部門長
常務執行役員	中西 真	管理グループ長
常務執行役員	小杉 雅弘	財務・経理グループ長
常務執行役員	松岡 英行	人事・総務グループ長
常務執行役員	矢ヶ部 章二	IT・システムグループ長
常務執行役員	仙波 陽平	カード・ペイメント部門長
常務執行役員	宇田 真也	企画グループ長
常務執行役員	草野 実	内部監査グループ長
常務執行役員	向井 和浩	海外事業部門長
常務執行役員	馬場 一晃	コンプライアンスグループ長
常務執行役員	向井 英伸	デジタル・マーケティンググループ長
執行役員	小田 稔	ビジネスプロモーション部門渉外担当
執行役員	犬飼 仁美	金融法人部門渉外担当
執行役員	笹島 智哉	B to Bソリューション部門副部門長 (兼)B to Bソリューション部門B to B決済保証推進部長
執行役員	嶋本 正治	オペレーショングループ副グループ長 (兼)オペレーショングループオペレーション企画部長
執行役員	前田 泰	管理グループ管理企画部長
執行役員	山内 正剛	ビジネスプロモーション部門中四国・九州地域統括担当
執行役員	村田 聡史	財務・経理グループ副グループ長(兼)財務・経理グループ財務部長 (兼)財務・経理グループ財務部ALM室長
執行役員	田村 浩利	デジタル・マーケティンググループ副グループ長 (兼)デジタル・マーケティンググループデジタル企画部長 (兼)企画グループ戦略企画部長
執行役員	川南 雅俊	ビジネスプロモーション部門関西・中部地域統括担当
執行役員	小齋 博樹	ビジネスプロモーション部門ビジネスプロモーション企画部長
執行役員	金子 茂之	企画グループ経営企画部長
執行役員	篠田 宏	IT・システムグループ副グループ長 (兼)株式会社オリコフォレントインシュア取締役副社長 (兼)副社長執行役員
執行役員	岩切 達弘	株式会社オリコフォレントインシュア取締役副社長 (兼)副社長執行役員
執行役員	頃安 俊郎	海外事業部門副部門長(兼)海外事業部門海外拠点管理部長
執行役員	桶谷 浩二	カード・ペイメント部門カード営業部長

## 社外役員の状況

当社の社外取締役は5名であります。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、豊富な企業経営経験を有する、又はリテール金融、経済、企業経営、法務、財務・会計等の専門知識を有する、又はその他企業経営を取り巻く事象に深い知見を有すること等を要件としており、これらの経験や見識に基づく優れた経営判断能力を以って、広範な視点又は独立・公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に資することを考慮し選任しております。

社外取締役（監査等委員）については、公正かつ客観的立場から業務執行状況を監査するのに必要な、事業知見、財務・会計、ガバナンス、リスク管理、法務、コンプライアンス等に関する知識・経験を有すること等を要件としており、これらの経験や見識に基づく有益な助言により当社経営の健全性確保に資することを考慮し選任しております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性を実質面において担保することを目的に、取締役会の決議により、社外取締役の独立性に関する判断基準を制定しております。

社外取締役の独立性に関する判断基準は、以下のとおりであります。

## 社外取締役の独立性に関する判断基準

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断する際には、次のいずれにも該当しないことを要件としております。

1. 現在および最近10年間のいずれかの時期において、当社または当社の親会社、兄弟会社、子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人（以下、「業務執行者」という）および親会社の業務執行者でない取締役
2. 当社又は当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の取引先のうち、直近3事業年度のいずれかにおける年間取引額が当社の連結売上高（ ）または当該取引先の連結売上高の2%を超える企業等の現在および最近3年間の業務執行者（ ）連結売上高：当社の場合、連結営業収益
3. 当社グループが借入れを行っている金融機関のうち、その借入金残高が直近の事業年度末において当社の連結総資産もしくは連結調達残高の2%または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関の業務執行者
4. 直近の当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主（当該株主が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者又は業務を執行する社員若しくは理事その他これらに準じる者をいう）
5. 当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家において、当該財産を得ている者が個人の場合には、直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体の場合には、当該団体の直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上または当該団体の連結総売上高の2%以上のいずれか高い金額を得ている者
6. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている者（その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者をいう）
7. その他、当社の一般株主との間で、上記各号にて考慮されている事由以外の理由で恒常的に実質的な利益相反の生じるおそれがあると当社が判断した者
8. 次の（1）または（2）のいずれかに掲げる者（使用人のうち、重要ではない者を除く）の近親者（配偶者または二親等以内の親族）
  - （1）上記1.から7.までに掲げる者
  - （2）当社グループの業務執行者および業務執行者でない取締役

社外取締役の当社との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係等については以下のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有は「役員一覧」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

氏名	当社との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係	当該役員を選任している理由
西野 和美 (注)	<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況] ・一橋大学大学院教授 当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況] ・古河機械金属株式会社社外取締役 ・株式会社牧野フライス製作所社外取締役 当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p>	一橋大学大学院教授として長年に亘り経営戦略論・技術経営論を中心とした経営学の教育・研究に従事されております。特に新事業創出やイノベーションなどの分野に関し、豊富な事例分析に基づく数多くの調査研究を重ねてこられました。教授としての実践的な研究に基づく企業経営に関する高い見識を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立・公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、社外取締役として選任しております。
本庄 滋明 (注)	<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p>	富士通株式会社において、システム開発に関するコンサルティング事業に従事され、その後グループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。大手システム開発ベンダーの業務執行責任者としての豊富な経験に基づく経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、広範な視点から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、新たに社外取締役として選任しております。
大庫 直樹 (監査等委員) (注)	<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況] ・ルートエフ株式会社代表取締役 ・ルートエフ・データム株式会社代表取締役 当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況] ・株式会社T&amp;Dホールディングス社外取締役 当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p>	マッキンゼー・アンド・カンパニーにパートナーとしての6年間を含め20年間勤務され、その後外資系金融会社の執行役員を経てルートエフ株式会社を設立し、現在は同社の代表取締役を務められております。コンサルタントとしての長年の経験に基づく優れた経営判断能力と金融及びマーケティング分野に関する豊富な知見を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。
櫻井 祐記 (監査等委員) (注)	<p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況] ・富国生命保険相互会社取締役副社長執行役員 富国生命保険相互会社は当社の株主であり、信用保証の提携金融機関という関係にあります。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況] ・フコクしんらい生命保険株式会社社外取締役 当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p>	富国生命保険相互会社において、財務企画部門の取締役及び業務執行責任者を務め、更にグループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。大手生命保険会社の業務執行責任者としての多様な知見と豊富な企業経営経験を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。
松井 巖 (監査等委員) (注)	<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況] ・八重洲総合法律事務所所属弁護士 当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況] ・長瀬産業株式会社社外監査役 ・東鉄工業株式会社社外監査役 ・グロープライド株式会社社外取締役(監査等委員) ・株式会社電通グループ社外取締役(監査等委員) 当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p>	検察官として高等検察庁検事長など検察の枢要部門を歴任され、検事退官後は弁護士として活躍されております。法曹界における豊富な経験と高い見識を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。

(注) 当社は、取締役 西野 和美氏、取締役 本庄 滋明氏、取締役 大庫 直樹氏、取締役 櫻井 祐記氏、取締役 松井 巖氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出しています。

当社は、職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、以下を定款に定めております。

- ・会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができること
- ・会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができること

上記を踏まえ、当社と非業務執行取締役である社外取締役は、会社法および定款に基づき、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会が、内部監査グループからその監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、又は指示を行うことができることとしております。

また、監査等委員は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより連携を確保することとしております。

監査等委員会の職務を補助しその円滑な職務遂行を支援するため、監査等委員会の直属の組織として、監査等委員会室を設置し、専任の使用人を置いております。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置いておりません。

専任の使用人は、監査等委員である取締役以外の指揮命令は受けず、監査等委員会の指揮命令の下で監査活動等に関する補助業務を行っております。

なお、当該使用人の人事に関する事項等について、あらかじめ監査等委員会が定めた監査等委員の同意を得るものとして、監査等委員会室の執行部門からの独立性及び実効性を確保しております。

## (3) 【監査の状況】

(監査の状況は2022年3月期の状況を記載しております)

## (1) 監査役監査の状況

## 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む監査役5名で構成されています。監査役会は、月次で開催される他、必要に応じて随時開催され、法令・定款及び監査役会規則の定めるところにより、監査の方針・計画・方法及びその他監査に関する重要な事項について報告を受け、決議等の意思決定を行っております。

また、監査役の直属の組織として「監査役室」を設置し、2名の専任者を配し監査役の職務を補助する体制をとっております。

監査役の経歴等は、「第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。

なお、社外監査役の小澤好正氏、櫻井祐記氏は長年にわたる財務・会計の業務経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## 監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度において監査役会は合計17回開催しております。

なお、個々の監査役の当事業年度における監査役会及び取締役会への出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	当事業年度の出席状況(出席率)	
		監査役会	取締役会
常勤監査役	深澤 雄二	17/17回(100%)	13/13回(100%)
常勤監査役(社外)	小澤 好正	17/17回(100%)	13/13回(100%)
常勤監査役	工藤 恭久	17/17回(100%)	13/13回(100%)
監査役(社外)	櫻井 祐記	15/17回(88%)	11/13回(85%)
監査役(社外)	松井 巖	17/17回(100%)	13/13回(100%)

監査役会における主な検討事項は、常勤監査役や監査役会議長及び特定監査役の選定、2024年度監査方針・監査計画・監査方法及び業務分担の策定、会計監査人の報酬等の同意、監査役選任議案の同意、会計監査人の再任又は不再任の決定、監査報告書の作成及び提出等であります。また、会社決算に関する事項、取締役の職務執行状況、内部統制システムの整備・運用状況、監査の状況等に関する報告を適時に実施し、これらの事項について随時意見交換をしております。

常勤監査役は、年間の監査計画に基づき、営業店及び連結子会社に対する監査等を実施し、業務執行及び財産管理の状況を調査するとともに、取締役会や経営会議等の重要会議及び総合リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な委員会に出席し、質問や意見表明を行っております。

また、重要な決裁書類の閲覧や、取締役・執行役員・使用人からの業務執行状況の聴取に加え、会計監査人及び内部監査部門や内部統制部門からも適宜報告を受け、積極的な意見交換や情報交換等を行い、監査の実効性を高めており、更にグループ会社監査役会等を通じて、連結子会社の監査役等とも適宜情報交換を行い、企業集団における監査の充実を図っております。

監査役会としては、常勤監査役からの活動報告聴取、取締役会への出席、代表取締役社長及び会長、副社長や社外取締役との意見交換会の実施等により、取締役の職務執行についての監査を行うとともに、当社及び連結子会社における内部統制システムの整備・運営状況の監視及び検証、並びに、内部統制状況の適切性・有効性を確認しております。

なお、会計監査人から監査方針、監査計画、監査の職務執行状況の説明や監査結果の報告等を受け、必要事項を聴取し、適正な監査を実施しているのかを監視及び検証したうえで、会計監査人の職務執行評価や再任、監査方法及び結果の相当性等の判断を行っております。

## (2) 内部監査の状況

内部監査機能としては、21名のスタッフで構成される「業務監査部」が、本社部門、各営業店及び子会社等に対して、業務、経理、コンプライアンス等の内部監査を定期的の実施しております。内部監査は、「業務監査委員会」及び「取締役会」において年度計画が審議されたうえで実施され、その結果も報告されるなど、その実施状況及び結果について定期的に把握できる体制になっております。また、監査結果に基づき経営諸活動に対する助言・勧告を行うことによって、健全で効果的・効率的な経営に向けた内部統制の強化に努力しております。内部監査の実施にあたっては、内部監査部門、監査役、会計監査人及び内部統制部門が相互に緊密な連携をとり、監査体制の充実を図っております。



## (3) 会計監査の状況

監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

継続監査期間

2006年以降

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：久保暢子、長谷川敬

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名

その他 21名

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人が専門性、独立性、品質管理体制を有していること、会社法上の欠格・解任事由に該当しないこと等を総合的に検討し監査法人を選定しております。

また、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針として、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令違反及び公序良俗に反する行為のほか、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役会により解任するほか、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制を特に考慮し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、公益社団法人 日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえつつ、監査役会にて制定した「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、会計監査人の品質管理体制や独立性の保持等の状況を確認し、評価を行っております。

## (4) 監査報酬の内容等

監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	147	9	147	5
連結子会社	16	-	16	-
計	163	9	163	5

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度においては、クレジット債権の証券化に伴い合意された手続に関する業務及び社債発行に係るコンフォート・レター等、当連結会計年度においては社債発行に係るコンフォート・レターについて委託しております。

監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst &amp; Young Global Limited)に対する報酬(を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	14	-	1
連結子会社	17	2	18	1
計	17	17	18	3

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度においては、税務関連業務及びITコンサルティング業務であります。当連結会計年度においては税務関連業務であります。

連結子会社における非監査業務の内容は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、会計に関するアドバイザー費用等であります。

その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容  
該当事項はありません。

監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数、人員等を勘案したうえで決定しております。

監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、監査役会で決定した「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、会計監査人の監査報酬決定に至る経緯や前期の監査計画における職務遂行状況を確認し、今期の監査計画の内容と監査時間の適切性・妥当性及び報酬額の見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、合理的であると判断し、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年5月6日開催の取締役会において、第62期定時株主総会第3号議案「定款一部変更の件」による監査等委員会設置会社への移行の承認可決を前提に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。当該決定方針の内容は以下のとおりであります。

基本方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、中長期的な業績及び企業価値向上に資する健全なインセンティブとして機能するよう、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬と、会社等の業績に応じて支給額が変動する業績連動報酬で構成し、業績連動報酬は、現金報酬と株式報酬で構成しております。

なお、社外取締役においてはその職責を考慮し、業績連動報酬の支給対象とはせず、固定報酬のみとしております。

基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬とし、それを与える時期は在任中の月例としております。

業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の業績連動報酬は、現金報酬及び株式報酬で構成し、株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該株式及び株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」としております。

業績連動報酬は、全社業績及び個人業績により変動する仕組みであり、具体的には役位別に定める基準額に全社業績並びに個人業績に係る評価に応じて0%～150%の範囲で変動する支給率を乗じて当該報酬額を決定しております。なお、全社業績に係る指標には、連結経常利益等を採用し、計画比及び前年比等を用いて指標に応じた支給率を決定しております。当該指標は、経営目標、ステークホルダーの期待や要請、経済情勢や社会環境等を総合的に勘案し独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて適宜見直しを行うものとしております。業績連動報酬のうち、現金報酬を受ける時期は毎年7月から翌6月までの期間を対象とした直後の翌月とし、株式報酬を受ける時期は原則として取締役の退任時としております。なお、株式報酬を受ける権利は、当社関係諸規程等に対する重大な違反等があった場合、在任期間中に一定の非違行為があった場合等において、取締役会の決定により、給付を受ける権利の全部又は一部を喪失させることがあります。

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬の割合は役割期待に応じて7：3～6：4、業績連動報酬のうち現金報酬及び株式報酬の割合は1：1～2：1を目安としております。割合の決定については、ステークホルダーの期待や要請、経済情勢や社会環境等を総合的に勘案し独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて適宜見直しを行うものとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容についての決定は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議に基づき取締役社長が委任を受けるものとしております。なお、当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役社長は、あらかじめ指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて策定された報酬制度に従って決定するものとしております。

## (2) 個人別の報酬等の内容についての決定の委任を受けた者の氏名、地位及び理由等

当社においては、前記(1)「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」記載のとおり、取締役会の委任決議に基づき、取締役社長飯盛徹夫が、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、個人別の固定報酬及び業績連動報酬の内容を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門の業績等について評価を行うには取締役社長が適していると判断したためであります。当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、前記(1)「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」記載のとおり、あらかじめ指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて策定された報酬制度に従って決定することとしており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額の内容が決定されていることから、取締役会はその内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

## (3) 業績連動報酬

業績連動報酬は、前記(1)「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」記載のとおり、現金報酬及び株式報酬で構成しております。業績連動報酬の額の算定方法は、全社業績及び個人業績により変動するというものであり、具体的には役位別に定める基準額に全社業績並びに個人業績に係る評価に応じて0%~150%の範囲で変動する支給率を乗じて当該報酬額を決定しております。算定の基礎として選定した全社業績に係る指標には、事業の稼ぐ力を端的に表す連結経常利益等を採用しております。なお、当事業年度の連結経常利益等については「第1 企業の概況 1. 主要な経営指標等の推移 (1) 連結経営指標等」をご参照ください。

## (4) その他

## 役員報酬等に関する株主総会の決議

- ・2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入することを決議しております。詳細は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載しております。(当該定時株主総会終結時点の取締役の員数(社外取締役を除く)は10名)
- ・2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額を年額450百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)にすることを決議しております。(当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は8名(うち社外取締役2名))
- ・2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬総額を年額120百万円以内にするのを決議しております。(当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名)

なお、監査等委員である取締役の報酬は、その職責を考慮し、固定報酬のみとしており、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員の協議により個人別の固定報酬の内容を決定しております。

- ・2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において、当社が監査等委員会設置会社への移行に伴い、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」という。)を、現在の取締役(社外取締役を除く。)等に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)等に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することを決議しております。

役員の報酬等に関する取締役会、委員会等の活動内容

・取締役会の活動内容

当事業年度の役員報酬につきましては、以下のとおり審議・決定いたしました。

2021年2月：取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を決定

2022年3月：取締役の報酬総額を審議

2022年5月：役員等に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠を審議

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を決定

2022年6月：取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定

・指名・報酬委員会の活動内容

当事業年度においては指名・報酬委員会を6回開催し、役員報酬につきましては、以下のとおり審議いたしました。

2021年2月：取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を審議

2022年2月：監査等委員会設置会社への移行等を踏まえた役員報酬のあり方及び役員等報酬制度等を審議

2022年3月：取締役の報酬総額を審議

2022年4月：役員等報酬制度及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を審議

(5) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)						対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	株式報酬	ストック オプション	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役 を除く)	275	214	32	28	-	-	28	8
監査役 (社外監査役 を除く)	37	37	-	-	-	-	-	2
社外役員	74	74	-	-	-	-	-	8

(注) 取締役(社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、株式報酬28百万円であります。

(6) 役員ごとの連結報酬等の総額等

役員ごとの連結報酬等の総額等の記載は省略しております。なお、連結報酬等の総額が1億円以上である役員はおりません。

(7) 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

当社は使用人兼務役員はおりません。

(5) 【株式の保有状況】

(1) 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の政策保有に関する方針について以下のとおり定めております。

保有目的が適切か、保有に伴う収益が資本コストに見合っているか等を総合的に検討し、当社の企業価値向上に資すると判断できない場合には売却を検討する。

なお、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式としておりますが、当社においては保有をしておりません。

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、継続的に保有先企業の財政状態及び経営成績の状況についてモニタリングを実施するとともに、個別銘柄毎に下記の項目等について、定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ、総合的に保有の適否を判断しており、その検証結果については毎年度1回、取締役会に報告しております。なお、当事業年度においては10月開催の取締役会に報告いたしました。

<定量項目>

- イ．直近の取引額・収益
- ロ．受取配当額・株式評価損益
- ハ．資本コストを踏まえた期待収益と保有に伴う便益等との比較

<定性項目>

- イ．取得経緯
- ロ．将来的な取引構想や可能性
- ハ．保有しない場合の取引の存続・安定性等に係るリスク

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	32	2,344
非上場株式以外の株式	14	4,225

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	778	・LINE Credit株式会社について持分比率低下に伴い持分法適用関連会社から除外し投資有価証券へ振替を行ったため ・先端技術を活用する有望なスタートアップ企業との協業を展望し、ベンチャーキャピタルファンドへ出資したため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	78

## 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

## 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(千株)	株式数(千株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社オークネット	1,296	1,296	(保有目的) 個品割賦取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	有
	2,069	1,775		
京成電鉄株式会社	319	319	(保有目的) 提携カード取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	有
	1,089	1,154		
第一生命ホールディングス株式会社 (注)3	142	142	(保有目的) 保険取引並びに資金調達 安定のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	356	271		
株式会社Olympicグループ	255	255	(保有目的) 提携カード取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	182	217		
株式会社筑邦銀行	68	68	(保有目的) 銀行保証取引の維持、 拡大並びに資金調達 安定のため (定量的な保有効果)(注)2	有
	112	125		
株式会社ヨンドシーホールディングス	65	65	(保有目的) 個品割賦取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	106	125		
株式会社みちのく銀行	100	100	(保有目的) 銀行保証取引の維持、 拡大並びに資金調達 安定のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	89	108		
エステールホールディングス株式会社	135	135	(保有目的) 個品割賦取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	86	90		
株式会社シーボン	36	36	(保有目的) 個品割賦取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	62	73		
株式会社イエローハット	23	23	(保有目的) 提携カード取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	37	45		
共同印刷株式会社	5	5	(保有目的) カード関連取引等の安定の ため (定量的な保有効果)(注)2	有
	15	16		
株式会社タカキュー	120	120	(保有目的) 提携カード取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	12	17		
株式会社宮崎太陽銀行	4	4	(保有目的) 銀行保証取引の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	3	4		
株式会社東葛ホールディングス	2	2	(保有目的) 個品割賦取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	0	0		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(千株)	株式数(千株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社ファミリー	-	105	当事業年度において保有株式を売却致しました。なお、個品割賦取引等において良好な取引関係を継続しております。	無
	-	64		

(注) 1. 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。

当社は、保有効果について、定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ総合的に保有の適否を判断しており、その検証結果については毎年度1回、取締役会に報告しております。

3. 第一生命ホールディングス株式会社は、当社株式を保有しておりませんが、同社傘下の第一生命保険株式会社が当社の株式を保有しております。

(3) 保有目的が純投資目的である投資株式

当社は純投資目的である投資株式を保有しておりません。



## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、公益財団法人財務会計基準機構の行う研修に参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	315,176	218,189
受取手形及び売掛金	251	216
割賦売掛金	3 1,260,281	3 1,211,492
信用保証割賦売掛金	1,310,080	1,281,664
資産流動化受益債権	2, 4 572,623	2, 4 585,380
短期貸付金	70,867	190,221
販売用不動産	704	2,765
その他	109,893	97,438
貸倒引当金	139,875	128,517
流動資産合計	3,500,003	3,458,851
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	56,485	55,353
減価償却累計額	33,381	33,424
建物及び構築物(純額)	23,104	21,928
機械装置及び運搬具	148	178
減価償却累計額	92	110
機械装置及び運搬具(純額)	55	67
土地	67,179	63,046
リース資産	3,548	3,280
減価償却累計額	2,021	1,940
リース資産(純額)	1,526	1,340
建設仮勘定	496	-
その他	4,927	4,948
減価償却累計額	3,074	3,152
その他(純額)	1,853	1,796
有形固定資産合計	94,216	88,179
<b>無形固定資産</b>		
のれん	1,606	1,359
その他	122,167	108,976
無形固定資産合計	123,774	110,335
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	1 15,554	1 17,383
長期貸付金	11,770	15,602
従業員に対する長期貸付金	13	9
退職給付に係る資産	16,428	12,868
繰延税金資産	40,562	34,921
その他	10,873	13,104
投資その他の資産合計	95,203	93,890
<b>固定資産合計</b>	<b>313,194</b>	<b>292,404</b>
<b>繰延資産</b>		
社債発行費	758	792
繰延資産合計	758	792
<b>資産合計</b>	<b>3,813,957</b>	<b>3,752,049</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	147,241	133,807
信用保証買掛金	1,310,080	1,281,664
短期借入金	92,774	95,652
1年内償還予定の社債	40,000	40,000
1年内返済予定の長期借入金	375,836	433,845
コマーシャル・ペーパー	295,700	277,300
リース債務	345	354
未払法人税等	1,873	2,369
賞与引当金	3,971	3,886
役員賞与引当金	60	78
ポイント引当金	3,546	1,796
債務保証損失引当金	1,587	1,445
割賦利益繰延	65,079	62,561
その他	199,335	199,025
流動負債合計	2,537,433	2,533,789
固定負債		
社債	200,000	205,000
長期借入金	813,572	753,106
債権流動化借入金	2,511,770	2,515,602
リース債務	615	759
役員退職慰労引当金	29	25
役員株式給付引当金	172	229
ポイント引当金	3,370	3,387
利息返還損失引当金	12,558	16,147
退職給付に係る負債	551	577
その他	5,418	6,587
固定負債合計	1,048,059	1,001,422
負債合計	3,585,492	3,535,211
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	150,067	150,069
資本剰余金	924	926
利益剰余金	60,546	53,267
自己株式	375	353
株主資本合計	211,162	203,909
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,750	1,854
繰延ヘッジ損益	266	193
為替換算調整勘定	188	430
退職給付に係る調整累計額	13,516	8,519
その他の包括利益累計額合計	15,188	10,610
新株予約権	25	20
非支配株主持分	2,088	2,296
純資産合計	228,464	216,837
負債純資産合計	3,813,957	3,752,049

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益		
事業収益		
信販業収益	1 209,964	1 208,323
その他の事業収益	6,226	6,796
事業収益合計	216,191	215,120
金融収益		
受取利息及び受取配当金	289	413
その他の金融収益	1,909	2,325
金融収益合計	2,199	2,738
その他の営業収益	11,403	11,947
営業収益合計	229,793	2 229,806
営業費用		
販売費及び一般管理費	3 197,017	3 188,563
金融費用		
支払利息	8,528	8,831
その他の金融費用	1,120	1,051
金融費用合計	9,649	9,883
その他の営業費用	573	2,364
営業費用合計	207,240	200,811
営業利益	22,553	28,994
経常利益	22,553	28,994
特別利益		
有形固定資産売却益	4 0	4 147
投資有価証券売却益	31	81
持分変動利益	-	333
負ののれん発生益	1,215	-
特別利益合計	1,247	562
特別損失		
有形固定資産売却損	-	5 139
有形固定資産除却損	47	42
ソフトウェア除却損	17	-
減損損失	28	-
投資有価証券評価損	104	-
出資金評価損	59	-
特別損失合計	257	182
税金等調整前当期純利益	23,542	29,375
法人税、住民税及び事業税	2,403	2,992
法人税等調整額	1,426	6,833
法人税等合計	3,829	9,825
当期純利益	19,713	19,549
非支配株主に帰属する当期純利益	17	73
親会社株主に帰属する当期純利益	19,695	19,476

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	19,713	19,549
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	348	104
繰延ヘッジ損益	130	95
為替換算調整勘定	180	354
退職給付に係る調整額	13,023	4,997
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	13,423	4,443
包括利益	33,136	15,106
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	33,085	14,898
非支配株主に係る包括利益	50	207

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	150,051	904	98,826	268	249,513
会計方針の変更による累積的影響額			35,790		35,790
会計方針の変更を反映した当期首残高	150,051	904	63,035	268	213,723
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	15	15			30
剰余金の配当			6,162		6,162
親会社株主に帰属する当期純利益			19,695		19,695
自己株式の取得				16,175	16,175
自己株式の処分				46	46
自己株式の消却		16,022		16,022	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		16,022	16,022		-
持分法の適用範囲の変動			-		-
連結子会社株式の取得による持分の増減		4			4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	15	19	2,488	106	2,560
当期末残高	150,067	924	60,546	375	211,162

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,400	143	48	492	1,797	55	202	251,569
会計方針の変更による累積的影響額								35,790
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,400	143	48	492	1,797	55	202	215,779
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）								30
剰余金の配当								6,162
親会社株主に帰属する当期純利益								19,695
自己株式の取得								16,175
自己株式の処分								46
自己株式の消却								-
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
持分法の適用範囲の変動								-
連結子会社株式の取得による持分の増減								4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	349	123	140	13,023	13,390	30	1,886	15,246
当期変動額合計	349	123	140	13,023	13,390	30	1,886	12,685
当期末残高	1,750	266	188	13,516	15,188	25	2,088	228,464

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	150,067	924	60,546	375	211,162
会計方針の変更による累積的影響額			-		-
会計方針の変更を反映した当期首残高	150,067	924	60,546	375	211,162
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	2	2			4
剰余金の配当			5,732		5,732
親会社株主に帰属する当期純利益			19,476		19,476
自己株式の取得				21,360	21,360
自己株式の処分				21	21
自己株式の消却		21,360		21,360	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		21,360	21,360		-
持分法の適用範囲の変動			337		337
連結子会社株式の取得による持分の増減			-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	2	2	7,278	21	7,253
当期末残高	150,069	926	53,267	353	203,909

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,750	266	188	13,516	15,188	25	2,088	228,464
会計方針の変更による累積的影響額								-
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,750	266	188	13,516	15,188	25	2,088	228,464
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)								4
剰余金の配当								5,732
親会社株主に帰属する当期純利益								19,476
自己株式の取得								21,360
自己株式の処分								21
自己株式の消却								-
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
持分法の適用範囲の変動								337
連結子会社株式の取得による持分の増減								-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	104	73	241	4,997	4,577	4	207	4,373
当期変動額合計	104	73	241	4,997	4,577	4	207	11,627
当期末残高	1,854	193	430	8,519	10,610	20	2,296	216,837

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	23,542	29,375
減価償却費	23,909	25,406
減損損失	28	-
有形及び無形固定資産除売却損	65	183
貸倒引当金の増減額(は減少)	6,620	11,449
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	135	142
賞与引当金の増減額(は減少)	70	78
役員賞与引当金の増減額(は減少)	10	18
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	54	77
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	864	1,161
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	1,175	3,588
受取利息及び受取配当金	289	413
支払利息	8,528	8,831
負ののれん発生益	1,093	-
有形及び無形固定資産売却益	0	147
売上債権の増減額(は増加)	48,735	69,188
棚卸資産の増減額(は増加)	272	1,945
仕入債務の増減額(は減少)	15,970	41,857
割賦利益繰延の増減額(は減少)	3,233	3,182
その他の資産の増減額(は増加)	1,713	12,047
その他の負債の増減額(は減少)	12,582	2,048
その他	2,445	3,070
小計	63,823	91,211
利息及び配当金の受取額	1,077	1,628
利息の支払額	8,245	8,768
法人税等の支払額	2,075	2,313
営業活動によるキャッシュ・フロー	54,580	81,757
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形及び無形固定資産の取得による支出	12,836	12,752
有形及び無形固定資産の売却による収入	0	430
投資有価証券の取得による支出	155	62
投資有価証券の売却による収入	67	80
子会社株式の取得による支出	176	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	218	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	1,383
長期貸付けによる支出	3,600	6,200
長期貸付金の回収による収入	4,646	3,014
長期前払費用の取得による支出	417	3,924
その他	1,314	982
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,002	19,013



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（ は減少）	16,256	164
コマーシャル・ペーパーの純増減額（ は減少）	15,300	18,400
長期借入れによる収入	387,960	393,023
長期借入金の返済による支出	375,576	395,989
社債の発行による収入	49,700	44,734
社債の償還による支出	25,000	40,000
債権流動化借入れによる収入	3,600	6,200
債権流動化借入金の返済による支出	5,287	2,367
ファイナンス・リース債務の返済による支出	454	429
自己株式の取得による支出	153	0
優先株式の取得による支出	16,022	21,360
配当金の支払額	6,151	5,725
その他	3	0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>44,174</b>	<b>40,150</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	142	418
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	84,896	23,011
現金及び現金同等物の期首残高	300,279	385,176
現金及び現金同等物の期末残高	385,176	408,187

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 14社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。  
異動状況

(除外) 売却1社(株式会社オートリ)、合併1社

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

(3) 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社関係」に記載しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社の数 5社

主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

異動状況

(除外) 持分比率低下1社(LINE Credit株式会社)

(3) 持分法適用関連会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は1社(12月末日)であり、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定してあります。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

すべてヘッジ会計を適用しております。

(「(8) 重要なヘッジ会計の方法」参照)

販売用不動産

個別法による原価法[切捨し法](連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

(建物及び構築物)

定額法によっております。

但し、2016年3月31日以前に取得した一部の建物附属設備及び構築物は定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(建物及び構築物以外の有形固定資産)

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

(ソフトウェア)

自社利用のソフトウェアについては、定額法によっております。(自社利用可能期間 5年~15年)

リース資産

(所有権移転外ファイナンス・リース)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

## (4) 重要な引当金の計上基準

## 貸倒引当金

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、正常債権及び管理債権（3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権）については過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、一部特定の債権については個別に、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

## 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

## 役員賞与引当金

当社は、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下「取締役等」という）の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

## ポイント引当金

当社は、カード会員及びクレジット利用顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

## 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、損失見込額を計上しております。

## 役員退職慰労引当金

連結子会社において、役員に対する退職慰労金に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末要支給見込額を計上しております。

## 役員株式給付引当金

当社は、取締役等の株式報酬の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式等の給付債務見込額を計上しております。

## 利息返還損失引当金

当社は、利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当連結会計年度末における返還請求見込額を計上しております。

## (5) 退職給付に係る会計処理の方法

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

当社の過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社は13年、連結子会社（1社）は5年）による定額法により、翌連結会計年度から損益処理することとしております。

## (6) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しております。

当社グループの主な事業内容は「信販業」であり、会員手数料については、業界の実務慣行とされている会計処理方法によって収益を認識しております。

また、加盟店手数料やカード年会費、その他の一部の収益については、収益認識に関する会計基準等に基づき、サービスの支配が顧客に移転した時点で、サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、信販業における主要な収益の計上は、次の方法によっております。

## ・会員手数料

事業別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

事業	計上方法
カード・融資	7・8分法及び残債方式
決済・保証	7・8分法及び残債方式
個品割賦	7・8分法及び残債方式
銀行保証	残債方式

・加盟店手数料

加盟店に対して、立替払した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

・カード年会費

カード会員との契約に基づき、期間の経過に応じて履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利オプション取引、通貨スワップ取引）

ヘッジ対象

借入金の金利及び為替変動（市場金利等及び為替の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの）

ヘッジ方針

将来の金利及び為替変動によるリスクを回避することを目的としてデリバティブ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利及び為替レートと、ヘッジ対象の指標金利及び為替レートとの変動幅について、相関性を求めることにより行っております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の均等償却であります。

(10) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(11) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続に基づいて会計処理を行っている主なものは、以下のとおりであります。

・連結貸借対照表の計上方法

当社の連結貸借対照表において、信用保証に係る保証債権・債務のうち、債権の回収を行う保証のみを「信用保証割賦売掛金」「信用保証買掛金」として、連結貸借対照表に計上しております。

また、集金保証に係る債権のうち、手形精算によるもののみを「集金保証前渡金」として、連結貸借対照表に計上しております。

・連結損益計算書の表示方法

営業収益の内訳項目として、主要な事業の収益である「事業収益」と「金融収益」として表示しております。また、営業費用の内訳項目は「販売費及び一般管理費」と「金融費用」として表示しております。

・営業収益の計上方法

当社の事業別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

カード・融資	7・8分法及び残債方式
決済・保証	7・8分法及び残債方式
個品割賦	7・8分法及び残債方式
銀行保証	残債方式

(注) 計上方法の主な内容は次のとおりであります。

7・8分法	手数料総額を分割回数積数の積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法
残債方式	元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料算出額を収益計上する方法

## (重要な会計上の見積り)

## 1. 貸倒引当金

## (1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金	139,875	128,517

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

## ・算出方法

当社グループの貸倒引当金は、予め定めている「貸倒償却及び貸倒引当金規程、同細則及び同運用指針」に則り算出し計上しております。営業資産の大層を占める信販事業につきましては、正常債権及び管理債権(3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権)のそれぞれについて、過去の実績を踏まえた統計的な手法により予想損失率を算出し貸倒引当金を計上しております。また、一部特定の債権につきましては、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

## ・主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の影響については、その拡大に伴い主に割賦売掛金等の信用リスクに一定の影響を及ぼし、債務者の返済能力が低下する可能性を想定しておりますが、当連結会計年度は前連結会計年度に引き続き消費支出が低位に推移したこと等により、延滞発生額の増加は見られませんでした。翌連結会計年度の個人消費は緩やかに回復するものと想定しており、予想損失率は大幅な上昇とはならないという仮定のもと貸倒引当金を算定しております。

## ・翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

当該見積りは妥当なものと考えておりますが、将来の景気動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等により影響を受ける可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の景気に与える影響が深刻化した場合は、予想損失率の上昇などにより貸倒引当金を積み増す可能性があります。

## 2. 繰延税金資産

## (1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	40,562	34,921

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

## ・算出方法

当社グループは将来減算一時差異に対して繰延税金資産を計上しており、その回収可能性は将来3年間の事業計画等に基づく将来課税所得に基づき評価しております。なお、将来課税所得の見積りにおいては一定の不確実性を織り込んでおります。

将来減算一時差異のうち、貸倒引当金に係る将来減算一時差異については過去の貸倒実績を勘案し、それ以外の将来減算一時差異については個々のスケジューリング結果等に基づき解消額を見積っております。

## ・主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の影響については、その拡大に伴い当社グループの業績に一定の影響を及ぼす可能性は想定しておりますが、一定の新型コロナウイルス感染症対策が継続するため景気の本格的回復はすぐには見込み難いものの、翌連結会計年度の個人消費は緩やかに回復するという想定のもと、事業計画等における各事業の営業収益及び貸倒関係費並びに金融費用等の見直しを行っております。

## ・翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

当該見積りは妥当なものと考えておりますが、将来の景気動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由などにより影響を受ける可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の景気に与える影響が深刻化した場合は、事業計画等における各事業の営業収益及び貸倒関係費並びに金融費用等の見直しに重要な影響を及ぼし、将来課税所得の見積りが変動するとともに、当社グループの繰延税金資産の一部もしくは全額を取り崩し、同額を法人税等調整額に計上する可能性があります。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、クレジットカードのカード年会費については、従来、年会費を収受した時点で収益を認識していましたが、サービスの提供期間にわたり収益を認識する処理に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については、遡及適用後の連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の投資その他の資産に含まれる繰延税金資産が562百万円、流動負債のその他に含まれる前受収益が1,843百万円増加し、利益剰余金が1,281百万円減少しております。また、前連結会計年度の営業収益、営業利益及び経常利益がそれぞれ2百万円、当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益が1百万円増加しております。

前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前連結会計年度の期首の利益剰余金の残高が1,282百万円減少しております。また、当連結会計年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

2. 信用保証に関する会計方針の変更

当社は、保証取引に関する費用構造及び取引残高の構成の変化や新たな会計基準の導入等の企業内外の経営環境を踏まえ、同取引の会計方針について全般的な見直しを行い、財務報告における他社との比較可能性等も考慮し、保証取引の実態をより適切に財務諸表に反映させるため、次のとおり会計方針を変更いたしました。

(1)信用保証取引の収益計上方法の変更

当社は信用保証取引の収益について、他の取引と異なり主要な費用である資金調達コストが発生しないこと及び契約時に営業事務コストが集中すること等から、収益と費用の適正な期間対応を図るため、保証契約時に一括して収益計上する方法を採用しておりました。

しかしながら、主要な費用の発生時期の変化やシステムコスト等の間接費用の長期化、リフォームローンやオートローン等の顧客の支払回数が増加していること、また当社の保証サービスが契約期間にわたり役務提供されることが、「収益認識に関する会計基準」等において示された履行義務を充足するにつれて収益を認識するという収益認識の考え方とも整合すること等により、契約期間に応じて収益を認識する方法がより適切であると判断し、当連結会計年度の期首より保証契約時に一括して収益計上する方法から、契約期間に応じて収益を認識する方法(期日到来基準に基づく7・8分法)に変更いたしました。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については、遡及適用後の連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の投資その他の資産に含まれる繰延税金資産が10,239百万円、割賦利益繰延が42,844百万円増加し、利益剰余金が32,604百万円減少しております。また、前連結会計年度の営業収益、営業利益及び経常利益がそれぞれ1,741百万円増加し、当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益が1,903百万円増加しております。

前連結会計年度の1株当たり純資産額は19.00円減少し、1株当たり当期純利益及び潜在株式数調整後の1株当たり当期純利益は1.11円増加しております。

なお、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前連結会計年度の期首の利益剰余金の残高が34,507百万円減少しております。

(2)信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金に関する会計処理の変更

信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金は、「債務保証のみを行う保証」と、債務保証に加えて「債権の回収を行う保証」から構成されております。

当社は従来、当社による回収の有無に関わらず契約形態を重視して同質のものとして捉え、すべてを連結貸借対照表に計上しておりましたが、近年の商品の多様化等を踏まえ、会計方針について検討を行った結果、回収の有無という商品性の違いに着目し、回収を伴わない「債務保証のみを行う保証」は連結貸借対照表に計上せず偶発債務として注記することが、当社の財政状態をより適切に表示させると判断し、当連結会計年度より「債権の回収を行う保証」のみを計上する方法に変更いたしました。

なお、「債務保証のみを行う保証」については、当連結会計年度より連結貸借対照表の注記として開示しておりません。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金がそれぞれ1,193,970百万円減少するとともに、対応する貸倒引当金1,587百万円を債務保証損失引当金に振り替えております。

なお、この変更による前連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(3)集金保証前渡金に関する会計処理の変更

集金保証前渡金は、集金保証商品を取り扱う加盟店との精算方法が「手形精算」によるものと「現金精算」によるものから構成されております。当社は従来、精算方式に関わらず契約形態を重視して同質のものとして捉え、すべてを連結貸借対照表に計上しておりました。

しかしながら、近年の集金保証商品の取引形態の変化等を踏まえ、会計方針について検討を行った結果、精算方式という商品性の違いに着目し、当社の財政状態をより適切に表示させるために、当連結会計年度より「現金精算」によるものは連結貸借対照表に計上せず、「手形精算」によるもののみを集金保証前渡金として計上する方法に変更いたしました。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の流動資産のその他に含まれる集金保証前渡金、支払手形及び買掛金がそれぞれ553,127百万円減少しております。

なお、この変更により従来、流動資産に区分掲記しておりました集金保証前渡金は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より流動資産のその他に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。また、前連結会計年度の損益に与える影響はありません。

3. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、この変更による連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7 - 4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載してございません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。



(表示方法の変更)

#### 1. 連結貸借対照表関係

(1)従来、流動資産に区分掲記しておりました「集金保証前渡金」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他(流動資産)」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産の「集金保証前渡金」に表示していた26,221百万円、「その他(流動資産)」154,540百万円は、「その他(流動資産)」109,893百万円として組み替えております。

(2)従来、「その他(流動資産)」に含めて記載しておりました「短期貸付金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「その他(流動資産)」154,540百万円は、「短期貸付金」70,867百万円、「その他(流動資産)」109,893百万円として組み替えております。

(3)従来、「その他(流動負債)」に含めて記載しておりました「コマーシャル・ペーパー」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「その他(流動負債)」495,035百万円は、「コマーシャル・ペーパー」295,700百万円、「その他(流動負債)」199,335百万円として組み替えております。

#### 2. 売上割戻の計上区分の変更

従来、一部の連結子会社の売上割戻を「販売費及び一般管理費」として表示しておりましたが、当連結会計年度より「信販業収益」から控除して表示する方法に変更しております。

この変更は、取扱高の増加に伴い金額的重要性が高まったため、親会社との表示方法の統一を図ることを目的に表示科目を組み替えることで、当社グループの営業活動の成果をより適切に表示させるために行ったものであります。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表を組み替えて表示しております。

この結果、前連結会計年度の「販売費及び一般管理費」に計上していた2,546百万円を、「信販業収益」より控除して表示しております。

また、前連結会計年度の流動資産のその他に計上していた未経過の売上割戻760百万円を、流動負債のその他から控除して計上しております。

#### 3. 事業収益の注記方法の変更

従来、事業収益の内訳として、「部門別収益」を注記として記載しておりましたが、当連結会計年度より「事業別収益」を注記として記載する方法に変更しております。

この変更は、「収益認識に関する会計基準」等が当連結会計年度より適用され、顧客との契約から生じる収益を適切な科目で表示するとされており、セグメント情報の区分である「事業別収益」により注記を行うことが、利害関係者に対してより有用な情報開示に資すると判断したためであります。

なお、前連結会計期間における「事業別収益」の金額は、連結財務諸表「注記事項(連結損益計算書関係)」に記載のとおりであります。

#### 4. 連結キャッシュ・フロー計算書

従来、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて記載しておりました「長期前払費用の取得による支出」は、金額的重要性が増したため当連結会計年度より区分掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「その他(投資活動によるキャッシュ・フロー)」に記載していた1,731百万円は、「長期前払費用の取得による支出」417百万円、「その他(投資活動によるキャッシュ・フロー)」1,314百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社に係るものが次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
投資有価証券	9,859百万円	10,775百万円

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産流動化受益債権	11,770百万円	15,602百万円

(2) 担保付債務

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
債権流動化借入金	11,770百万円	15,602百万円

3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当連結会計年度末における未実行残高(流動化したものを含む)は、次のとおりであります。

なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
未実行残高	1,608,429百万円	1,611,896百万円

4. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

5. 割賦売掛金を流動化したことに伴い発生する債務であります。

6. 偶発債務

保証債務

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
提携金融機関による顧客に対する 融資等への保証	1,193,970百万円	1,158,749百万円

## (連結損益計算書関係)

## 1. 信販業収益の内訳

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
カード・融資	71,932百万円	70,932百万円
決済・保証	16,134	18,309
個品割賦	82,239	84,018
銀行保証	37,834	33,123
その他	1,824	1,939
合計	209,964	208,323

(注) 各事業収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
カード・融資	28,809百万円	27,938百万円
個品割賦	48,555	50,657
その他	18	99
計	77,383	78,696

## 2. 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

## 3. 販売費及び一般管理費の内訳

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
貸倒引当金繰入額	43,090百万円	36,020百万円
従業員給料及び手当	29,251	28,900
退職給付費用	1,646	145
賞与引当金繰入額	3,841	3,910
役員賞与引当金繰入額	79	78
役員株式給付引当金繰入額	62	83
ポイント引当金繰入額	4,789	3,160
債務保証損失引当金繰入額	135	142
利息返還損失引当金繰入額	6,601	13,183
計算事務費	40,505	41,518
その他	67,284	61,995
合計	197,017	188,563

## 4. 有形固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
土地	- 百万円	147百万円
その他	0	-
合計	0	147

## 5. 有形固定資産売却損の内訳

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物及び構築物	- 百万円	131百万円
土地	-	8
合計	-	139

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	398百万円	213百万円
組替調整額	102	62
税効果調整前	501	151
税効果額	152	47
その他有価証券評価差額金	348	104
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	125	289
組替調整額	3	431
税効果調整前	129	141
税効果額	0	46
繰延ヘッジ損益	130	95
為替換算調整勘定		
当期発生額	180	354
組替調整額	-	-
税効果調整前	180	354
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	180	354
退職給付に係る調整額		
当期発生額	15,753	4,752
組替調整額	20	1,544
税効果調整前	15,733	6,297
税効果額	2,709	1,299
退職給付に係る調整額	13,023	4,997
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	0	0
組替調整額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	13,423	4,443

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	1,718,494	233	-	1,718,727
第一回 種優先株式 (注) 2	35,000	-	15,000	20,000
合計	1,753,494	233	15,000	1,738,727
自己株式				
普通株式 (注) 3、4	1,404	1,298	255	2,448
第一回 種優先株式 (注) 5	-	15,000	15,000	-
合計	1,404	16,298	15,255	2,448

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加(233千株)は、新株予約権(ストック・オプション)が行使され普通株式が交付されたことによるものであります。

2. 第一回 種優先株式の発行済株式総数の減少(15,000千株)は消却によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の増加(1,298千株)は、当社の株式給付信託(BBT)による当社株式の取得(1,297千株)及び単元未満株式の買取り(0千株)によるものであり、減少(255千株)は、当社の株式給付信託(BBT)による当社株式の給付によるものであります。

4. 普通株式の自己株式の株式数には、当社の株式給付信託(BBT)が所有する当社株式(2,424千株)が含まれております。

5. 第一回 種優先株式の自己株式の増加(15,000千株)は、取得(強制償還)によるものであり、減少(15,000千株)は消却によるものであります。

## 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	25

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,155	3.00	2020年3月31日	2020年6月29日
	第一回I種優先株式	1,006	28.76	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 2020年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当額4百万円を含んでおります。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,156	3.00	2021年3月31日	2021年6月28日
	第一回I種優先株式	利益剰余金	576	28.81	2021年3月31日	2021年6月28日

(注) 2021年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当額7百万円を含んでおります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式 (注) 1	1,718,727	19	-	1,718,747
第一回 種優先株式 (注) 2	20,000	-	20,000	-
合計	1,738,727	19	20,000	1,718,747
自己株式				
普通株式 (注) 3、4	2,448	0	144	2,303
第一回 種優先株式 (注) 5	-	20,000	20,000	-
合計	2,448	20,000	20,144	2,303

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加（19千株）は、新株予約権（ストック・オプション）が行使され普通株式が交付されたことによるものであります。

2. 第一回 種優先株式の発行済株式総数の減少（20,000千株）は消却によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の増加（0千株）は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少（144千株）は、当社の株式給付信託（BBT）による当社株式の給付によるものであります。

4. 普通株式の自己株式の株式数には、当社の株式給付信託（BBT）が所有する当社株式（2,279千株）が含まれております。

5. 第一回 種優先株式の自己株式の増加（20,000千株）は、取得（強制償還）によるものであり、減少（20,000千株）は消却によるものであります。

## 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	20

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	5,156	3.00	2021年3月31日	2021年6月28日
	第一回I種優先株式	576	28.81	2021年3月31日	2021年6月28日

(注) 2021年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当額7百万円を含んでおります。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,156	3.00	2022年3月31日	2022年6月27日

(注) 2022年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当額6百万円を含んでおります。



## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金	315,176百万円	218,189百万円
短期貸付金のうち現先	69,999	189,999
現金及び現金同等物	385,176	408,187

## (リース取引関係)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主な事業内容は、「信販業」であり、その他に債権管理回収業務や信販周辺業務などを行っております。こうした事業を行うため、借入金のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っております。また、調達コストの低減、平準化を目的に金利オプション取引である金利キャップ取引及び金利スワップ取引を利用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として個人に対する営業債権であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。顧客の所得環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、投資有価証券は、主に株式であり、事業推進目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。その他、外貨建資産及び負債においては為替の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなることによって、十分な資金調達ができなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引である金利スワップ取引や金利キャップ取引を行うことにより当該リスクのヘッジを図っております。

金利スワップ取引においては、ヘッジ対象である借入金に関わる金利の変動リスクに対するヘッジ会計として繰延ヘッジ処理を採用しております。これらのヘッジ有効性評価はヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。なお、現在、金利キャップ取引につきましては行っておりません。また、投機目的のデリバティブ取引はありません。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスクの管理

当社の信用リスクの管理体制としては、営業推進機能から分離・独立した組織として「リスク管理グループ」を設置しております。「リスク管理グループ」に属する「与信部」が個人顧客に対する与信状況及び信用状況を管理しております。

与信状況及び信用状況は、定期的開催される「クレジット対策委員会」において報告され、適正な与信の実現に向けた対策等の審議・決定を行っております。

営業債権につきましては、「職務権限規程」及び「与信手続」に基づき、個別案件毎に与信審査が行われる体制を構築しております。また、延滞債権に関する対応につきましては、債権回収に係る専門部署として「管理グループ」を設置し、早期段階からの債権管理を実施しリスク軽減に努めております。加えて、「貸倒償却および貸倒引当金規程、同細則および同運用指針」に基づき適正な引当金を計上することにより、リスク顕在化の影響に備えております。

こうした、信用リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「総合リスク管理委員会」において審議され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

## 市場リスクの管理

### ( ) 金利リスクの管理

当社は、ALMに関する専門部署として「財務部」内に「ALM室」を設置しております。経営会議において決定されたALM運営方針に基づき、原則毎月開催される「ALM委員会」においてギャップポジション・金利感応度の状況分析等を通じて金利リスクの管理を行っております。

こうした、金利リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「総合リスク管理委員会」において報告され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引も行っております。

### ( ) 為替リスクの管理

当社グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに対応しております。

### ( ) 価格変動リスクの管理

当社グループが保有する投資有価証券の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、定期的に取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングすることでリスク管理を行っております。

### ( ) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取締役会にて決定された社内管理規程を設けており、同取引に関する取組方針、取扱基準、管理方法及び報告体制について定めております。

デリバティブ取引の執行については、取締役会の承認を得ることとなり、その執行及び管理は相互牽制の働く体制となっております。

### ( ) 市場リスクに係る定量的情報

当社では、すべての金融商品について、金利の合理的な予想変動幅を用いて当面5年間の損益に与える影響額を定量的に分析し、金利変動リスクを管理しております。当該影響額の算定にあたっては、対象の金融商品を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利更改期日に応じた適切な期間に残高を分解し算出しております。

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「短期借入金」、「長期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」、「債権流動化」、「社債」、「金利スワップ取引」であります。

金利以外のリスク変数が一定であることを仮定し、指標となる金利が10ベース・ポイント(0.1%)上昇したものと想定した場合には、当連結会計年度末現在、翌連結会計年度の税金等調整前当期純利益が656百万円減少(前連結会計年度末現在では、同759百万円減少)し、10ベース・ポイント(0.1%)下落したものと想定した場合には、当連結会計年度末現在、翌連結会計年度の税金等調整前当期純利益が656百万円増加(前連結会計年度末現在では、同759百万円増加)するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、ALMに関する専門部署として「財務部」内に「ALM室」を設置しております。原則毎月開催される「ALM委員会」において資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによる流動性リスクの管理を行っております。

こうした、流動性リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「総合リスク管理委員会」において報告され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (*3)	時価 (百万円) (*3)	差額 (百万円) (*3)
(1) 営業債権 (*4)	1,700,171	1,738,578	38,406
(2) 投資有価証券			
その他有価証券 (*2)	4,092	4,092	-
(3) 社債	(240,000)	(241,115)	(1,155)
(1年内償還予定の社債含む)			
(4) 長期借入金	(1,189,409)	(1,189,995)	(585)
(1年内返済予定の長期借入金含む)			
(5) デリバティブ取引 (*5)			
ヘッジ会計が適用されているもの	(294)	(294)	-

(\*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

また、「支払手形及び買掛金」、「短期貸付金」及び「コマーシャル・ペーパー」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2)以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）
非上場株式	11,462

(\*3)負債に計上されている項目については( )で表示しております。

(\*4)営業債権には、割賦売掛金及び資産流動化受益債権が含まれており、当該貸倒引当金を控除しております。

また、割賦売掛金の連結貸借対照表計上額には、割賦利益繰延相当額が含まれております。

なお、債務保証の時価（信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金の時価、並びにオフバランスした債務保証の時価）は、24,707百万円であります。

(\*5)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しております。

## 当連結会計年度（2022年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (*4)	時価 (百万円) (*4)	差額 (百万円) (*4)
(1) 営業債権 (*2)	1,674,802	1,700,114	25,312
(2) 投資有価証券			
その他有価証券 (*3)	4,227	4,227	-
(3) 社債 (1年内償還予定の社債含む)	(245,000)	(246,655)	(1,655)
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	(1,186,952)	(1,187,181)	(229)
(5) デリバティブ取引 (*5) ヘッジ会計が適用されているもの	(737)	(737)	-

(\*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

また、「支払手形及び買掛金」、「短期貸付金」及び「コマーシャル・ペーパー」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2)営業債権には、割賦売掛金及び資産流動化受益債権が含まれており、当該貸倒引当金を控除しております。

また、割賦売掛金の連結貸借対照表計上額には、割賦利益繰延相当額が含まれております。

なお、債務保証の時価（信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金の時価、並びにオフバランスした債務保証の時価）は、28,365百万円であります。

(\*3)市場価格がない株式等は、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	13,156

(\*4)負債に計上されている項目については（ ）で表示しております。

(\*5)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注)1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
(1) 預金	315,158	-	-	-	-	-
(2) 営業債権	684,347	206,933	155,964	114,860	98,856	367,142
合計	999,505	206,933	155,964	114,860	98,856	367,142

当連結会計年度（2022年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
(1) 預金	218,169	-	-	-	-	-
(2) 営業債権	643,620	213,084	163,420	122,130	106,897	360,580
合計	861,789	213,084	163,420	122,130	106,897	360,580

2. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	92,774	-	-	-	-	-
社債	40,000	40,000	30,000	25,000	40,000	65,000
長期借入金	377,374	364,786	238,423	131,272	73,415	4,138
その他(流動負債) コマーシャル・ペーパー	295,700	-	-	-	-	-
合計	805,849	404,786	268,423	156,272	113,415	69,138

(注) 短期借入金、長期借入金には在外子会社の借入金を含んでおります。

当連結会計年度（2022年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	95,652	-	-	-	-	-
社債	40,000	40,000	30,000	40,000	15,000	80,000
長期借入金	434,353	307,322	234,543	127,422	76,494	6,816
その他(流動負債) コマーシャル・ペーパー	277,300	-	-	-	-	-
合計	847,306	347,322	264,543	167,422	91,494	86,816

(注) 短期借入金、長期借入金には在外子会社の借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	4,227	-	-	4,227
デリバティブ取引				
ヘッジ会計が適用されているもの	-	(737)	-	(737)

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業債権	-	-	1,700,114	1,700,114
社債 (1年内償還予定の社債含む)	-	(246,655)	-	(246,655)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	-	(1,187,181)	-	(1,187,181)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 営業債権

営業債権は割賦売掛金及び資産流動化受益債権が含まれております。時価は回収予定額に信用リスク等を加味したうえで、将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割り引いて時価を算定しており、当該信用リスク等が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。また、延滞債権等につきましては、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しております。時価は帳簿価額から貸倒見積額を控除した金額に近似しているため、当該金額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

#### 投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しており、レベル1の時価に分類しております。投資信託は、公表されている基準価格等によっており、改正前の時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

#### 社債

社債は元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

借入金の時価は、主に一定の期間ごとに区分した借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

金利スワップ等の時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて現在価値技法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 債務保証

契約上の保証料に信用リスク等を加味したうえで、将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,965	1,414	2,550
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	3,965	1,414	2,550
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	127	168	41
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	127	168	41
合計		4,092	1,583	2,508

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,603百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,025	1,299	2,726
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	23	23	0
	小計	4,048	1,322	2,726
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	202	268	65
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	202	268	65
合計		4,250	1,590	2,660

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,357百万円)については、市場価格がないため上記の表「その他有価証券」には含めておりません。

## 2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	67	31	0
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	67	31	0

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	80	62	0
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	80	62	0

## 3. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

従来、関連会社株式として持分法適用の範囲に含めていた株式1社について、当社の持分比率が低下したことにより、保有目的を関連会社株式からその他有価証券(連結貸借対照表計上額753百万円)に変更しております。

## 4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券について104百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、該当事項はありません。



(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金	74,128	59,467	294
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金	-	-	-
合計			74,128	59,467	294

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金	63,484	43,537	737
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金	-	-	-
合計			63,484	43,537	737

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	47,267百万円	43,218百万円
勤務費用	1,530	1,376
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	2,498	94
退職給付の支払額	3,283	2,849
過去勤務費用の発生額	-	-
その他	90	78
退職給付債務の期末残高	43,106	41,917

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年金資産の期首残高	46,639百万円	59,095百万円
期待運用収益	493	745
数理計算上の差異の発生額	13,254	4,657
事業主からの拠出額	1,199	1,176
退職給付の支払額	2,499	2,155
その他	6	5
年金資産の期末残高	59,095	54,208

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	42,599百万円	41,261百万円
年金資産	59,095	54,208
	16,495	12,947
非積立型制度の退職給付債務	618	656
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,876	12,291
退職給付に係る負債	551	577
退職給付に係る資産	16,428	12,868
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,876	12,291

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	1,530百万円	1,376百万円
利息費用	-	-
期待運用収益	493	745
数理計算上の差異の費用処理額	121	1,402
過去勤務費用の費用処理額	142	142
その他	241	373
確定給付制度に係る退職給付費用	1,257	540

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

## (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
過去勤務費用	142百万円	142百万円
数理計算上の差異	15,874	6,154
合計	15,732	6,297

## (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
未認識過去勤務費用	996百万円	853百万円
未認識数理計算上の差異	15,110	8,955
合計	16,106	9,809

## (7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
債券	26.2%	29.9%
株式	48.7	39.6
その他 (注) 2	25.1	30.5
合計	100.0	100.0

(注) 1. 年金資産合計には、退職給付信託が前連結会計年度36.7%、当連結会計年度30.5%含まれております。

2. その他には、主として生保一般勘定、オルタナティブ投資が含まれております。

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
割引率	0.0%	0.0%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

(注) 数理計算上の計算基礎には、上記以外に予想昇給率等が含まれます。当社はポイント制を採用しております。

当連結会計年度における予想ポイントの上昇率は、0.8%~16.2%(前連結会計年度は0.8%~16.2%)であります。また、一部の連結子会社の当連結会計年度における予想昇給率は、0.0%~3.4%(前連結会計年度は0.0%~3.4%)であります。

## 3. 確定拠出制度

当社及び一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度389百万円、当連結会計年度394百万円であります。

## (ストック・オプション等関係)

当社の取締役、監査役及び執行役員に対する役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬について、2010年6月25日の定時株主総会において決議しております。なお、社外取締役及び監査役に対しては、新株予約権に関する報酬枠を設けておりません。

また、2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において、信託を活用した業績連動型株式報酬制度の導入と、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬枠の廃止を決議し、今後は、新規のストック・オプションとしての新株予約権の付与を行わないこととしております。

なお、業績連動型株式報酬制度の内容については、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載しております。

## 1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション
決議年月日	2010年7月29日	2011年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 11名 当社の執行役員 21名	当社の取締役 10名 当社の執行役員 21名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 476,500株	普通株式 335,000株
付与日	2010年8月26日	2011年8月25日
権利確定条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。</p> <p>本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。</p> <p>その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
対象勤務期間	自 2010年6月25日 至 2011年6月29日	自 2011年6月29日 至 2012年6月27日
権利行使期間	自 2010年8月27日 至 2030年8月26日	自 2011年8月26日 至 2031年8月25日
新株予約権の数(個)	36	34
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (注) 2	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000	17,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 29,000円 資本組入額 500株につき 14,500円	発行価格 500株につき 38,000円 資本組入額 500株につき 19,000円
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。</li> <li>・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。</li> <li>・その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</li> </ul>	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)4に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	

\* 当事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。

なお、提出日の前月末（2022年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1．株式数に換算して記載しております。

2．普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1．株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

3．以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

4．本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。

資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
決議年月日	2012年7月30日	2013年7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 223,500株	普通株式 91,500株
付与日	2012年8月23日	2013年8月22日
権利確定条件	本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。	
対象勤務期間	自 2012年6月27日 至 2013年6月27日	自 2013年6月27日 至 2014年6月26日
権利行使期間	自 2012年8月24日 至 2032年8月23日	自 2013年8月23日 至 2033年8月22日
新株予約権の数（個）	43	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）2	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	21,500	9,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 53,000円 資本組入額 500株につき 26,500円	発行価格 500株につき 126,000円 資本組入額 500株につき 63,000円

	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
新株予約権の行使の条件	<p>・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。</p> <p>・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)4に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	

\* 当事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。

なお、提出日の前月末（2022年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。



3. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

4. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
決議年月日	2014年7月30日	2015年7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 10名 当社の執行役員 19名	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 89,000株	普通株式 116,000株
付与日	2014年8月21日	2015年8月20日
権利確定条件	本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。	
対象勤務期間	自 2014年6月26日 至 2015年6月25日	自 2015年6月25日 至 2016年6月28日
権利行使期間	自 2014年8月22日 至 2034年8月21日	自 2015年8月21日 至 2035年8月20日
新株予約権の数（個）	22	38
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）2	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	11,000	19,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 123,500円 資本組入額 500株につき 61,750円	発行価格 500株につき 103,500円 資本組入額 500株につき 51,750円
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。</li> <li>・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。</li> </ul>	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)4に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	

\* 当事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。

なお、提出日の前月末（2022年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

3. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

4. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

	2016年 ストック・オプション
決議年月日	2016年7月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 116,000株
付与日	2016年8月23日
権利確定条件	本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。
対象勤務期間	自 2016年6月28日 至 2017年6月27日
権利行使期間	自 2016年8月24日 至 2036年8月23日
新株予約権の数（個）	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	37,500
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 100,500円 資本組入額 500株につき 50,250円

	2016年 ストック・オプション
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。</li> <li>・ 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p>

	2016年 ストック・オプション
	<p>新株予約権の目的となる株式の数</p> <p>組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項</p> <p>上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(注)4に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>

\* 当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。

なお、提出日の前月末(2022年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

3. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - 当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案
  - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
4. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

（追加情報）

「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項を「ストック・オプション等関係」に集約して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	18,000	17,000	21,500	11,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	2,000
未確定残	18,000	17,000	21,500	9,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	2,000
権利行使	-	-	-	2,000
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	13,000	21,500	43,500
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	2,000	2,500	6,000
未確定残	11,000	19,000	37,500
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	2,000	2,500	2,500
権利確定	2,000	2,500	6,000
権利行使	4,000	5,000	8,500
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

## 単価情報

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利行使価格	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円
行使時平均株価	-	-	-	146円00銭
付与日における公正な 評価単価	1株につき57円00銭	1株につき75円00銭	1株につき105円00銭	1株につき251円00銭

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利行使価格	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円
行使時平均株価	151円50銭	151円50銭	153円76銭
付与日における公正な 評価単価	1株につき246円00銭	1株につき206円00銭	1株につき200円00銭

## 2. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。



## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	28,445百万円	24,468百万円
利息返還損失引当金繰入額	3,830	4,924
減損損失	6,923	6,884
退職給付に係る負債	187	184
税務上の収益認識差額	14,255	8,400
繰越欠損金(注)2	15,397	9,091
その他	16,080	9,401
繰延税金資産小計	85,119	63,355
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	15,393	8,008
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	24,856	16,626
評価性引当額小計(注)1	40,250	24,634
繰延税金資産合計	44,869	38,721
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	4,325	3,800
繰延税金資産の純額	40,544	34,921

(注)1. 評価性引当額が15,615百万円減少しております。この減少の主な内容は、当社において、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が7,168百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が5,961百万円それぞれ減少したことによるものであります。

## 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*)	14,635	292	100	-	50	317	15,397
評価性引当額	14,631	292	100	-	50	317	15,393
繰延税金資産	3	-	-	-	-	-	3

(\*)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*1)	99	54	-	90	74	8,773	9,091
評価性引当額	99	54	-	90	74	7,689	8,008
繰延税金資産	-	-	-	-	-	1,083	(*2) 1,083

(\*1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(\*2)主に当社において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

## 3. 当連結会計年度より会計方針の変更等を行っており、前連結会計年度は遡及適用を反映した数値となっております。また、企業結合における暫定処理を確定した数値となっております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
評価性引当額	12.1	2.2
住民税均等割額	0.7	0.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	1.3
持分法投資損益	2.2	2.1
負ののれん発生益	1.6	-
その他	0.0	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.3	33.4

- (注) 1. 前連結会計年度の「その他」に含めておりました「負ののれん発生益」は、遡及適用を行った結果、重要性が増したことから組替を行っております。前連結会計年度の「その他」に記載しておりました 1.5%は「負ののれん発生益」 1.6%、「その他」0.0%として組替しております。
2. 当連結会計年度より会計方針の変更等を行っており、前連結会計年度は遡及適用を反映した数値となっております。また、企業結合における暫定処理を確定した数値となっております。

(企業結合等関係)

1. 企業結合に係る暫定的な処理の確定

2021年3月31日に行われたPT Orico Balimor Financeとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度の連結財務諸表に含まれる比較情報において、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、前連結会計年度末における資産合計が205百万円増加、負債合計が38百万円減少、純資産が244百万円増加しております。

また、前連結会計年度末に暫定的に算出された負ののれん発生益1,093百万円は、主として貸倒引当金が191百万円減少したことにより1,215百万円となりました。

2. 子会社株式の譲渡

(1) 株式譲渡の概要

当該子会社の名称及び事業内容

名称 : 株式会社オートリ

事業内容 : パーキングの開発・管理・運営

株式譲渡先企業の名称

株式会社イチネンホールディングス

株式譲渡を行った主な理由

当社は、今年度を最終年度とする中期経営方針において「Innovation for Next Orico」を基本方針に掲げ、コロナ禍におきましても、プロセスイノベーションを通じたコスト削減やフィリピン・インドネシアへのアジア展開の拡大、異業種企業との協業によるEC化支援など、基本戦略に基づく取組を着実に進展させてまいりました。また、中期経営計画におきましても、将来の環境変化を踏まえつつ、当社の強みを活かした重点事業分野や新たな事業領域の拡大に一層注力してまいりたいと考えております。そのような状況のもと、当社は、グループの事業見直しの一環として、オートリを通じて行っているパーキング事業の運営を第三者に委ねることが最良の手段であるとの判断に至り、同社の全株式を譲渡することといたしました。譲渡先であるイチネンホールディングスは、同社グループの株式会社イチネンパーキングを通じ主に関西圏を中心に全国で約1,500箇所の駐車場を運営しており、首都圏を中心に事業展開しているオートリとは、高いシナジー効果が発揮されるものと考えております。

株式譲渡実行日

2022年3月31日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

株式譲渡損益の金額

譲渡価額につきましては、相手方との守秘義務契約を締結しているため、開示を控えていただきます。

会計処理

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号）及び「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（会計制度委員会報告第7号）に規定する会計処理等を適用しております。

(3) 当該子会社が含まれていた報告セグメントの名称

その他

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている株式譲渡した子会社に係る損益の概算値

営業収益	686百万円
営業利益	86百万円

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度において、当社グループにおける顧客との契約から計上された契約負債は以下のとおりであります。

当連結会計年度（2022年3月31日）

契約負債（期首残高）	1,843百万円
契約負債（期末残高）	1,775百万円

連結貸借対照表上、契約負債は「その他（流動負債）」に計上しております。契約負債はカード年会費のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債に含まれていた金額は1,843百万円であります。

残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、カード年会費の残存履行義務に配分された取引価格の総額は1,775百万円であり、当社グループは当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年以内に収益を認識する事を見込んでおります。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は成長事業である「カード・融資事業」「決済・保証事業」、基幹事業である「個品割賦事業」「銀行保証事業」の4事業を報告セグメントとしております。

各事業の概要は以下のとおりであります。

- (1) カード・融資事業・・・クレジットカード、一般個人ローンを対象とする  
包括信用購入あっせん業務及び融資業務
- (2) 決済・保証事業・・・家賃決済保証、売掛金決済保証業務、小口リース保証業務及び  
集金代行業務
- (3) 個品割賦事業・・・オートローンやショッピングクレジットを対象とする  
個別信用購入あっせん業務及び信用保証業務
- (4) 銀行保証事業・・・提携金融機関の個人向け融資を対象とする保証業務

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格に基づいております。

「会計方針の変更」及び「表示方法の変更」、「企業結合等関係」に記載のとおり、当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」等を適用し、また、「信用保証に関する会計方針」「売上割戻の計上区分」の変更、「企業結合に係る暫定的な処理の確定」を行っております。

前連結会計年度のセグメント情報については、会計方針の変更等に伴い遡及修正が行われたため、遡及修正後の数値を記載しています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報  
前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計
	カード・ 融資	決済・ 保証	個品割賦	銀行保証	計		
営業収益							
外部顧客に対する 営業収益	71,932	16,134	82,239	37,834	208,140	8,050	216,191
セグメント間の内部 売上高又は振替 高	1	0	-	-	2	6,830	6,833
計	71,933	16,134	82,239	37,834	208,143	14,881	223,024
セグメント利益	58,569	8,015	62,520	20,816	149,921	2,894	152,816
セグメント資産 (注)2	604,433	117,693	3,408,347	1,112,866	5,243,340	101,360	5,344,701

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計
	カード・ 融資	決済・ 保証	個品割賦	銀行保証	計		
営業収益							
顧客との契約から 生じる収益	38,276	4,338	5,840	8	48,463	3,201	51,665
その他の収益	32,656	13,971	78,177	33,115	157,920	5,534	163,455
外部顧客に対する 営業収益	70,932	18,309	84,018	33,123	206,383	8,736	215,120
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	0	-	-	0	5,151	5,152
計	70,932	18,309	84,018	33,123	206,384	13,888	220,272
セグメント利益	59,797	9,568	63,782	19,792	152,940	3,469	156,410
セグメント資産 (注) 2	585,536	123,118	3,437,480	1,086,798	5,232,933	84,821	5,317,755

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サービス等の事業であります。

2. セグメント資産には債権を流動化した残高及び連結貸借対照表に計上していない保証債務を含めております。

3. 前連結会計年度のセグメント情報は、「注記事項（企業結合等関係）」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

営業収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	208,143	206,384
「その他」の区分の営業収益	14,881	13,888
全社収益	13,602	14,686
セグメント間取引消去	6,833	5,152
連結財務諸表の営業収益	229,793	229,806

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	149,921	152,940
「その他」の区分の利益	2,894	3,469
全社費用等(注)	124,165	123,434
その他	6,098	3,980
連結財務諸表の営業利益	22,553	28,994

(注) 全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額及び債務保証損失引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,243,340	5,232,933
「その他」の区分の資産	101,360	84,821
全社資産	1,336,781	1,342,452
流動化した割賦売掛金	1,668,312	1,745,302
連結貸借対照表に計上していない保証債務	1,193,970	1,158,749
その他	5,242	4,106
連結財務諸表の資産合計	3,813,957	3,752,049

#### 【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	カード・融資	決済・保証	個品割賦	銀行保証	合計
当期償却額	-	247	-	-	247
当期末残高	-	1,606	-	-	1,606

（注）「決済・保証」の金額は、株式の取得により株式会社オリコフォレントインシュアを連結したことに伴い発生したものであります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	カード・融資	決済・保証	個品割賦	銀行保証	合計
当期償却額	-	247	-	-	247
当期末残高	-	1,359	-	-	1,359

（注）「決済・保証」の金額は、株式の取得により株式会社オリコフォレントインシュアを連結したことに伴い発生したものであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

「個品割賦事業」の区分において、PT. Mizuho Balimor Financeの株式を取得し、連結子会社としたことにより、負ののれん発生益を計上しております。詳細は連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しております。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、前連結会計年度においては1,215百万円であります。

（注）前連結会計年度の報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報は、「注記事項（企業結合等関係）」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。





## (2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係 会社の子会社	みずほ信託 銀行 株式会社	東京都 中央区	247,369	銀行業	(被所有) 直接 0.06	資金の借入	資金の借入 (純額)	-	1年内返済予定 の長期借入金	22,961
									長期借入金	42,039
							利息の支払	377	未払費用	3

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係 会社の子会社	みずほ信託 銀行 株式会社	東京都 中央区	247,369	銀行業	(被所有) 直接 0.06	資金の借入	資金の借入 (純額)	5,000	1年内返済予定 の長期借入金	22,244
									長期借入金	37,756
							利息の支払	380	未払費用	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

## (開示対象特別目的会社関係)

## 1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、クレジット債権等の流動化を実施しております。かかる流動化案件の一部において当社は、合同会社を特別目的会社として利用しております。

当社は、前述したクレジット債権等をまず信託銀行へ信託譲渡し、その信託受益権のうち一部の優先部分が当該特別目的会社に譲渡されます。当該特別目的会社は譲渡された優先信託受益権に基づいた資産担保貸付を裏付けとして社債等を発行し資金を調達し、これを優先受益権売却代金として当社が受領することにより、資金調達を行っております。また、一部流動化案件では貸付の実行を行っております。

なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員及び従業員の派遣もありません。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
特別目的会社数	11社	14社
直近の決算日における資産総額(単純合計)	177,377百万円	181,749百万円
直近の決算日における負債総額(単純合計)	176,634百万円	177,132百万円

(注) 事業初年度の決算が未確定である会社数は、当連結会計年度は3社(前連結会計年度は1社)であり、資産総額及び負債総額には合算していません。

なお、事業初年度の決算が未確定である会社の当初の純資産額(単純合計)は115百万円(前連結会計年度は43百万円)であります。

## 2. 特別目的会社との取引金額等

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高	主な損益	
		項目	金額
譲渡資産	(百万円)		(百万円)
優先受益権 (注) 1	85,600	-	-
貸付金 (注) 2	12,638	受取利息	132

(注) 1. 譲渡対価の金額を記載しております。

2. 当連結会計年度末残高を記載しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高	主な損益	
		項目	金額
譲渡資産	(百万円)		(百万円)
優先受益権 (注) 1	114,400	-	-
貸付金 (注) 2	15,824	受取利息	143

(注) 1. 譲渡対価の金額を記載しております。

2. 当連結会計年度末残高を記載しております。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	119.90円	124.98円
1株当たり当期純利益		
普通株式に係る1株当たり当期純利益	10.54円	10.55円
第一回種優先株式に係る1株当たり当期純利益	54.35円	108.45円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	10.54円	10.55円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	19,695	19,476
普通株主に帰属しない金額(百万円)	1,598	1,360
(うち優先配当額)	(576)	(-)
(うち配当優先株式に係る消却差額)	(1,022)	(1,360)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	18,097	18,115
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,716,914	1,716,404
優先株式の期中平均株式数(千株)	29,410	12,547
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	209	134
(うち新株予約権)	(209)	(134)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	

(注) 当社の株式給付信託(BBT)において株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の株式数は前連結会計年度において2,424千株、当連結会計年度において2,279千株であります。

また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度において1,731千株、当連結会計年度において2,315千株であります。

(重要な後発事象)

当社は、2022年5月6日開催の取締役会において、2022年6月24日に開催予定の当社第62期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1) 併合の目的

当社の株価は、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を大幅に下回っております。

当社の普通株式の発行済株式総数も、2022年3月31日現在で1,718,747,203株となっており、東京証券取引所に上場している同業他社と比べて多い状態にあります。

これらの状況の改善を図るため、今般、本定時株主総会に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。

(2) 株式併合の内容

併合する株式の種類

普通株式

併合の割合

10株につき1株の割合

（2022年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主さまの所有株式数が基準となります）

効力発生日

2022年10月1日

併合により減少する株式数（減少する株式数は変動する可能性があります）

併合前の発行済株式数（2022年3月31日現在） 1,718,747,203株

併合により減少する株式数 1,546,872,483株

併合後の発行済株式総数 171,874,720株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 1株当たりの情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりです。

1株当たりの純資産額 1,249円79銭

1株当たりの当期純利益 105円54銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 105円54銭

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社オリエントコーポレーション	第5回、第9回、第12回～第32回普通社債	2015年7月24日 ～ 2022年1月20日	240,000	245,000 (40,000)	0.09～ 0.88	無担保	2022年7月21日 ～ 2032年1月20日

(注) 1. 当期末残高の( )内の金額は1年内に償還が予定されている社債であります。

2. 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
40,000	40,000	30,000	40,000	15,000

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	92,774	95,652	1.10	-
1年以内に返済予定の長期借入金	377,374	434,353	0.54	-
1年以内に返済予定のリース債務	345	354	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	812,035	752,598	0.54	2023年 ～2032年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	595	759	-	2023年 ～2027年
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年以内に返済予定)	295,700	277,300	0.03	-
債権流動化借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	11,770	15,602	1.04	2024年 ～2029年
合計	1,590,595	1,576,622	-	-

(注) 1. 借入金及びその他有利子負債の平均利率については、期中平均残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、短期借入金、1年以内に返済予定の長期借入金及び長期借入金には在外子会社の借入金を含んでおります。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	307,322	234,543	127,422	76,494
リース債務	310	239	170	38
その他有利子負債	0	8	2,689	3,105

## 【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定に基づき、この明細表の作成を省略しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	56,864	114,612	171,553	229,806
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	7,889	13,976	20,489	29,375
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	7,391	12,448	18,121	19,476
1株当たり四半期(当期)純利益(普通株式) (円)	4.26	7.17	9.77	10.55
1株当たり四半期(当期)純利益(優先株式) (円)	4.25	7.16	81.71	108.45

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(普通株式) (円)	4.26	2.91	2.51	0.79
1株当たり四半期純利益(優先株式) (円)	4.25	2.91	136.08	0.00

(注) 1株当たり四半期(当期)純利益(普通株式)については、配当優先株式に係る消却差額等を、親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益から控除して算定しております。

また、当社は第3四半期連結累計期間において、第一回種優先株式20,000千株を取得及び消却しております。そのため、1株当たり四半期(当期)純利益(優先株式)の算定上の基礎となる優先株式の期中平均株式数には、当該消却の影響を反映させております。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	306,384	207,105
割賦売掛金	1, 3 1,177,830	1, 3 1,108,393
信用保証割賦売掛金	1,273,551	1,247,061
資産流動化受益債権	2, 4 572,623	2, 4 585,380
信用保証信託受益権	10,729	7,371
短期貸付金	70,867	190,221
関係会社短期貸付金	26,177	20,959
前払費用	2,851	2,963
未収収益	3,135	2,835
立替金	5 17,849	5 16,532
その他	57,048	48,708
貸倒引当金	131,902	120,708
<b>流動資産合計</b>	<b>3,387,146</b>	<b>3,316,824</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	50,359	51,506
減価償却累計額	30,779	31,636
建物(純額)	19,580	19,869
構築物	948	936
減価償却累計額	846	846
構築物(純額)	102	89
工具、器具及び備品	2,956	3,126
減価償却累計額	1,598	1,729
工具、器具及び備品(純額)	1,358	1,396
土地	60,743	60,459
リース資産	3,509	3,256
減価償却累計額	1,994	1,925
リース資産(純額)	1,514	1,331
建設仮勘定	496	-
その他	6	6
減価償却累計額	6	6
その他(純額)	0	0
<b>有形固定資産合計</b>	<b>83,795</b>	<b>83,146</b>
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	744	744
施設利用権	10	7
ソフトウェア	119,451	106,119
<b>無形固定資産合計</b>	<b>120,206</b>	<b>106,871</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	5,658	6,570
関係会社株式	14,751	13,283
出資金	606	696
長期貸付金	11,770	15,602
従業員に対する長期貸付金	13	9
長期前払費用	1,624	4,541
前払年金費用	814	3,089
繰延税金資産	40,746	33,757
敷金	3,857	3,567
その他	4,070	3,636
投資その他の資産合計	83,913	84,754
固定資産合計	287,915	274,772
繰延資産		
社債発行費	758	792
繰延資産合計	758	792
資産合計	3,675,820	3,592,389
負債の部		
流動負債		
支払手形	31,182	26,501
買掛金	115,235	106,640
信用保証買掛金	1,273,551	1,247,061
短期借入金	50,113	48,096
1年内償還予定の社債	40,000	40,000
1年内返済予定の長期借入金	375,306	426,104
コマーシャル・ペーパー	295,700	277,300
リース債務	327	338
未払金	10,924	9,899
未払費用	1,381	1,306
未払法人税等	804	-
預り金	185,247	185,379
前受収益	1,859	1,823
賞与引当金	3,139	3,199
役員賞与引当金	60	78
ポイント引当金	3,546	1,796
債務保証損失引当金	1,587	1,445
割賦利益繰延	653,617	648,138
その他	459	200
流動負債合計	2,444,044	2,425,308
固定負債		
社債	200,000	205,000
長期借入金	804,188	738,833
債権流動化借入金	2,711,770	2,715,602
リース債務	550	717
退職給付引当金	468	14
役員株式給付引当金	172	229
ポイント引当金	3,370	3,387
利息返還損失引当金	12,558	16,147
長期預り保証金	4,425	5,065
その他	392	293
固定負債合計	1,037,897	985,290
負債合計	3,481,941	3,410,598



(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	150,067	150,069
資本剰余金		
資本準備金	901	904
資本剰余金合計	901	904
利益剰余金		
利益準備金	2,108	2,682
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	39,477	26,608
利益剰余金合計	41,586	29,290
自己株式	361	339
株主資本合計	192,194	179,923
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,745	1,849
繰延ヘッジ損益	85	3
評価・換算差額等合計	1,659	1,846
新株予約権	25	20
純資産合計	193,878	181,790
負債純資産合計	3,675,820	3,592,389

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
<b>営業収益</b>		
<b>事業収益</b>		
カード・融資	71,933	70,932
決済・保証	7,368	7,284
個品割賦	79,146	78,221
銀行保証	37,834	33,123
その他	2,055	2,037
<b>事業収益合計</b>	1,198,338	1,191,600
<b>金融収益</b>		
受取利息	135	146
その他の金融収益	1,885	2,687
<b>金融収益合計</b>	2,020	2,833
<b>その他の営業収益</b>	8,580	4,984
<b>営業収益合計</b>	208,939	199,418
<b>営業費用</b>		
<b>販売費及び一般管理費</b>		
貸倒引当金繰入額	39,084	31,661
利息返還損失引当金繰入額	6,601	13,183
従業員給料及び手当	23,294	22,804
退職給付費用	1,526	240
賞与引当金繰入額	3,139	3,199
役員賞与引当金繰入額	79	78
役員株式給付引当金繰入額	62	83
債務保証損失引当金繰入額	135	142
ポイント引当金繰入額	4,789	3,160
計算事務費	41,190	40,736
減価償却費	2,296	2,294
支払手数料	18,808	15,087
その他	39,712	38,333
<b>販売費及び一般管理費合計</b>	180,449	170,239
<b>金融費用</b>		
支払利息	6,867	6,478
社債利息	1,228	1,280
社債発行費償却	213	232
その他の金融費用	901	801
<b>金融費用合計</b>	9,211	8,792
<b>その他の営業費用</b>	278	288
<b>営業費用合計</b>	189,939	179,321
<b>営業利益</b>	18,999	20,097
<b>経常利益</b>	18,999	20,097
<b>特別利益</b>		
有形固定資産売却益	-	2,147
投資有価証券売却益	31	62
関係会社株式売却益	-	1,454
抱合せ株式消滅差益	-	255
<b>特別利益合計</b>	31	1,919
<b>特別損失</b>		
有形固定資産売却損	3,44	3,139
有形固定資産除却損	-	30
ソフトウェア除却損	15	-
投資有価証券評価損	104	-
出資金評価損	59	-
<b>特別損失合計</b>	223	170
<b>税引前当期純利益</b>	18,807	21,846
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	898	143
<b>法人税等調整額</b>	1,742	6,905
<b>法人税等合計</b>	2,641	7,049
<b>当期純利益</b>	16,165	14,797

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	150,051	886	-	886	1,492	81,902	83,395	254	234,079
会計方針の変更による累積 的影響額						35,790	35,790		35,790
会計方針の変更を反映した当 期首残高	150,051	886	-	886	1,492	46,112	47,604	254	198,288
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の 行使）	15	15		15					30
剰余金の配当					616	6,778	6,162		6,162
当期純利益						16,165	16,165		16,165
自己株式の取得								16,175	16,175
自己株式の処分								46	46
自己株式の消却			16,022	16,022				16,022	-
利益剰余金から資本剰余金 への振替			16,022	16,022		16,022	16,022		-
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）									-
当期変動額合計	15	15	-	15	616	6,634	6,018	106	6,094
当期末残高	150,067	901	-	901	2,108	39,477	41,586	361	192,194

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,396	88	1,308	55	235,443
会計方針の変更による累積 的影響額					35,790
会計方針の変更を反映した当 期首残高	1,396	88	1,308	55	199,653
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の 行使）					30
剰余金の配当					6,162
当期純利益					16,165
自己株式の取得					16,175
自己株式の処分					46
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本剰余金 への振替					-
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	348	2	350	30	320
当期変動額合計	348	2	350	30	5,774
当期末残高	1,745	85	1,659	25	193,878

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	150,067	901	-	901	2,108	39,477	41,586	361	192,194
会計方針の変更による累積的影響額						-	-		-
会計方針の変更を反映した当期首残高	150,067	901	-	901	2,108	39,477	41,586	361	192,194
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	2	2		2					4
剰余金の配当					573	6,305	5,732		5,732
当期純利益						14,797	14,797		14,797
自己株式の取得								21,360	21,360
自己株式の処分								21	21
自己株式の消却			21,360	21,360				21,360	-
利益剰余金から資本剰余金への振替			21,360	21,360		21,360	21,360		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	2	2	-	2	573	12,869	12,296	21	12,270
当期末残高	150,069	904	-	904	2,682	26,608	29,290	339	179,923

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,745	85	1,659	25	193,878
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,745	85	1,659	25	193,878
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					4
剰余金の配当					5,732
当期純利益					14,797
自己株式の取得					21,360
自己株式の処分					21
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	104	82	186	4	182
当期変動額合計	104	82	186	4	12,088
当期末残高	1,849	3	1,846	20	181,790

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

すべてヘッジ会計を適用しております。

(「7.ヘッジ会計の方法」参照)

2. 固定資産の減価償却の方法

資産の種類に応じて次の基準及び方法を採用しております。

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

(建物及び構築物)

定額法によっております。

但し、2016年3月31日以前に取得した構築物は定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(建物及び構築物以外の有形固定資産)

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

(ソフトウェア)

自社利用のソフトウェアについては、定額法によっております。(自社利用可能期間 5年~15年)

(施設利用権)

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 投資その他の資産

(長期前払費用)

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(4) リース資産

(所有権移転外ファイナンス・リース)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、正常債権及び管理債権(3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権)については過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、一部特定の債権については個別に、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役(社外取締役を除く)及び執行役員(以下「取締役等」という)の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) ポイント引当金

カード会員及びクレジット利用顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当期末における将来の使用見込額を計上しております。

(5) 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により、翌期から損益処理することとしております。

(7) 役員株式給付引当金

取締役等の株式報酬の給付に備えるため、当期末における株式等の給付債務見込額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当期末における返還請求見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しております。

当社の主な事業内容は「信販業」であり、会員手数料については、業界の実務慣行とされている会計処理方法によって収益を認識しております。

また、加盟店手数料やカード年会費、その他の一部の収益については、収益認識に関する会計基準等に基づき、サービスの支配が顧客に移転した時点で、サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、信販業における主要な収益の計上は、次の方法によっております。

(1) 会員手数料

事業別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

事業	計上方法
カード・融資	7・8分法及び残債方式
決済・保証	7・8分法及び残債方式
個品割賦	7・8分法及び残債方式
銀行保証	残債方式

(2) 加盟店手数料

加盟店に対して、立替払いした時点で履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

(3) カード年会費

カード会員との契約に基づき、期間の経過に応じて履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利オプション取引）

ヘッジ対象

借入金の金利（市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの）

(3) ヘッジ方針

将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としてデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続に基づいて会計処理を行っている主なものは、以下のとおりであります。

・貸借対照表の計上方法

当社の貸借対照表において、信用保証に係る保証債権・債務のうち、債権の回収を行う保証のみを「信用保証割賦売掛金」「信用保証買掛金」として、貸借対照表に計上しております。

また、集金保証に係る債権のうち、手形精算によるもののみを「集金保証前渡金」として、貸借対照表に計上しております。

・損益計算書の表示方法

営業収益の内訳項目として、主要な事業の収益である「事業収益」と「金融収益」として表示しております。また、営業費用の内訳項目として「販売費及び一般管理費」と「金融費用」として表示しております。

・営業収益の計上方法

当社の事業別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

カード・融資	7・8分法及び残債方式
決済・保証	7・8分法及び残債方式
個品割賦	7・8分法及び残債方式
銀行保証	残債方式

(注) 計上方法の主な内容は次のとおりであります。

7・8分法	手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法
残債方式	元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料算出額を収益計上する方法

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当期に係る財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金	131,902	120,708

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)1. 貸倒引当金(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

2. 繰延税金資産

(1) 当期に係る財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	40,746	33,757

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)2. 繰延税金資産(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、クレジットカードのカード年会費については、従来、年会費を収受した時点で収益を認識していましたが、サービスの提供期間にわたり収益を認識する処理に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については、遡及適用後の財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の投資その他の資産に含まれる繰延税金資産が562百万円、流動負債のその他に含まれる前受収益が1,843百万円増加し、利益剰余金が1,281百万円減少しております。また、前事業年度の営業収益、営業利益及び経常利益がそれぞれ2百万円、当期純利益が1百万円増加しております。

なお、前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前事業年度の期首の繰越利益剰余金の残高が1,282百万円減少しております。また、当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

2. 信用保証に関する会計方針の変更

当社は、保証取引に関する費用構造及び取引残高の構成の変化や新たな会計基準の導入等の企業内外の経営環境を踏まえ、同取引の会計方針について全般的な見直しを行い、財務報告における他社との比較可能性等も考慮し、保証取引の実態をより適切に財務諸表に反映させるため、次のとおり会計方針を変更いたしました。

(1) 信用保証取引の収益計上方法の変更

当社は信用保証取引の収益について、他の取引と異なり主要な費用である資金調達コストが発生しないこと及び契約時に営業事務コストが集中すること等から、収益と費用の適正な期間対応を図るため、保証契約時に一括して収益計上する方法を採用してまいりました。

しかしながら、主要な費用の発生時期の変化やシステムコスト等の間接費用の長期化、リフォームローンやオートローン等の顧客の支払回数が長期化していること、また当社の保証サービスが契約期間にわたり役務提供されることが、「収益認識に関する会計基準」等において示された履行義務を充足するにつれて収益を認識するという収益認識の考え方とも整合すること等により、契約期間に応じて収益を認識する方法がより適切であると判断し、当事業年度の期首より保証契約時に一括して収益計上する方法から、契約期間に応じて収益を認識する方法(期日到来基準に基づく7・8分法)に変更いたしました。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については、遡及適用後の財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の投資その他の資産に含まれる繰延税金資産が10,239百万円、割賦利益繰延が42,844百万円増加し、繰越利益剰余金が32,604百万円減少しております。また、前事業年度の営業収益、営業利益及び経常利益がそれぞれ1,741百万円増加し、当期純利益が1,903百万円増加しております。

前事業年度の1株当たり純資産額は19.00円減少し、1株当たり当期純利益及び潜在株式数調整後の1株当たり当期純利益は1.11円増加しております。

なお、前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前事業年度の期首の利益剰余金の残高が34,507百万円減少しております。



(2) 信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金に関する会計処理の変更

信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金は、「債務保証のみを行う保証」と、債務保証に加えて「債権の回収を行う保証」から構成されております。

当社は従来、当社による回収の有無に関わらず契約形態を重視して同質のものと捉え、すべてを貸借対照表に計上してはいましたが、近年の商品の多様化等を踏まえ、会計方針について検討を行った結果、回収の有無という商品性の違いに着目し、回収を伴わない「債務保証のみを行う保証」は貸借対照表に計上せずに偶発債務として注記することが、当社の財政状態をより適切に表示させると判断し、当事業年度より「債権の回収を行う保証」のみを計上する方法に変更いたしました。

なお、「債務保証のみを行う保証」については、当事業年度より貸借対照表の注記として開示しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金がそれぞれ1,193,970百万円減少するとともに、対応する貸倒引当金1,587百万円を債務保証損失引当金に振り替えております。

なお、この変更による前事業年度の損益に与える影響はありません。

(3) 集金保証前渡金に関する会計処理の変更

集金保証前渡金は、集金保証商品を取り扱う加盟店との精算方法が「手形精算」によるものと「現金精算」によるものから構成されております。当社は従来、精算方式に関わらず契約形態を重視して同質のものと捉え、すべてを貸借対照表に計上してはいました。

しかしながら、近年の集金保証商品の取引形態の変化等を踏まえ、会計方針について検討を行った結果、精算方式という商品性の違いに着目し、当社の財政状態をより適切に表示させるために、当事業年度より「現金精算」によるものは貸借対照表に計上せず、「手形精算」によるもののみを集金保証前渡金として計上する方法に変更いたしました。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の流動資産のその他に含まれる集金保証前渡金、支払手形及び買掛金がそれぞれ553,127百万円減少しております。

なお、この変更により従来、流動資産に区分掲記しておりました集金保証前渡金は重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産のその他に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。また、前事業年度の損益に与える影響はありません。

3. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、この変更による財務諸表に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

1. 貸借対照表関係

従来、流動資産に区分掲記しておりました「集金保証前渡金」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他（流動資産）」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「集金保証前渡金」に表示していた26,221百万円、「その他（流動資産）」30,827百万円は、「その他（流動資産）」57,048百万円として組み替えております。

2. 損益計算書関係

従来、事業収益の内訳として、「部門別収益」として記載しておりましたが、当事業年度より「事業別収益」として記載する方法に変更しております。

この変更は、「収益認識に関する会計基準」等が当事業年度より適用され、顧客との契約から生じる収益を適切な科目で表示するとされており、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための区分である「事業別収益」により注記を行うことが、利害関係者に対してより有用な情報開示に資すると判断したためであります。

(貸借対照表関係)

## 1. 事業別割賦売掛金

	第61期 (2021年3月31日)	第62期 (2022年3月31日)
カード・融資	308,217百万円	293,985百万円
決済・保証	44,273	38,917
個品割賦	806,168	759,131
その他	19,170	16,359
合計	1,177,830	1,108,393

## 2. 担保に供している資産及び担保付債務

## (1) 担保に供している資産

	第61期 (2021年3月31日)	第62期 (2022年3月31日)
資産流動化受益債権	11,770百万円	15,602百万円

## (2) 担保付債務

	第61期 (2021年3月31日)	第62期 (2022年3月31日)
債権流動化借入金	11,770百万円	15,602百万円

## 3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当期末における未実行残高(流動化したものを含む)は、次のとおりであります。

なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。

	第61期 (2021年3月31日)	第62期 (2022年3月31日)
未実行残高	1,608,429百万円	1,611,896百万円

## 4. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

## 5. 信用保証方式によるオートローン等に関するものであり、提携金融機関から融資が実行されるまで、当社が提携業者に一時立替払したものと等であります。

## 6. 事業別割賦利益繰延

	第61期 (2021年3月31日)				第62期 (2022年3月31日)			
	当期首 残高 (百万円)	当期 受入額 (百万円)	当期 実現額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	当期首 残高 (百万円)	当期 受入額 (百万円)	当期 実現額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)
カード・融資	82	7,685	7,747	21	21	4,655	4,717	40
決済・保証	2,340	1,674	1,314	2,701	2,701	1,871	1,471	3,100
個品割賦	56,432	20,085	26,284	50,233	50,233	17,342	23,049	44,526
銀行保証	425	37,779	37,832	372	372	33,074	33,115	332
その他	372	589	672	289	289	501	570	220
合計	59,654	67,815	73,851	53,617	53,617	57,445	62,924	48,138

7. 割賦売掛金を流動化したことに伴い発生する債務であります。

8. 関係会社に対する金銭債権、債務

	第61期 (2021年3月31日)	第62期 (2022年3月31日)
金銭債権		
短期金銭債権(関係会社短期貸付金を含む)	327,385百万円	225,613百万円
金銭債務		
短期金銭債務	80,427	99,662
長期金銭債務	142,680	102,580

9. 保証債務

(1) 営業上の保証債務

	第61期 (2021年3月31日)	第62期 (2022年3月31日)
提携金融機関による顧客に対する融資等への保証	1,193,970百万円	1,158,749百万円

(2) 他の会社の金融機関からの借入債務に対し、次のとおり保証を行っております。

	第61期 (2021年3月31日)	第62期 (2022年3月31日)
Orico Auto Leasing(Thailand)Ltd.	44,569百万円	55,235百万円
PT Orico Balimor Finance	11,952	12,050
Orico Auto Finance Philippines Inc.	-	1,180
合計	56,522	68,465

(損益計算書関係)

1. 割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	第61期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第62期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
カード・融資	28,809百万円	27,938百万円
個品割賦	48,555	50,657
その他	18	99
合計	77,383	78,696

2. 有形固定資産売却益の内訳

	第61期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第62期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
土地	- 百万円	147百万円

3. 有形固定資産売却損の内訳

	第61期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第62期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物及び構築物	- 百万円	131百万円
土地	-	8
合計	-	139

4. 関係会社との取引高

	第61期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第62期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業取引高		
営業収益	20,236百万円	17,882百万円
営業費用	8,963	7,455
その他の取引高	7,859	2,793

(有価証券関係)

前事業年度(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額  
(単位:百万円)

区分	第61期 (2021年3月31日)
子会社株式	13,417
関連会社株式	1,333

当事業年度(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	第62期 (2022年3月31日)
子会社株式	12,703
関連会社株式	580

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第61期 (2021年3月31日)	第62期 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	27,020百万円	23,079百万円
利息返還損失引当金繰入額	3,830	4,924
減損損失	6,909	6,880
退職給付引当金繰入額	143	4
税務上の収益認識差額	14,255	8,400
繰越欠損金	14,475	8,388
その他	13,775	8,727
繰延税金資産小計	80,408	60,405
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	14,475	7,307
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	24,120	17,539
評価性引当額小計	38,596	24,846
繰延税金資産合計	41,812	35,558
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	1,066	1,801
繰延税金資産の純額	40,746	33,757

(注) 当事業年度より会計方針の変更等を行っており、前事業年度は遡及適用を反映した数値となっております。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第61期 (2021年3月31日)	第62期 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
評価性引当額	15.8	3.1
住民税均等割額	0.7	0.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	1.7
受取配当等の益金不算入額	2.8	2.4
その他	0.2	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.0	32.3

(注) 当事業年度より会計方針の変更等を行っており、前事業年度は遡及適用を反映した数値となっております。

## (企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

当社は、2022年5月6日開催の取締役会において、2022年6月24日に開催予定の当社第62期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1)併合の目的

当社の株価は、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を大幅に下回っております。

当社の普通株式の発行済株式総数も、2022年3月31日現在で1,718,747,203株となっており、東京証券取引所に上場している同業他社と比べて多い状態にあります。

これらの状況の改善を図るため、今般、本定時株主総会に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。

(2)株式併合の内容

併合する株式の種類

普通株式

併合の割合

10株につき1株の割合

(2022年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主さまの所有株式数が基準となります)

効力発生日

2022年10月1日

併合により減少する株式数（減少する株式数は変動する可能性があります）

併合前の発行済株式数（2022年3月31日現在） 1,718,747,203株

併合により減少する株式数 1,546,872,483株

併合後の発行済株式総数 171,874,720株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3)1株当たりの情報に及ぼす影響

当該株式併合が当期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりです。

1株当たりの純資産額 1,058円98銭

1株当たり当期純利益 78円28銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 78円27銭

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	19,580	1,838	172	1,376	19,869	31,636
	構築物	102	-	0	12	89	846
	工具、器具及び備品	1,358	217	2	176	1,396	1,729
	土地	60,743	-	283	-	60,459	-
	リース資産	1,514	541	0	723	1,331	1,925
	建設仮勘定	496	567	1,063	-	-	-
	その他	0	-	-	-	0	6
	計	83,795	3,164	1,523	2,289	83,146	36,144
無形固定資産	電話加入権	744	-	-	-	744	-
	施設利用権	10	2	0	5	7	-
	ソフトウェア	119,451	8,963	-	22,295	106,119	-
	計	120,206	8,966	0	22,300	106,871	-

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金 (注) 1	131,902	31,661	42,855	120,708
賞与引当金	3,139	3,199	3,139	3,199
債務保証損失引当金 (注) 1	1,587	1,445	1,587	1,445
役員賞与引当金 (注) 2	60	78	60	78
役員株式給付引当金 (注) 3	172	83	26	229
ポイント引当金(流動)	3,546	1,796	3,546	1,796
ポイント引当金(固定)	3,370	1,364	1,347	3,387
利息返還損失引当金	12,558	13,183	9,594	16,147

(注) 1. 「貸倒引当金」と「債務保証損失引当金」は、会計方針の変更に伴い遡及修正が行われたため、遡及修正後の数値を記載しております。

2. 「役員賞与引当金」の期末残高には、執行役員に対するものが53百万円含まれております。

3. 「役員株式給付引当金」の期末残高には、執行役員に対するものが142百万円含まれております。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	普通株式 100株
単元未満株式の買取り又は売渡し(買増し)	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所 買取り・売渡し(買増し) 手数料	
公告掲載方法	電子公告 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.orico.co.jp/company/index.html">https://www.orico.co.jp/company/index.html</a>
株主に対する特典	ありません。

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第61期）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）  
2021年6月25日 関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月25日 関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

（第62期第1四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）  
2021年8月13日 関東財務局長に提出。

（第62期第2四半期）（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）  
2021年11月15日 関東財務局長に提出。

（第62期第3四半期）（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）  
2022年2月14日 関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2021年6月29日 関東財務局長に提出。

#### (5) 発行登録書（普通社債）及びその添付資料

2022年2月14日 関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月22日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 暢子  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「注記事項（会計方針の変更）2.信用保証に関する会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より(1)信用保証取引の収益計上方法の変更、(2)信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金に関する会計処理の変更及び(3)集金保証前渡金に関する会計処理の変更を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

信用保証取引の収益計上方法の変更理由の正当性及び注記の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は「注記事項（会計方針の変更）2．信用保証に関する会計方針の変更(1)信用保証取引の収益計上方法の変更」に記載のとおり、信用保証取引の収益について、従来、保証契約時に一括して収益計上していたが、当連結会計年度から、契約期間に応じて収益を認識する方法（期日到来基準に基づく7・8分法）に変更している。当該会計方針の変更は遡及適用されており、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の投資その他の資産に含まれる繰延税金資産が10,239百万円、割賦利益繰延が42,844百万円増加し、利益剰余金が32,604百万円減少している。また、前連結会計年度の営業収益、営業利益及び経常利益がそれぞれ1,741百万円増加し、当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益が1,903百万円増加している。会計方針は、継続して適用することを原則とするが、正当な理由がある場合には変更することが認められる。会計方針の変更は、当該変更が企業の事業内容及び企業内外の経営環境の変化に対応して行われるものであり、かつ、会計事象等を連結財務諸表により適切に反映するために行われるものである場合に、正当な理由によるものと認められる。</p> <p>経営者は、信用保証取引に関する主要な費用の発生時期の変化やシステムコスト等の間接費用の長期化、リフォームローンやオートローン等の顧客の支払回数が長期化していること、また保証サービスが契約期間にわたり役務提供されることが、「収益認識に関する会計基準」等において示された履行義務を充足するにつれて収益を認識するという収益認識の考え方とも整合すること等により、契約期間に応じて収益を認識する方法がより適切であると判断している。</p> <p>信用保証取引に関する費用構造の変化及び取引の長期化等を踏まえた、上記の会計方針の変更時期の適時性については、経営者の主観的な判断を伴うものであるため、正当な理由によるものと認められるかどうかの評価に当たっては、監査人による重要な判断が必要となる。</p> <p>また、当該会計方針の変更が、利益剰余金の期首残高に与える影響が重要であることから、監査上、当該影響額を含む注記が適切になされているかどうかの検討は重要である。</p> <p>したがって、当監査法人は、信用保証取引の収益計上に関する会計方針の変更理由の正当性及び注記の適切性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。なお、当監査法人は、当該信用保証取引の収益計上に関する会計方針の変更に関する注記が、利用者が連結財務諸表を理解する基礎としても重要であると判断している。</p>	<p>当監査法人は、信用保証取引の収益計上に関する会計方針の変更理由の正当性及び注記の適切性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>1．会計方針の変更理由の正当性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信用保証取引の収益計上に関する会計方針の変更が企業の事業内容の変更及び企業内外の経営環境等の変化に対応したものであり、かつ、会計事象等を連結財務諸表により適切に反映するために行われたものであると判断した根拠について、担当役員に対して質問した。</li> <li>信用保証取引に関連する主要な費用やシステムコスト等の間接費用の発生時期を閲覧し、保証契約時に発生する費用の割合が低減傾向にあり、保証契約期間に応じて発生する費用の割合が大きくなっていることを再計算することで確かめた。</li> <li>信用保証取引の主力商品である、リフォームローンやオートローン等の顧客の支払回数の推移を入手し、履行義務充足の観点からそれぞれ長期化傾向であることを確かめた。</li> </ul> <p>2．注記の適切性の評価</p> <p>当該変更に関する注記が適切に行われているか否かを評価するため、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>注記された当該変更による影響額の算定に用いられたデータの正確性及び網羅性を評価したうえで、当該影響額を再計算した。</li> <li>当該会計方針の変更の内容、変更を行った正当な理由及び変更による影響額が、連結財務諸表の注記に適切に反映されているかどうかを確かめた。</li> </ul>

貸倒引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は2022年3月31日現在、連結貸借対照表上、貸倒引当金を128,517百万円計上しており、「注記事項(重要な会計上の見積り)1.貸倒引当金」に具体的な見積方法が記載されている。</p> <p>会社は予め定めている「貸倒償却及び貸倒引当金規程、同細則及び同運用指針」に則り、正常債権及び管理債権(3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権)のそれぞれについて、過去の実績を踏まえた統計的な手法により予想損失率を算出し貸倒引当金を計上している。また、一部特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>予想損失率の算定においては、新型コロナウイルスによる一定の影響があるものの、翌連結会計年度の個人消費は緩やかに回復するものと想定しており、採用する予想損失率は大幅な上昇とはならないという仮定のもと貸倒引当金を算定している。</p> <p>会社は信販事業を中核事業として営んでおり、計上している割賦売掛金等の営業債権の回収可能性は、景気の動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等の影響を受ける可能性がある。また、新型コロナウイルス感染症の景気に与える影響が深刻化した場合は、予想損失率の上昇などにより貸倒引当金を積み増す可能性があり、見積りの不確実性の程度や経営者の判断に依拠する程度が高い。したがって、当監査法人は、貸倒引当金の見積りを、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、貸倒引当金の見積りを評価するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>貸倒引当金の見積りに関連する内部統制の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>債権分類の正確性を担保するための内部統制及び貸倒引当金の算定の正確性を担保するための内部統制の整備及び運用状況を評価した。</li> </ul> </li> <li>債権分類の正確性の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>サンプリングにより抽出した債務者について、債権の回収状況、折衝記録等を閲覧し、また必要に応じて債権管理部門への質問を実施し、債権分類の正確性を評価した。</li> </ul> </li> <li>貸倒引当金の見積手法及び見積額の妥当性の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>割賦売掛金等の貸倒実績額と過去の予想損失額の比較分析を行うことにより、過去に計上した貸倒引当金の見積方法を評価した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ポートフォリオ全体の信用状況の変化を検討するために、債権分類毎の趨勢分析等を実施するとともに、直近の管理債権の貸倒の状況を閲覧した。</li> <li>基幹システム内のデータと貸倒引当金の計算の基礎とした資料が整合しているかどうか、基幹システム内のデータと貸倒実績率の計算の基礎とした資料とが整合しているかどうかを検討するとともに、貸倒実績率の再計算手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症が債権分類及び予想損失率に及ぼす影響に関して、経営者及び債権管理部門に質問を実施するとともに、個人消費や資金需要の見通しについて利用可能な外部情報と比較検討し、経営者の採用した仮定を評価した。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul></li></ol>

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は2022年3月31日現在、連結貸借対照表上、繰延税金資産を34,921百万円計上しており、「注記事項（重要な会計上の見積り）2．繰延税金資産」に具体的な見積方法が記載されている。</p> <p>会社は将来減算一時差異に対して繰延税金資産を計上しており、その回収可能性は将来3年間の事業計画等に基づく将来課税所得に基づき評価している。なお、将来課税所得の見積りにおいては一定の不確実性を織り込んでいる。</p> <p>将来減算一時差異のうち、貸倒引当金に係る将来減算一時差異については過去の貸倒実績を勘案し、それ以外の将来減算一時差異については個々のスケジュールリング結果等に基づき解消額を見積っている。</p> <p>将来の事業計画の策定においては、新型コロナウイルス感染症による一定の影響があるものの、翌連結会計年度の個人消費は緩やかに回復するという想定のもと、事業計画等における各事業の営業収益及び貸倒関係費並びに金融費用等の見直しを行っている。</p> <p>会社は、当該主要な仮定及び新型コロナウイルス感染症による影響について、「注記事項（重要な会計上の見積り）2．繰延税金資産」に記載している。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性は、景気の動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等の影響を受ける可能性がある。また、新型コロナウイルス感染症の景気に与える影響が深刻化した場合は、事業計画等における各事業の営業収益及び貸倒関係費並びに金融費用等の見直しに重要な影響を及ぼし、将来課税所得の見積りが変動する可能性があり、見積りの不確実性の程度や経営者の判断に依拠する程度が高い。</p> <p>したがって当監査法人は繰延税金資産の回収可能性を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>繰延税金資産の計上に関連する内部統制の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>繰延税金資産の算定の正確性を担保するための内部統制の整備及び運用状況を評価した。</li> </ul> </li> <li>将来課税所得の見積りの合理性の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>将来の事業計画等に含まれる主要な仮定である各事業の営業収益及び貸倒関係費並びに金融費用等の営業費用の見直しについては、経営者や経営企画部門に質問するとともに、過去実績からの趨勢分析及び利用可能な外部情報と比較検討し、経営者の採用した仮定を評価した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症が事業計画等に及ぼす影響に関して、経営者や経営企画部門に質問を実施するとともに、個人消費や資金需要の見直しについて利用可能な外部情報と比較検討し、経営者の採用した仮定を評価した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>将来の課税所得の見積りにおいて経営者が織り込んだ一定の不確実性を評価するために、過年度の事業計画と実績を比較した。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>将来減算一時差異及び繰越欠損金の解消予定時期のスケジュールリングの合理性の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>過年度の将来減算一時差異及び繰越欠損金の解消実績を閲覧し、経営者が行った将来減算一時差異及び繰越欠損金のスケジュールリングの合理性を評価した。</li> </ul> </li> </ul></li></ol>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オリエントコーポレーションの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社オリエントコーポレーションが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

2022年6月22日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 暢子  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーションの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

「注記事項（会計方針の変更）2．信用保証に関する会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度より(1)信用保証取引の収益計上方法の変更、(2)信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金に関する会計処理の変更及び(3)集金保証前渡金に関する会計処理の変更を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 信用保証取引の収益計上方法の変更理由の正当性及び注記の適切性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（信用保証取引の収益計上方法の変更理由の正当性及び注記の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

#### 貸倒引当金の見積り

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貸倒引当金の見積り）と同一内容であるため、記載を省略している。

#### 繰延税金資産の回収可能性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。